

平成25年知立市議会 3月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成25年3月14日(木) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 杉山 千春 | 川合 正彦 | 永田 起也 | 村上 直規 |
| 風間 勝治 | 中島 牧子 | 三浦 康司 | |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 市 長 | 林 郁夫 | 副 市 長 | 清水 雅美 |
| 建設部長 | 佐藤 勇二 | 土木課長 | 稲垣 衛 |
| 建築課長 | 塩谷 興信 | 都市整備部長 | 神谷 幹樹 |
| 都市整備部次長 | 杉谷 正樹 | 都市計画課長 | 鈴木 克人 |
| まちづくり課長 | 野々山 浩 | 都市開発課長 | 加藤 達 |
| 上下水道部長 | 加藤 初 | 水道課長 | 杉浦 範夫 |
| 下水道課長 | 塚本 昭夫 | | |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 成田 春夫 | 副 主 幹 | 池田 立志 |
| 議事係 | 加藤 智也 | | |

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

| | 事 件 名 | 審査結果 |
|--------|---------------------------------------|------|
| 議案第13号 | 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第17号 | 知立市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例 | 〃 |
| 議案第18号 | 知立市道路構造の技術的基準を定める条例 | 〃 |
| 議案第19号 | 知立市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 | 〃 |
| 議案第20号 | 知立市準用河川における河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例 | 〃 |
| 議案第21号 | 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 議案第22号 | 知立市都市公園条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 議案第23号 | 知立市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 | 〃 |
| 議案第24号 | 知立市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例 | 〃 |
| 議案第25号 | 知立市公共下水道条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 議案第26号 | 市道路線の認定について | 〃 |
| 議案第27号 | 平成24年度知立市一般会計補正予算(第5号) | 〃 |
| 議案第29号 | 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 〃 |
| 議案第31号 | 平成24年度知立市水道事業会計補正予算(第2号) | 〃 |
| 議案第32号 | 平成25年度知立市一般会計予算 | 〃 |

| | | |
|--------|------------------------|---|
| 議案第34号 | 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計予算 | 〃 |
| 議案第38号 | 平成25年度知立市水道事業会計予算 | 〃 |
| 議案第39号 | 平成24年度知立市一般会計補正予算（第6号） | 〃 |

午前9時57分開会

○川合委員長

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は18件、すなわち議案第13号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第31号、議案第32号、議案第34号、議案第38号、議案第39号です。これらの案件を逐次議題といたします。

それでは、議案第13号 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について、挙手により採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第13号 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 知立市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

○中島委員

おはようございます。

国の基準を市の条例でということの大きな流れの中で、以後、第25号までありますけれども、私は、それぞれ法律と基準を少し変えたのか、また変えなかったのか、また現状がこの条例の基準にマッチしたものになっているのか、それぞれ大変チェックしなければならないというふうに思っているわけですが、この第17号、市道に設ける案内標識等ということでありませぬ。これについては、今言った点ではどのような認識でおられるのか、まず伺いたいと思います。

○土木課長

案内標識の寸法を定める条例ということでございます。これにつきましては、一括法による道路法の一部改正という規定に基づきまして、案内標識、警戒標識及び補助標識、そういった寸法を内閣府令・国土交通省令で定めておる寸法を参酌して条例で定めるということになっております。

今回、上程する条例につきましては、そういった省令等を参酌して、愛知県が条例を定めております。そういった県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例、そういったものを参酌して今回、知立市の条例としております。

内容的に変わっているところがあるかということでございますけど、案内標識、警戒標識につきまして、自動車の通行に支障を及ぼす恐れがある場合、その他特別の事情がある場合に、そういった標識の寸法の決められた寸法の2分の1まで縮小ができるというところを、狭い道路とかそういったところで車にひっかけられるという、そういったことがありますので、そういった部分を省令から変えて県条例としております。そういったところも、知立市は県条例と同じような形で定めさせてもらっております。

以上でございます。

○中島委員

わかりました。県と同じような視点でということで、狭い道については縮小できるよということ

が新たに入ったという、そういうことですね。

当然、今の設置されている看板は、こういった基準に、今までの基準ですが、マッチしたものになっているということの認識でよろしいんですね。

○土木課長

現在の標識は、それにマッチさせております。

○中島委員

交通に支障が出てはいけないというのが一つのポイントということで今言われまして、そこがちょっと変わったよということが言われました。

私、交通の支障という点で、道路標識とはいえないんで、市の責任で、ここの裏の駐車場から外へ出るところに、左側に大きな、駐車場に看板があるんですね。駐車場に掲げている看板。あれが行くときに左側が見えない。わかりますかね。あれ大変見にくくて、自転車の方が来るのに、出てみようとする、ぶつかる可能性があるというね。これは市が掲げている看板ですので、そういったことも、この条例に当てはまるものではないですね、これは。市道じゃないもんね、駐車場です。

ただ、そういう観点で見ると、いろんなところに問題があるなということを感じて、これは条例そのものの問題ではありませんが、市が設置している看板が道路で見にくい状況になっていることだけ申し上げておきたいなと思います。これは庁舎管理のほうの責任の問題だと思いますので、ここでということではないかもわかりませんが、条例のポイントでは、やはりそういったことを勧告して看板をとということがありますので、市が設置する看板も、あらゆる看板もそういう視点が要るのではないかとということだけ申し上げておきたいなと思いますので、これは土木のほうに聞いていただけないので、副市長、御配慮いただきたいと思っております。

○清水副市長

今、御指摘の駐車場内にあります看板、これも駐車場がどこにありますよというのは、案内の大きな看板のことということで理解いたしました。これも一度現場を見て、そういう出入りに支障があるということが確認できれば、今御指摘のある

位置を変更するなどの検討をしていきたいと思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号について、挙手により採決します。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第17号 知立市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号 知立市道路構造の技術的基準を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

○中島委員

この点についても、先ほどと同様の観点で答弁いただけたらと思いますが。

○土木課長

この知立市道路の構造の技術的基準に関する条例につきましても、政令で定める基準を参酌して道路管理者が条例で定めるということになっております。

ただ、条例によらず、政令で定める技術基準を設定除外されている条項もございます。これは、

設計車両とか建築限界、それから自動車の荷重に対する必要な強度、そういったものが条例では定められないことになっております。

知立市の条例といたしましては、これも県条例に準じて定めております。ほとんど同じでございますけど、政令から県条例が変更されたポイントでございますけど、まず、交差点部において右折・左折のあるところの道路の交差点部分の直線部分の縮小規定というのが2.75メートルまで縮小できるという、そういった規定がございます。交差点部は、右折・左折がある場合は、真ん中の車線も通常市道だと3メートルですけど、2.75メートルまで縮小できるという、そういった規定がございます。

それから、今言いました屈折車線、右折・左折、そういった車線がある場合、その車線の、2.75メートルとか3メートルとかいう数字になるんですけど、これを2.5メートルまで縮小することができる。そういったことを入れております。

それから、道路の停車帯につきまして、一般的に省令では2.5メートルを標準としておりますけど、現在まで特例規定で1.5メートルを愛知県は基準として特例を使用しておりましたけど、その特例を標準化するというので、1.5メートルを標準ということにしております。車線のすぐ路肩につける停車帯の部分でございます。

以上が、県が道路構造令から変更している部分でございます。

あと、県条例を踏襲して市条例としとるわけですけど、県条例にある高速道路とか自動車専用道路、そういったものは知立市にないものですから、その部分は、県条例から知立市条例は省いております。

以上でございます。

○中島委員

市道ですから、これは市道の構造ということで、そういったことで。

先ほどわからないのは、左折・右折がある場合の直進というのは、交差点という意味じゃないんですか。右折車線があって直進があるというこ

とは、4差路の交差点という意味なんですか。

○土木課長

交差点部分において、直進、それから右折・左折という、そういった付加車線がある場合の直線の部分ということでございます。

○中島委員

十分理解ができないところが、直進はなぜ細くていいのかというのがちょっとわからなかったんですけども、中身に深く入るということは、また勉強しなきゃいけないので結構なんですが、特例にしていたものを標準にしたということで、停車帯については1.5メートルの幅だということの一つはあるということがわかりました。

第9条に自転車道を設けるとか、第10条は自転車歩行者道とかあります。今の停車帯というのがあります。こういったものについては、必ずしも置かなくてもよいというふうになっているんですね。だから、ないところがいっぱいですよ。こういった基準があるわけですけども、これから道路をつくっていく際にはこのようにしていくという基準ということによろしいんですね。

○土木課長

今後、道路の新設、改築、そういった場合にはこの条例を適用することができるということで考えております。

○中島委員

第16条は、曲線半径について書いてありますよね。スピードと曲線の半径のあり方というね。これについても、今この基準から外れたところというのは知立市内にはありますか。

○土木課長

この基準は、ずっと以前から道路構造令ということでありますので、県ですとか国の補助金をいただいてやるところについては、そういったチェックも入っておりますので、大体2車線道路、センターラインがあって2車線の道路については、この基準が当てはまっております、この基準外という道路はないと思います。

○中島委員

この点については、これは市道をつくる際の構

造ということですので、その際にチェックが入ってということ。

これは、実は知立団地の外周道路で、ちょうど東小学校の少し南あたり、大きくカーブをしておりますね。昭和5丁目のところのカーブですね。あそこはこの基準に当てはまっていないと。これは公団が開発するときにつくった道路で、市が責任を持ってつくったものではないんですけども、あそこは基準に当てはまっていないと、そういう御認識はないですか。

○土木課長

設計速度によって曲線半径が決まってきますので、設計速度をかなり落とした形で設定しているのかなというのはありますけど、ちょっと、今、通行する方たちがかなりのスピードを出されて通っているもので、こういった曲線半径ではちょっと対応できないのかなというところがあるのかなというふうには思っております。

○中島委員

これは、いろいろ対策はとっていただいたんですけど、実は、それこそ建設部長が黒谷さんだったかな、随分昔の話だったんですけど、実際にこの基準から当てはまらないということが確認をされて、交通事故が多発しておりました。ちょうど東のほうからそのカーブに入っていくと、5丁目の住宅のほうに乗り上げて塀にぶつかっていくというような事故が、もちろんスピードを出したためですけども、よくありまして、同じ方が2回も塀を壊されたというようなことがありましてね。その際に調べたら、この基準に合っていなかったということもわかったんですよ。それで、速度を落とせ、落とせ、落とせという非常に物々しい標識をあそこに道路にはつけました。それによってなくなった、それ以後の交通事故というのは、ほとんど大きな事故はなくなったということの経過なんですね。

だから、曲線半径というのは大事なことだなということを感じております。そのときは、構造的にはもうどうしようもないから、どうしようもないという話でした。構造的にはね。これ見たら、

少し道路を傾斜するというのも書いてあって、きついカーブのときには少し道路を傾斜すると。もちろん、ちょっと雪国などなんて書いてあるので、スリップしやすいからという意味もある、などですからあれですけども、少し傾斜して、スピードがたとえ出たとしても、外にはみ出して走らないという、そういう工夫も少しこの中に、その道路を変えられないなら、こういう手もあるんだなということ、私はこれを読んで感じたわけなんです。そういう認識は持っていたきたい。

今は事故が、幸い交通安全対策としてやっていただいたことが効果を上げたということでなくなってきているなというふうには思いますけれども、そういう道路が、知立市内にはあそこが私は1カ所あるなというふうには思っておりますので、改めてその辺のほうの確認をしていただきたいなと思います。

現状認識として、今、構造を変えるということができない。それは当時の話なんですけど、知立団地のほうを削ってこうするなんてことはとてもできないからというような話で、安全対策とるしかないということでやっていただいたという経過がございます。

それは、だから道路としてそういう道路があるということ、これをちょっと認識をしておいていただきたい。スピードが遅ければそれでいいんだと言うなら、スピードが今、合っているかどうかということも含めて一度調査して、また御報告をいただきたいというふうには思いますが、その点いかがでしょうか。

○土木課長

設計速度の捉え方が、ちょっとまずい点もあるのかなというようにも考えられます。

それと片勾配ですけど、一般的には、半径が少なければ片勾配を設けるといのが標準なんですけど、市街地で土地が形成されている状況で、土地利用が困難になるような状況があれば、片勾配を今回の条例では付さないことができることになっているんですけど、片勾配をつけて、スピード出しても行けるようにするのがいいのか、ほかの

対策を考えたほうがいいのかということがありますので、また一度、現地状況を確認しながら、一回ちょっと検討させていただきます。報告させていただきます。

○中島委員

第28条、平面交差または接続というところがあります。道路は、駅前広場等特別の箇所を除いて、同一箇所において同一平面で5以上を対応させてはならない。要するに、五差路はだめですよということが書いてあります。これからは、当然こういう観点だし、これまでもそういうふうに対応していらっしゃると思いますが、これは、現状として五差路というところについてあれば御報告ください。

○土木課長

ちょっと、今ぱつと五差路がどこにあるかと、多分あるかと思いますが、現状としては。ちょっと、今把握しておりません。

○中島委員

私も頭をめぐらせまして、あそこというふうには今すぐ出ないんですね。

だけど、五差路というのは今までも問題があるなどというようなことでやってきましたけれども、これも一度、道路管理者として、どこが五差路になっていて、一応これの条例から外れているんだという、こういう提案されるんですから、その認識をやはり持っておいていただき、今後の対応という課題になるのではないかと。そこが特に交差点で事故とかそういうことが多発していれば、当然問題になっているとは思いますが、その辺の現状と対応についてきちんと把握していただきたい。いかがでしょう。

○土木課長

その辺の現状も、一度把握したいと思います。

それと、道路を新設する場合は、この条例に基づいて、五差路以上の交差は設けないということに努めていきたいと思います。

○中島委員

また、それについても、先ほどの件とあわせて、この条例とマッチしていないところね。もちろん

自転車道がないとか、それはわかっていますが、事情も今まで議会でも問題になってきまして、つくっていかなくやいけないという課題がちょっと浮いた形になっているわけで、それはマッチしていないところですよ。路肩の問題とか、いろいろたくさん構造で出ておまして、これからはこうするんだはいいんですけども、現在の問題になっている、この条例にミスマッチのところがあるんだということは、やはり認識をしていただいっておくということが必要だと思うので、そういったもの、主な五差路とか、先ほどの曲線半径というような問題を含めてわかるところがあれば、一度一覧表で出していただけたらと思いますけれども。

自転車道、細かいところまでいくと多過ぎるんで、今言った2つでいいですけど、報告をしてください。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号について、挙手により採決します。

議案第18号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員と認めます。したがって、議案第18号

知立市道路構造の技術的基準を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 知立市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中島委員

これについても、参酌すべき基準という国のものと、また変わってきた点について報告いただきたい。そして、たくさん課題が、ここを見中でもございます。今後の大きな課題という点の認識を伺わせていただきたいと思います。

高齢者と障害者の移動の円滑促進法ということに基づいてこれが入ってくるわけでありまして、その点でもしっかりした対応がしていただきたい。本会議でも、高木議員が出ておりました。私も、前、一般質問で419号と旧国道1号線の交差点、あそこが、車いすの方は全く通行ができないということで問題指摘をさせていただきましたけれども、そういった大きな課題、認識を伺いたいと思います。

○土木課長

これにつきましても、一括法の関係によりまして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の第10条1項の改正に伴いまして、道路管理者は、特定道路の新設または改築を行うときは、移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に適合させなければならないということになっております。これにつきましても、愛知県が制定した条例を参考にして定めております。

県条例について、省令から変更されたポイントにつきましては、省令の第9条でございますが、横断歩道に接続する歩道等の部分の段差、これにつきましては2センチメートルを標準としておりますけど、県の規則におきましては、車いす使用者の通行に支障のない構造ということで、ゼロすりつけという形にしております。そこが省令から変更されているというか、変えている部分でございます。

市条例について、県条例から変更しているというところにつきましては、路面電車等の存在がないというところで、その辺の記述を削除しております。

以上でございます。

○中島委員

大きな課題と思っていることはありますかということで、現況の認識を伺っております。

○土木課長

大きな課題といたしますと、今後そういった道路を整備をしていく場合に、高齢者、障がい者、そういった方が円滑に移動ができる、現在知立市にある数少ない歩道ですけど、そういったところの整備を今後していくときに、そういったところがたくさんあるなというところでございます。

○中島委員

本当に車いすで行くととなると、町へ出て、小さな段差もそれが障害になるというようなことがございまして、そういったことにも配慮するということだと思います。

先ほど言った419号線と旧国道1号線、あそこのことについては県が工事を行ったと。国道ですね、あれは。国道419号線ですもんね。あれは、そういったエレベーターなりなんなりつけるということについて、それから、障がい者はどうやって横断するかという点についてちょっと配慮が足らなかったんじゃないかということも私も言わせていただいておりますけれども、この県条例そのものも今回つくったわけですけども、国の基準は、この点では変わりはなくあったということでもよろしいんですか。この第4条の部分ですね。第4条の部分は国の基準を参酌してつくってきていますけれども、この基準は、以前から国の基準としてあったという、こういうことで考えていいんでしょうか。

○土木課長

この第4条につきましては、以前からございます。

ただし、特定道路ということをおっしゃるので、特定道路という内容につきましては、高齢

者・障がい者の通行量が多い、そういった路線で、特にそういった同円滑の適用を必要とする、そういった道路ということになっておりますので。ただ、そこ、今の419号線のそういったところがこれに該当しなかったのかなというふうには思っておりますけど、ただ、配慮があってもよかったのかなということは今感じております。

○中島委員

この第4条の2項に、横断、立体、これ横断歩道橋ですね、にはエレベーターを設けるものとすると。ただし、昇降の高さ、高低差が少ない場合は、この特例の理由により、エレベーターにかえて傾斜路を設けることができるというふうに書いてあります。

昇降の高さが低い場合というふうにありますけれども、これは、低いというのは何メートルのことなんでしょうか。あれは低いんですか。

○土木課長

建築限界を超えて設置されているものですから、低いとは、標準的な高さだと思います。

どこでもエレベーターをつけなさいという話ではなくて、先ほど申しましたように、やっぱり高齢者・障がい者が多い一定の特定された、そういった道路の区間、そういったところについてこの条例を適用することになっておりますので、そういうことでございます。

○中島委員

2はどこに書いてあるんですか。

○土木課長

移動円滑の促進に関する法律の第10条1項というところが、道路管理者は、特定道路の新設または改築を行うときに、当該特定道路を移動円滑化のために必要な道路の構造に関する省令に定める基準に適合しなければならないというところで、特定道路につきましては、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の障がい者・高齢者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものであるということになっております。

ですから、そういった特定道路に関する新設、

改築、そういったところにおいて適用がされるというところですけど、この条例のその趣旨を踏まえて、その他の道路も一定のそういった整備が必要かなということでございます。

○中島委員

高齢者・障がい者が多数通る、高齢者だらけですよ、今。車いすの方だけじゃなくて、高齢者もいっぱいいるんですね。松並木を、どうぞ、歴史散策で歩いてくださいと。あれ通るときに、上へ登っていかなきゃいけないじゃないですか。なおかつ、かきつばたのほうへ行ってくださいということですね。前、歩け歩けでそのコースを行ったときも、みんなぞろぞろと登って、下がって、遊歩道のほうへ入ってきましたよね。

あれは特定の道路に該当しないというふうに見られないなというふうには私は考えております。これは、県が当時中心になって、国の国道ですけども、調整やられたか、その辺がよくわかりませんが。現在、若い自転車の方でも、あそこは通れないですよ。下は歩道がない。だけど、みんな無視して、下をビヤと走っていますよ、自転車は。青信号であれば、パーと真っすぐ行っちゃうと。

皆さん、あのようには、皆さんがつくった思いとは裏腹に、そんな通行の仕方は不便でしょうがないということになって、もちろん自転車の方がエレベーターに乗れという意味じゃないですけどね。あの横断歩道を渡るという不便さというのはあって、特に高齢者とか障がい者、車いすの方。特に車いすの方は、自分では絶対に登れません。電動車いすでも危ないんじゃないかと思われまして、あれは。押していく人でも、ちょっと力離れたら戻ってきちゃうというぐらいの、そういう状況ですよ。前にちょっとお話ししたら、それは誰ですかという。そういう問題じゃないでしょうということなんですよね。高齢者の方たちもそうだし、こういった問題は、本当ならこういう法律が前からあったと。知立市は、ここは歴史の散策道だと。みんなが通ると。市外から見えて、ここも歩くんだと。障がい者の方だって、ここを通れるんだと。

そういうことですよ。

そういう意味では、非常に観光客を呼びたい、呼びたいというふうにおっしゃる割には、あそこは、そうみんな通らない道だと。高齢者も障がい者も通らない道なんだと。特定道路ではないんだというふうに言われるのは、問題ではないですか。もっともあそこをメインに、使いやすい道路にさせていただきたいと、こんなふうに思うんですがね。

建設部長、いかがですか。

○建設部長

確かに、市内、特に知立市内、狭い範囲の中で、高齢者、障がい者等、いろんな機会を捉えて、いろんな道を通られるということはわかります。なおかつ、今の御指摘の道路につきましては、知立市の観光をうたっておりますところの松並木とかきつばたを結ぶ重要な常道ということになっておりますので。

当時、私もちょうど建設にかかわっておりまして、実は三河安城にありますところの歩道橋、1橋、この対応をした歩道橋でございます。ああいうものにできないかと。419号線の歩道があるじゃないかと、それから明治緑道もあるじゃないかと。敷地的には何とかなるんじゃないのという議論をした覚えがございます。しかしながら、やはりその特定道路の認定が取れていないよと、取れる道路ではないということで、どこでもこういうものができるといものじゃないよということで、ちょっと相手にしてもらえなかったという感じがあります。

市のほうは、その施設をそういう意味で使い勝手のいいようにしていくとなれば、それなりの負担をしてつくっていくということが出てきますので、これは今後つくっていく中で、どういう部分をこれに当てはめていくのかということとじっくりと議論して進めていかないかなというふうに思っております。

○中島委員

あそこにはつくれないんだという結論的なお話ですよ。経過はいろいろあったけど、つくれない

いと。

あそこを通れない人はどうするかという話になりますと、すぐ国道1号線がありますけれども、旧国道と平行してありますけれども、そこまで行ったとしても渡る道路がない。やっぱりそこも上に登ってくださいということになってしまう。横断歩道がないわけですが、全く。そこでどうするかといったら、ずっと北のほうの道を迂回して行ってくださいというふうに言われました。高齢者とか障がい者の方に、ずっと迂回するというのは、北のほうへ迂回して、要は419号線の下をくぐって、ずっと昔の道を通って旧国道のほうへ出ていけば、ぐっと行けば、一応道はあるよという、こういうことでしたけれどもね。

それが高齢者や障がい者の移動の円滑化の促進の法律に精神が合っているかということになると、合っていないんじゃないですか。そこのところを、じゃあこれができないなら、じゃあどういう手だてをとってあげるのかという代替策が、代案がないとやはりいけないんじゃないかなと。向こうを回りなさいと言うんじゃないかと、代替策をじゃあどういうふうに考えるのかというところが、今からでも私は考えてもらいたいなというふうに思いまして、これが一番大きい、私は課題として今認識しているんですけども。

本当に道路の段差とかいろんなところではやっていたらいいし、公園になれば、本当に大きなスペースをとって、特定公園と言わないので、どの公園でも、つくるときには多目的トイレということで、もう絶対的にこれつくっていきますでしょう、今。そんなに障がい者が、ここ公園に来ないなと思うところでも、必ずつくりますよ。そういう受け皿をつくって、今みんなが障がいのある方もない方もという認識で対応しているけれども、道路がそうならないと。こういうところがなっていないということに関しては、今後、対策について何か検討していただけないか。

○土木課長

今後の課題ということになるかと思えますけど、先ほど言われました横断歩道ですか、傾斜

路がちょっと緩やかにできるとか、そういったところが検討はされているとは思いますが、再度、その辺の検討をちょっとしてみたいと思います。

○中島委員

これ、ぜひ県とも一回相談して、こういうものをつくっちゃったんだけど、どうするんだと。通れなくて皆さん困っているんだけど、どうするんだということを、県ともやはりきちんと話し合いをしていただいてね。県の責任、大きいんですけど、これは。市が幾ら言っても、県がやった、国がやるということですけども、そういった点では、きちんとそのところを伝えて、対応策について何らかの方向性を出すように私は求めたいと思いますが、最後にその辺をお答えをいただきたい。

副市長、いかがですか、こういうの。担当部局としては精いっぱいやるとるけども、どうしようもない、手も足も出ないというお顔をしてみえるんですね。トップで考えていかなきゃいけないんじゃないかと思います。

○清水副市長

先ほど、土木課長も建設部長も御答弁申し上げましたけども、今の現状になる過程が、非常にそういう議論もあった上でのということでございます。

そういう中で、今後そこをどのように解消するかについては私どもも考えるわけですけども、先ほど御質問者申し上げましたように、県のほうとも、そういう何らかの方法があるのかということ、まずはそういったところから一度お話をさせていただくようにしていきたいと思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号について、挙手により採決します。

議案第19号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第19号 知立市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 知立市準用河川における河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

○中島委員

同様の質問であります。お答えください。

○土木課長

これにつきましても、河川法の改正から来るものでございます。河川管理上、必要とされる技術的基準を、政令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定めるということになっております。

知立市内には、県河川が6、市の河川、準用河川が8河川あるわけですけど、県につきましては、今までどおり河川法の適用を受けております。準用河川のこの8河川につきまして、この条例の適用ということでございます。

どのように変わっているかというところがございますが、河川構造令、それを参酌して技術的基準を知立市条例で定めておるわけですけど、内容的にはほとんど変えておりません。ただ、ダムですとか、知立市の河川に該当のない部分につきましては、それを削除させてもらっているというところでございます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号について、挙手により採決します。

議案第20号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第20号 知立市準用河川における河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

まずは、先ほどと同様をお願いします。

○建築課長

これも、地域の自主性、自立性を高めるための地域主権一括法によりまして、公営住宅法の改正がありました。それに伴いまして、知立市営住宅管理条例の一部改正をする必要が出ました。

法の改正では、主に3つの点がありました。

一つとして、同居親族要件の廃止、それから2つ目に、入居収入基準について、それから③番目として、整備基準についての3点であります。

条例において措置する必要がありとなっております、条例委任というふうになっております。①

番の同居親族要件、これは昨年条例化されまして、今回は入居収入基準と整備基準と、これを含めた改正になっております。

以上で、大まかな話でございます。

○中島委員

高場市営住宅の際に、この議論がありましたよね。今回は整備基準と収入の基準を条例の中に盛り込むということで、ある意味では、内容的には2回目変わるというか、市営住宅が変わってきたわけですね。

これは、市が独自にという点は特にはないということで、基準はいいんですよね。

それで、この中で、第3条の6というところの中の住まいの基準ですよ、住宅の基準というものがありまして、防火避難、防犯のための適切な措置ということですね。防火避難、防犯のための適切な措置を講ずるもの。これは前から基準としてはあったわけで、条例にうたうわけですからね、今回はね。新しくこの基準ができたという意味ではないですけども、こういった点、市営住宅を管理する方として、そして次の2項は、住宅には外壁窓等を通しての熱の損失の防止、その他の住宅にかかるエネルギー使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする、こうなっているんですね。3が、遮音性の確保ということが言われておりますね。隣、それから上下の関係で、迷惑のかからないような遮音性と。住まいが快適になるように具体的にこういうふうに出て、あとはほかにもありますけどね。給水、ガス、そういったこともずっとあります。

5項目が出ておりますが、1項目めと2項目めという点について、配慮はどのようにされているのか。認識はどうでしょうか。

○建築課長

今回の条例も、以前から法令によって定められているということございまして、これを条例にさせたということでございます。

第3条の6の1項、住宅の基準については、防火避難、防犯ということがうたってあります。これは、もし火災があったときには、2方向から逃

げられるように、両側に階段がついているということでもあります。それから、避難ができるようなはしごだとか、そういうものも設置されております。

それから、2番の2項については、これは省エネ対策がうたってありますので、これは住宅の性能基準等を守るように、省エネ対策をするようにしてあるということです。これの細かくいくと、技術的指針によってその内容が決められておりますので、その中で、等級がいろいろな等級があります。それに合致するように決められておるといふ中身でございます。

以上でございます。

○中島委員

そうすると、高場住宅の玄関のすき間風という点では、冷暖房が本当にすぐ逃げちゃうというふうに言われております。もう玄関近くに行ったら、冬は寒い、夏は暑い。冷暖房入れてあっても。そこ、部屋のドアを開けると、向こうの冷氣だとか、熱気だとか、そういったものが部屋の中に入り込んでしまうというぐらい、玄関のところの、これは遮音じゃなくて遮熱というか、そういうところがふぐあいだということを私は思っているんですけども、そういった点は、この基準で考えられなかったんでしょうかね。

○建築課長

確かに、入居されてから、夏場はよかったんですけど、冬場になってから寒いということが1件、2件ぐらいありましたかね。これは、扉については、製品自体が違うということでは、合致していないということじゃなくて、調整の仕方が、夏場において1センチメートルぐらい開閉しやすくするために余裕を持たせたということがあります。そういう苦情を受けてから、どのぐらい改善できるのかということで、1センチメートルぐらいあったものを、相当狭めて、何ミリメートルかの単位に調整をさせていただいて現在に至っておるといふ状況でございます。

○中島委員

だから、この第3条6の2ですね。ここのとこ

ろについては、ここは少し違うような現状が発生したということについては認識をしていらっしゃるわけですね。

○建築課長

調整不足があったかなというところで、申しわけなかったなというふうに考えております。

○中島委員

それで、一般質問でお願いした後、速やかに対応していただいたというふうには思っております。そうしたら、また寒い寒いという言葉が寄せられまして、2月に入ってぐっと寒くなったときは耐えられんということで、また工事屋に直接、工事屋といいますか、何かやってもらおうと思って頼んでいるというふうに言っておられます。下のすき間がまだ1センチメートルぐらいあるというようにことを言っていました。

それと、引き戸になっているんですけども、構造上、このワンスパンのドアがそのままぐっと引くという作りではありませんね。2段階で折り畳んでいくという、こういう引き戸になっていますね。2段階に。狭いところなので。それができなかったかどうか、私はわかりませんがね。1枚ドアで、すっと入る引き戸であればまだよかったですね。ところが、半分開いて、また2段階形式の扉になっている。この1枚と2枚の間のすき間も、まだ1センチメートルあると。こここのすき間からも風が入ってくる。

こういう、本当にドアはやっぱり使うべきじゃなかったなということを思いますけど、今、全部かえるなんてことは、とてもすぐにはできない話でしょうけれども。

こここのところにもやっぱり何か入れる、スポンジみたいなもの入れようとか。でも、開閉するのに一々こすりますからね。どうやったらいいんだろうということでも頭を悩ませている。自分でカーマへ行って何か探して、いいものはないかなというふうにやっているということなんですよ。そうすると、省エネのタイプではないんですね。この玄関ドアというのがね。ほかのところは、本当にすばらしくできているんですけども、バリア

フリーだし、本当にどこへでもすつと段差なく行ける。ただ、テラスに出るところだけは段差がありますけどね。部屋の中は本当にスロープというか、何も段差がなく移動できると。大変すばらしいと喜んでみえるんだけど、何しろ玄関のそのすき間風というのが、冬の間、本当に大変で、どうしよう、どうしようというのがまだ続いているということなんですね。

もう少し対応ができないかなというふうに思いますし、あとは個人で皆さん買ってきてやっているというふうで本当にいいのかなと思いますけれども、明らかにこの第3条の6の2項については、部分だけはちょっといただけない結果になってしまったなというふうに感じておりますけれども、改めて御所見を伺いたい。対応策、何かやっていただけるか。もう一度じっくり調査していただいて対応していただけるか。住民任せにしておいていいのか。人が変わったときには、またそのところが同じ問題が発生しますよね。いかがでしょうか。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

先ほどの質問でございますが、高場住宅のほうでは、つくってちょうど1年ぐらいたつということとありますので、高場住宅のほうの自治会が3月下旬にございます。総会がありますので、そのときに点検についての日時等を話し合いをさせていただいて、どういうふうに進めるかということも、ちょっとその場で話し合いをしていきたいなと思っております。

以上です。

○中島委員

1年たってということで、総点検を一応やるということですね、総点検を。自治会の方たちの御

意見も伺いながら実施するというので、ぜひお願いをいたします。

改善すべきは、市が責任を持った方がいいと思います。個人責任じゃなくね。市が責任をとって、こういう対策をとりましょうというのを、基本をしっかりと打ち出すということであれば、入居者が入れかわったときに、また困っちゃいます。そういう点で、ぜひ対応をしていただきたいということでお願いをいたします。

それから、入居基準というものが今度条例化されるということで、従来もあったわけですが、この改正前後ということで見ますと、大分表記の仕方が変わって詳しくなっております。福島復興再生特別措置法第21条の規定に該当する者にあつては云々かんぬんというところについても書いてありますけれども、基準という点では、変わった点という御説明をいただきたいと思います。

あわせて、収入基準ですね。収入基準もこういう形で書いてありますが、これはいろんな方の事例がざっとありまして、21万4,000円という数字がずっと並んでおります。これの説明。15万8,000円というところもあります。この説明をお願いいたします。

○建築課長

まず、変わった中身でございますが、公営住宅法の整備基準によりまして、改正前の公営住宅法では、国土交通省に定めました公営住宅等の整備基準があります。公営住宅法の改正によりまして、公営住宅の整備基準は、基準を参酌して事業主体の条例で定めるということで、市営住宅の整備基準を定めたという中身でございます。福島復興の件は、住宅に入れるという特例ですね、公営住宅、改良住宅、これに入れることができますという特例を入れるために、ここに改めて、まだまだ福島の方も長時間かかるということで、条例に入れさせてもらったということです。

それと、それにあわせて、暴力団関係の方は入居できませんよということが入っております。

収入については、いわゆる高場でいいますと、福祉枠関係ですね、そちらのほうは21万4,000円

ということで、あとについては、従来どおり15万8,000円という決め方でございます。

○中島委員

これは、年収を12で割ったものという、こういうことですか。

○建築課長

これは、所得の中からいろんな控除があります。それを引いた残りを、全部で12で割ったときに15万8,000円が基準になります。それ以下の方が、通常一般枠の人は入ると。身障者だとか、子育て世帯の方については、もう少しお金が要るということですね。21万4,000円という、今までもやっていたとおりの基準で今回もいくということでございます。

○中島委員

全体の収入をいろんな控除を差し引いて、所得ですかね、いわゆる。何を差し引くのかということ、この際ちょっと明らかにして、勉強させてもらいたいんですけども。

このところがなかなか判断しにくいところで、21万4,000円の月収ですよというふうに言ってもピンとこない。所得だよというふうなことなのか。こういうものは、国保の場合の所得の決め方とか、この間、質疑でやりました児童福祉のいろんな基準ですとか、所得という言葉の中身がみんな違うんですね。収入というふうに書いてある、その中身がみんな違うんで、この際の収入というのは何を指すのかということをはっきりさせていただきたいなと思います。

○建築課長

ちょっと手元にございませんで、その辺の中身は、後でまた報告させていただきます。ちょっとお待ちいただきたい。

○中島委員

では、これは数字が今回変更されるというものではありませんので、後から紙に書いたものを下されば、全員の方に配付していただければよろしいかなというふうに思いますので。

すぐにというか、この委員会の最中に出ますかね。この住宅に関しましてはもう終わって、次に行

きたいと思っはいるんですけど。

○建築課長

去年の高場のほうの募集の中身のもののコピーであれば、すぐに出るかと思います。

○中島委員

それはすぐ出すと言ったら、出してください。

あと一つだけ、ここの第6条の(3)のところ、地方税を滞納していない者であることというのが、市区町村税を滞納していない者であることというふう今回変更されております。これは、なぜこういうふうに変更したのかということをお尋ねしたいと思います。第6条の(3)ですね。

○建築課長

以前の条例の中には、地方税ということで明記されております。したがって、地方税というと、市税と県税ということになりますので、今回は、県税のほうはなかなか確認ができないと、滞納しているかどうかということが。今回は、県税を除いた部分という表現で、表現としましては、市区町村税を滞納していない者というふうに改めさせていただいたということです。

○中島委員

県税はわからないけれども、県税が滞納されていても、市の住宅なので、それは問いませんということが一つですか。問わない。

○建築課長

調べるできないということです。

○中島委員

徴収は、市県民税を大体一緒に徴収していますけどね。わからないということです、そういうことと。

滞納していてもいいという判断ではないと。それは問わないということです。

○建築課長

趣旨からいけば、条例の中でいけば問わないということになりますが、滞納自体はいいということではないものですから、なるべく払っていただいた人に入っていただきたいということだと思います。

○中島委員

でも、それは問わないですよ、この条例は。一切問わないものになるということですよ。希望はあっても、問わないと。県民税は置いておいて、市税だけ払えば問わないというようなことです。大体、私、県民税だけをこっちに口座を入れてと、そんなことしないと思うんだけど、今。そうですね。市県民税というふうで徴収が来ますもんね。その件はいいです。でも問わないというふうになったということですね。いいのかなと思います。

であるならば、市区町村税なんていう言い方をなぜするんですか。市税でいいんじゃないですか。市区町村なんて、なぜ書くんですか。県はだめだ。ましてや、区とか町村なんて全然関係ないじゃないですか。

○建築課長

これは、入居のときに市外の方も当然応募されますので、そのときに滞納がない方ということですね。市外から見える方。そういう意味で書いてあると。愛知県の場合は、それを調べることができませんので、今回は地方税という言葉をやめて、市区町村の表現に変えさせてもらったということです。

○中島委員

でも、一貫性はないですよ。全ての滞納を対象にするような形ですよ。今まで、今住んでいらっしゃるところで村民税を払っていないと。そういう人は、知立市に来て、この市営住宅には入れませんよと。申し込みができませんよと。だけど、県民税は知らないよと。県のほうがもっと大きな意味であるんですけども、県民税は知らないよと。

地方税でいいんじゃないかなと思いますけど、取れ取れという立場で言っているということじゃないんですけども、門戸を狭める立場ではないんですけども、趣旨からいったら、地方税でいいんじゃないかなと。

今までそれがわかって、後から困ったというようなことがあったんですか。

○建築課長

これは、衣浦東部の中で話し合いをした中で、こういうふうに決まってきたというふうにも聞いておりますので、この地区、地域で取り扱いと同じにしていこうということでございます。

○中島委員

衣浦東部でこれは調整したという中身だということは余り今まで出てこなかったんですけども、他の条例もそうなのかどうなのか、そうなる。県の条例ができて、その後、いろいろ参酌、該当しない部分は除外する。これはやりますよね、当然。

その最後には、衣浦東部でこれらの条例はみんな調整したということですか。ちょっと今、たまたまこの今の第21号で答弁があったんですけども、建設部関係もそういうことですか。

○土木課長

条例を制定する案をつくる中で、いろいろ聞きはしましたけど、調整はしておりません。

○中島委員

この点については、地方税を滞納していない者であることというのが、そんなに大きなふぐあいがあるのかなということを思いますよね。ふぐあいがあるんですか。直す必要ないんじゃないですか、それこそ。県民税わからないから、滞納していてもいいというふうにするのはどうかと。

○建築課長

地方税と入っているものですから、その中で当然、市のものはわかるわけですけど、その中でも県税が入っているということで、それが実質調べることができないということがありまして、地方税と入っていると、もう何か調べていかないと聞けないのかなということにもなりますので、今回の改正で、調べることができないものについては除外をさせていただいたということでございます。

○中島委員

建設部長もそういうふうなことで納得して、これを提案されたということですか。

○建設部長

この辺の中身につきましては、部内で一応話はさせていただいております。

○中島委員

副市長どうですか。こういう対応は。もう県民税の滞納は一切問わないということで。いいですよ、幅が広がってね。入れる方にとってはいいんですけども。その辺の対応としてはいいかということを確認したいんですね。

○清水副市長

この点については、当然私などの認識でも、市県民税を納めていただくのを滞納されているのか、納税されているのかというのは一緒に対応するものだと思いますので、それは殊さら分ける必要はないのかなという思いでありますけども、今、実務者レベルでそのほうが明確だというふうな判断の中で、今回こういう改正に至ったのかなというふうに私推測しました。

あえて厳密化というんですかね、したのかなと。実務的な面でというふうに理解をしました。

○中島委員

一度、県民税の徴収方法について確認してくださいよ。県だけ直接、県民税ですと言って、県宛に納付書を送って出すなんてことは一切してないと思うんですね。していることがあるんですかね。だとするならば、市税滞納という、県民税も滞納と、それはセットになるので、市税滞納だけ言っていればいいという結論になるのかもしれないんですけども、その辺の確認。言葉上、県民税はいいんだねということについての認識でいいかどうかですよ。

これ、税務課のほうにその辺は相談したことがあるんですか。ちょっとこれは、こんな、あえて市区町村民税なんて要らないように思いますけどね。

○建築課長

一度、時間内に一回調べてみます。きょうじゅうに何とか答えが出ればというふうに思います。

○中島委員

そうですね、本当はすぐ調べていただかないと、それこそ、こういう細かいところですけども、自由討議対象ですよ、これは。こういうやり方はね。資料がないと、ちょっと自由討議もできないとこ

ろもありますけども。

私の認識では、一緒に徴収されているというふうにね。あえて分離して、こっただけ払うんだと言って主張する方がいれば、県には恨みがあるから、私は県民税を払わない、市民税だけ払うと言って、頑としてやられる方がいるかどうか知りませんが、一般的には一緒なんじゃないですかという認識ですけどね。

そこを、わざわざこういう形で地方税からこうしなきゃいけない理由にするというのはおかしいなと。かえって変じゃないかと。もとのままでいいんじゃないかと思うんですね。

大至急、1回調べてください。

○建築課長

今の件は、1回調べます。

それから、先ほどの収入基準について、出し方が、今ペーパー来ましたので、算式を言わせていただきます。

これは、県営住宅の入居の申し込みと算式は同じですので、ちょっと読み上げます。

年間総所得金額があります。そこから個別の特別控除27万円、寡婦の方ですね、これを引きます。それから一般控除としては、38万円掛ける同居親族数、または扶養親族数が38万円掛ける人数で引き算ができます。今回プラスのほうですけど、その他特別控除では、障がい者が27万円、特別障がい者40万円、それから16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族25万円、老人扶養親族10万円ということで、それぞれの人数分を掛けて、これを引き算ができるということです。これを全体で12で割るという中身であります。

詳しくは、県営住宅、こういうものにありますので。

○中島委員

先ほどの件、大至急ということで回答をもらいたいんですね。この議案が終わってしまうので、質疑が。その件だけは至急調べてくださいよ。電話でもわかるんじゃないですか。県民税の徴収の仕方なんてのは。大至急、動いてくださいよ。聞いていらっしゃる裏の方が調べて、すぐ持って

きてくださいよ。

○川合委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時29分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

地方税の話でございますが、地方税の中でも、たくさん税がありまして、その中身が非常に多くて、それを全部調べ切れないということがございます。

したがって、内容を、それじゃあ申し上げます。地方税の中にも、県民税と市民税に分かれておりまして、県民税の中にも、普通税と目的税が分かれております。その中で、普通税では、県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車税、鉦区税、狩猟者登録税、固定資産税、法定外普通税。それから目的税が、自動車取得税、軽油取得税、入湯税、水利地益税ですか、たくさんあるということで、これらを個別に調べることができないということで、近隣各市もそういう中身で今回はこのようにやらせていただいたという経過であります。

○中島委員

たばこ税なんていうのは、市にも県にもあるわけ、それを今、事例に挙げるのはおかしいと思うんですけどね。たばこ税払う、市税として入ってきますよ、知立市も。たばこ税を払って、それは買ったときに、もうついているもんね。直接現金で税を納めるものでもないし、ゴルフ税はどうか。そんなことまで全部入れないんなら、市税だってわからないことはいっぱい出てくるし、そういうことじゃなく、趣旨的に、ちょっと今の説明は幅広過ぎてわからないし、今までもそんなことは多分調査もしてなかっただろうし。

自動車税が一番端的にね。今言われた普通自動車という話ですが、普通自動車税が、たまたま

去年の払っていないから住宅に入れんちゅうのは、それはどうかなというふうにも逆に思いますが、今回はそれが外れるわけですからね。ハードルはうんと低くなるということですね。入居のハードルが。そういう意味では。だから、市税の中の、たばこ税までは具体的には問われませんが、たばこ税もね。だから、市税の中で、例えば軽自動車税が滞納がありますよと言ったら、この方は入居資格がないと。そういうことですよ。

そういった市に直接入る市税のみを対象にするという中身にするということで、これは、逆にそんな事例があったのかどうかさっぱりわかりませんが、ハードルは低くなったというふうには受けとめておきます。いいですね。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号について、挙手により採決します。

議案第21号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第21号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 知立市都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

もう、これもちょっと先ほどと同様の基本的なところ、何か独自性があるものなのかどうなのかね。その辺を、せつかく市が条例化できる権利もついているわけですけども、市独自の公園のこれからの基準というものに検討された点があれば伺いたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長

これも、地域の自主性、自立性を高めるための改革で、第2次一括法に絡むものでございます。

市が設置する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準について、これまでは都市公園法に基づきまして、改正前の都市公園法施行令、政令で定められておりましたが、改正によりまして、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったものでございます。

2つ目ですが、市が設置する都市公園の公園施設の設置基準については、これまで同じように都市公園法によりまして、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積、これの総計については敷地面積の100分の2を超えてはならない旨が法定化されておりましたが、これが改正によりまして、100分の2の値を参酌基準として国からの条例に定める割合を越えてはならないこととされていたことや、同項のただし書きに規定する、政令で定める特別の場合についても同様に政令の規定が参酌基準とされたために、新たに定めるものでございます。

加えて、現行の条例において、物品販売や営業行為の取り扱いについて明確に定めてありませんでした。過去には、営利目的のサッカー教室に不正に都市公園を使用され、非常に苦慮したことがございます。このため、物品販売や営業行為等については原則禁止であることを明確に定めるものでございます。

使用料について、内容詰めてございますね。使用料について、還付に関する規定がなかったものですから、新たに定めるものでございます。

公園1人当たり面積でございますが、市全体で、

1人当たり7平方メートル、そして、市街化区域内、これは5平方メートルという1人当たり面積を定めさせていただきます。

以上でございます。

○中島委員

わかりました。建築物の配置という点では、100分の2以内でいいよということだけど、当市も100分の2とするということですね。物品については、禁止を明記したと。使用料還付も明記したという、そういった点ですね。それはわかりました。

1人当たりという7平方メートル、それから、市街化においては1人当たり5平方メートルということが書いてありますね。当市でいうと、こういう基準でいうと、それぞれが何平方メートルなんでしょうか。

○都市計画課長

現状でございます。市区域全域ですね。これが1人当たり、現状では2.88平方メートル。市街化区域の中、これは1人当たり2.7平方メートルが現状でございます。

○中島委員

前々からこれは少ないことはみんな認識しているわけで、当市としては、一度は総合グラウンドとありましたけども、やはり全体の今の政策の中では無理だと私どもも思っており、凍結をさせていただいているというふうに思っております。

市長もよく言われる、身近にたくさん、公園が知立市はあるよという、それは逆に売り物にしてもいいんじゃないかと。本当にたくさんあるねということと言われるときあります。他市から来た方からね。だから、そこのところを今リニューアルしていただいて、よりグレードアップすると、こういうことが今できる最大限のことなのかなというふうに思うわけでありませぬ。

ここのこれについてはいいんですが、ちょっと違う話で恐縮なんですけれども、副市長にちょっと、基本的なところなので。

今回ほかのところ、文化広場の横のかきつばたで、今駐車場として使っている用地。この用地

を買ってくれというような話があると聞いております。そのいろんな調査もするというようにしているようですが、その件で、私は公園扱いにできるような何か方策ができないのかなという感じもしたんですけども、ちょっとこれは観光のほうで利用するというようなことが一つはあって、そんな話が出ているように思うんですけども、その点、ちょっとわかればお願いします。

○清水副市長

ただいまの件は、現在、かきつばたまつり、これ年間通してお借りしているわけですけども、その地主さんが、ほかの活用を考えたいというようなことというんですか、もあって、できれば市のほうで買ってほしいというような申し出をいただいている中で、この話は過去にも何回か同じような申し出があったようなんですけども、先方のいろんな御都合の中で、もう1年いいですよというようなことでずっと来まして、昨年来、少し具体的にそういうお話がありました。

私どものほうも、それをできれば引き続き貸していただくのが一番現状としてはいいかなということで、そうお願いもしていたんですけども、先方の御事情もあるということで。

実は実施計画の中にもそういう議論をして、できれば、将来のことを考えれば購入をしていきたいということだったんですけども、現時点では、たしか、すぐに購入費というの、ちょっと先方のおっしゃっている金額と、私どものほうが実計の段階で考えていた金額と相当開きがございます、とても私どもが今考えている金額では購入できませんということに現実、多分なっているはずなんですので、新年度の予算で鑑定をするなり、そういうことを一応調査するというんですかね。その関係の費用が、たしか計上させていただいているというふうに理解していますので、今後、先方とのお話し合いの中で、どういうふうに行くかなというようなこと、この平成25年度の一つの課題ではございます。

その土地をやはり購入するという議論をする中でも、じゃあ果たしてそれが、かきつばたの駐車

場で使うのは1カ月半とか、長くても2カ月ですので、それ以外の10カ月を何とかうまく使えないかということ、それをやっぱり今後の、それも購入のことの課題とあわせて、活用方法の課題です。

ふだん公園として使えれば、それはいいんですけども、公園として使うということは、駐車場としての使い勝手が悪くなってしまうと思いますし、駐車場として使い勝手をよくすれば、今度は他の目的で使うということが非常になかなか難しいというようなこと。なかなか本当に、これ知恵を出していかないかなというふうには思っていますけども。

ということで、現時点ではまだまだいい考えが浮かんでいないというのが現状です。平成25年度、その辺の答えを出していかないかなというふうに思っております。

○中島委員

その点で、年間2カ月ぐらしか使わないのに、買うのもったいないねという話の一つありますし、また公園の面積が余りにも足りないということであれば、私は上手に使えないかな。公園としてね。公園といっても、ブランコだとか滑り台とか置いちゃったら、それはだめなので、例えば、今言われているテニスコートが不足していると。テニスコート、昭和グラウンドで市外の方もよく入って皆さん使っているということも含めて、テニスコートをもっとつくってほしいという、こんな話も出ているわけです。スポーツ公園という形でできないかなというふうな私は、それが都市公園ではないということになると、ここでお答えいただけない話にはなりますが。

でも、昭和グラウンドとかも、そういうものもこのカウントの対象ですよ。全く違うか。そのところについて、テニスコート等も含めて、今、違う違うと言われまして、公園というふうな位置づけをしながら、テニスコートもあって、駐車場もできるというふうな使い方ができれば、私はいろんな方面の方が求めているんじゃないかなとまとめるのかなという、そんな感じもするんですよ。

総合公園とはちょっと置いておきますのでね。総合公園の中には、スポーツをやるところも欲しいとか、いろんなことですよ。休息の場所とか、お散歩をする場所とか、いろんな総合公園としての役割というものがここにも書いてありますけども、それには全然匹敵するものではないけども、あそこに少し緑で囲って、ちょっとベンチぐらいは脇に置いてというような、実質的にそうやって皆さんの憩いの場と、それからスポーツの場というふうに確保できたらいいんじゃないかなど。少しでもこの都市公園というカウントができるような方法で活用ができないのかなというのは、私が一つ考えているんですけども、少し検討の中にも入れていただけたら。

○清水副市長

当初予算で、商工費の中に不動産鑑定の手数料と測量委託料というのを組みせていただいております。これが、先ほど私が申し上げた、購入する金額云々というの、まだこれから話ですけども、これの調査をするためというふうに私理解しておりますので。

今おっしゃいましたように、これが余り破格な購入費ということでは、なかなか、これまた皆さんの御理解がいただけるのかなという半面、利用形態も含めてありますので、そこはやっぱり慎重に検討していく必要がありますけども、平成25年度中にその辺の、先ほど申し上げましたけども、解決をしていく課題だというふうに理解しております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永田委員

済みません。少しお聞かせください。

先ほど中島委員から条例についての答弁をいただいたものですから、ある程度は理解させていただいたわけですけども、私も、公園についてはさんざん、ちょっと一般質問とかでもやらせていただいた経緯もありまして、その辺でちょっと今回の条例の改正でお聞かせください。

まず、今回の条例で、先ほども説明があったと

おり、2条の3の5に書いてある、商業、募金を募金に改めという形で、そういった物品販売や営業行為の禁止を明記するという形で説明がありました。それで、以前サッカーでもあったということなんですけど、これは草刈公園のグラウンドの中で、敷地内でそういった行為があったということで理解してよろしいでしょうか。

○都市計画課長

あるサッカースクールなんですけど、今、スポーツ関係で貸し出ししている公園というのが、昭和5号公園と、その草刈公園と御林公園の3カ所ございます。

そのサッカースクールがやっていた公園というのは、谷田のほうの本林公園というところで、どちらかといったら、スポーツで専用で貸し出すような公園ではございません。それを許可なしにやっておって、他の方の利用に対して非常に障害をしていたということで、独占使用していたというところで、職員が、毎回毎回それはだめですよという旨を現場のほうに行きました。それでも、警察が来ても、誰が来ても、もう無視してやっていた状況が続きましたので、こういった条例が今までなかったものですから、新たに加えさせていただいたということです。

○永田委員

ありがとうございます。忠告をさんざん無視していた行為ということだったんですけども、今たまたまグラウンドゴルフ、草刈公園でやらせていただいているんですけども、その中で、そういう営利目的ではないんですが、私も手袋とボールを買ったことがあるんですけども、そういった行為も一切禁止だということになるわけですか。

○都市計画課長

私どもが非常にこだわっておるのは、それは自分たちが、例えば企業として、会社としてそのサッカースクールを設立しまして、営業を目的にしてやっている行為、それを禁止にするということでございますので、そこで、例えばそれをするためにとか、そういったものに関しては対象にはしておりません。

○永田委員

少し安心しました。というのは、以前にもやはり、今、商工祭なんかはパティオの駐車場でやっているんですけど、以前は草刈公園でやった経緯もありまして、そういった行為もできなくなるのかなというふうに。私は、青年会議所とかいろんな団体で、会場なんかを探すのに大変なんですけども、そこで草刈公園のグラウンドを使わせてもらったこともありますし、そういった、ああいったイベントは、全然企業の営利目的でも何でもないのでいいかなと思いますけども、そういった形では、ある程度は許されるというようなことで認識してよろしいのかという、そこだけちょっと最後確認させてください。

○都市計画課長

その辺のところは、使用の届け出を出していただければ、これは何ら問題ないというふうに思います。

○永田委員

ありがとうございます。わかりました。そういった形で理解させていただいたということだけ認識させていただきます。

それと、この都市公園、今、全域で2.88平方メートル、市街化では2.7平方メートルと少ないということで、確認でありますけども、これは借地公園も含まれている区域内ということでよろしいでしょうか。

○都市計画課長

都市公園ですので、そういった借地公園というものは含まれておりません。

○永田委員

ありがとうございます。一応確認させていただきました。

借地公園、たしか十何カ所あったと思いましたが。済みません、ちょっとお答え願えますか。

○都市計画課長

済みません。借地公園ですが、ごめんなさい、7公園でございます。

○永田委員

そうですね。私も、これ前々から言わせてもら

つとるんですけども、今回の一般質問でもちょっと公園のこと、公園じゃなくて駐車場のこともちょっと触れさせていただいたわけでございますけども、現に今、弘法町には丁風公園の都市公園があつて、私が今住んでいるところが、都市公園は新田公園、今リニューアルしていただいております。弘栄公園の3カ所になるわけでございます。

この南陽通りと環状知立線の中、いわば長篠と弘法の中心街に、要は借地公園が2つしかないんですね。今、弘法さん命日になると、1つの借地公園が使えなくなるというような状況の中で、全域には小さな身近な公園をたくさんつくるといふようなことも市長言われておまして、総合公園のことは、市長が強い気持ちで凍結だということで、それをどうにかというようなことではないんですけども、その辺について、どうしても1つぐらひは都市公園を要望しておきたいなというふうに思いますけども、そういった面で、知立全域内ではそういった公園の要望という形では承っておりますところはほかにごありますか。

○都市計画課長

借地公園ということでございますが、第1回目の区長会のときに、一応、各区長さんがおそろいになるもんですから、そのときに少しでも借地できるような土地がございましたら、そういったことで利用をさせていただきたいという促し、お願いはしております。

先ほど、申しわけございません、弘法山憩いの広場というところがあるんですが、そちらのほうは借地をして都市公園のカウントに入れておりません。失礼しました。

○川合委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時58分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○永田委員

お昼を挟んでの質疑でございます。

先ほどの昼入前の答弁で、この弘法山の憩いの広場は、借地だけど都市公園だよというような答弁でありましたけども、元来、借地公園は都市公園に入っていないというふうに思いますが、その辺、どういった形でそういう都市公園のほうになっておるのか、その辺ちょっとお伺いさせていただきます。

○都市計画課長

実際には借地公園だけでも、それは都市公園には含めないのではないかとこのふうにもございますが、借地公園であっても、都市公園としての扱いは、告示を整備して、供用開始する前に告示をすれば都市公園という扱いになるものですから、そういった手続を経て都市公園にいたしました。

○永田委員

ということは、知立市の全域の公園の平方メートル当たりが2.88平方メートルというふうにお伺いしたんですけども、これは、たしか借地公園も含まれていない平方メートルですよ。

○都市計画課長

先ほど全体で2.88平方メートルと、1人当たり面積で言いました。その中には76の公園があります。その中に借地公園でございますが、上重原憩いの広場、そして弘法山憩いの広場、それぞれ2カ所も入ってカウントをしております。

○永田委員

ということは、このほかの借地公園は、平方メートルには入っていないということですか。

○都市計画課長

告示行為をしておりますので、ほかの公園は入っておりません。

○永田委員

では、この告示の供用開始する、しないで何か平方メートルあたりが変わってしまうというような、ちょっとわけわからない状況なんですけども、

借地公園であっても都市公園というふうに定めているのが、先ほどの弘法の憩いの広場と上重原ということなんですけども、これはちょっとよくわからんけども、何でこういうふうになっているのかというのが。供用開始から告示されたという

ふうにおっしゃっていますけど、どうしてこんなような形になっているのか、ちょっとその経緯を教えてください。

○都市計画課長

この公園は古くからもあるんですけども、要するに、都市公園の中には都市計画公園と都市公園というふうに分かれております。その都市計画公園というのは、都市計画決定を経てできた公園、これが都市計画公園でございます。そのほかにも公園、当時、古い時代には公園の面積にかかわらず、そして借地公園であるかないかにかかわらず、告示を打って、そうすると都市公園に定められました。何でもかんでも、大きい、小さい、面積にかかわらず都市公園ということで告示行為をすると、非常に扱いが難しくなってくるということで、最近では、おおむね1,000平方メートルを基準にして都市公園にしております。ですから、少しその辺で基準が以前は曖昧でございました。そういったところで、最近では1,000平方メートルを基準として都市公園にするというふうにしております。

○永田委員

おおむね理解できました。1,000平方メートルを基準にであれば、それにはまるんであれば、借地公園でも都市公園という形になっていくと、そういった形になるということ。

○都市計画課長

そうですね。恐らく私が推測する中では、その辺を、恥ずかしい話ですが、理解をせずに、供用開始するときに告示行為を打ったというものであろうかと推測を私いたします。

そういつて告示行為をして、これはもう公園の用途以外に使えないんだというふうにするものですから、非常にその後の扱いが難しくなってきます。もう少しこの公園を小さくするというふうなところでも、なかなか公園以外の用途では使えないということになるものですから、その辺を柔軟に今後も対応していくために、余り大きくない面積、そういったものに関しては都市公園というふうに、告示をする行為はなるべくやめるように。しかし

ながら、それは公園の用途で使っていくよというふうにはさせていただいているところでございます。

○永田委員

元来借地公園というのは、遊具だとか滑り台だとか、あるいはトイレの設置、基準等あると思うんですけども、その辺はこの2つの公園に関してはどういった基準になっているのか、その辺を教えてくださいませんか。

○都市計画課長

借地公園でございますから、これは最初、大体契約をするときには10年という形で契約を地主さんとさせていただいております。その中に、基本的には恒久的な構造物、遊具ですね、そういったものは設置は余りしておりません。そして、またトイレ。トイレも、それはもうコンクリートで打ったりすると、地主のほうに返すときに、非常に取り壊してまた返さないといけないという、更地にして返さないといけないというふうになりますので、仮設のトイレを設置しているところが多いという形になっております。

以上でございます。

○永田委員

それ、仮設のトイレであれば、ちょっと法律だとかあれもちょっと忘れちゃったんですけども、それはそれでいいということで定められて、基準に際してクリアされているということによろしいんですか。

○都市計画課長

基準というものが、ちょっと私には解釈的にわからない部分があるんですが、そういった基準というものはないんですが、地元からの要望を受けてトイレが欲しいということになると、立派なトイレをつくって、例えば途中で土地を返してほしいというふうに言われた場合には、それをまた壊してやらないといけないという、非常に不利益をこうむるケースが多いものですから、基本的に地元さんがトイレを設置してほしいという要望があれば、仮設のトイレを設置させていただいているところがございます。

○永田委員

わかりました。ありがとうございます。

そこで、ちょっとまた弘法のわくわく広場に戻るんですけども、これもちょっと一般質問で触れさせていただいたわけでございますけども、弘法山命日になりますと、このわくわく広場が露天商の車専用という形でとめます。これは、以前にも区長の了解を得て、区の了解を得たという形で行いんですけども、余りにも路上駐車が多いということも含めて、そういった形で今の形になっているわけですけども、これの露天商の専用の、今わくわく広場にとめる形になってはいますが、これは使用料金というのはいいただいているわけですか。

○都市計画課長

これは地元の区長のほうから使用願いが出ておるものですから、その命日の日にですね。やはり、その地区の方の生活道路にその露天商の方の車がとまるということに関しては、非常に影響、迷惑を受けているということでございますので、やむなくこれは貸しているところなんですが、料金のほうはいただいております。

○永田委員

そうですね。料金はいただいているということなんですけども。

これは、もうこういう形になって四、五年たつと思うんですけども、そろそろやはり何らか対応をしてほしいなというふうに思うわけですね。それが、やっぱり町内の人からもそういった意見が出てまいりまして、それはまだ区からの要望を入れているわけじゃないんですけども。

数少ないあそこら辺の公園が、やはり弘法山命日、土日にまたがるときもあります。そうすると、やっぱり本来公園という形のもので使用できなくなるということになっております。今、無料とおっしゃいましたが、弘法山命日に参拝される方の駐車場は料金をいただいているわけですね。その辺ちょっと矛盾していると思うんですけども、その辺、この辺は経済課がまたがる話になるものですから、一概に都市整備のほうに言うわけじゃ

ないんですけども、その辺の矛盾はちょっといかなものかなというふうに思いますが、その辺のように思われていますか。

○都市計画課長

やはりこの辺は、先ほども申し上げましたが、地元の方の生活圏への影響が非常に大だということで。加えて、地元から、区長から、地元からの要望であるものですから、これはやはり料金を取るわけにはいかないというふうに思っておりますので、少し市民部のほうの考え方と、我々のほうの考え方とは異なってくる考えがどうしても発生するものですから、我々のほうでは料金は取っていないという形になります。

○永田委員

確かに地元の要望という形で、私も一緒に要望に行ったような形でしたからね、あの当時は。それは重々わかるんですけども。だったら、参拝者も有料じゃなくて無料にすべきじゃないかというふうに私は思うんですけども。その辺は経済課の考えもあるものだから何とも言えませんが、その辺の矛盾という意見も出てまいりましたので、またちょっと一度検討していただきたいというふうには思いますが。

そういった観点から、ここ数年の間にまたいろんな意見が出てきましたので、その辺を考慮していただければというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

とりあえず、この条例に関しては、私、以上とします。ありがとうございます。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

○風間委員

ちょっと第4条関係で、1点だけ確認させてください。

第4条は、行為の禁止とあります。

第4条、都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合はこの限りではないと。

この、ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合はこの限りではないというものを追加すると。

そして、(5) 広告または宣伝をすること。

(8) 物品販売、業としての写真または映画の撮影、その他の営業行為をすること。(9) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の風潮を害し、都市公園をその用途外に利用し、または都市公園の管理上支障があると認められる行為をすることと。これを追加するということでもあります。

この辺は、先ほど都市計画課長から、この文言を追加する背景等を聞かせていただいて、なるほどと思っておるんですが。再確認で、この辺は知立市の独自性ということで、あるいは今まで十分なそういう指導ができんという流れの中で、あえてこの条例化とあわせて横出し部分といたしましょうか、充実させる意味で明記したと、こういう考え方でよろしいですかね。

○都市計画課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○風間委員

それで、私もこれは当然こういうことは必要だと思います。特に、先ほど御紹介がありました御林公園でしたか、谷田の、本林公園ね、本林公園で幾ら指導をしても、もう確信的に他人の迷惑顧みず、そういう営業行為、そういう教室をやっていたというものは、断固的確な指導のもとに、ほかの市民、利用者の皆さんに迷惑がかからない状況にしていくというのは当然の務めであって、大変であったなと思いますけど、それはどうになりました。ちょっと先にそっちのほうの状況だけ確認したいと思うんですが。

○都市計画課長

多分、半年以上のやりとりがあったと思います。もう1年ぐらいになるんでしょうか。

当時の担当者が、ある公園でサッカースクールをやっているというのを発見しました。そのときに、届け出は出しているのかということも申し上げました、こちらのほうから。そのときに、許可は出しているよと。そして、また地元のほう、区長さんにも許可を得ているよというふうに言っていました。帰ってきてから、事実関係を各區長さん、地元のほうにも、そして我々の使用届を見て

も、その辺はもう聞いていないよというところでしたので、じゃあ届け出を出してほしいという旨を伝えたものです。

その後、営業をもとにしてサッカースクールをやるということがわかってまいりました。そういうことでいうと、そういった地元密着型の公園で、全面を利用してサッカースクールを開いて、そしてまた授業料を取って活動をするという。また、親御さんには許可はとっているよと言いながら、こちらのほうに使用届を出してほしいというふうに申し上げたんですが、いずれにしても、来たことには来たんですが、そのときには営業はしていないんだと、授業料は取っていないんだというようなことを言って、なかなか理解に応じない。カウンターの前では、大きな声を出して帰っていくということからすれば、子供たちへの影響は非常に懸念するということであって、これは断固許すべきではないということで、今まで立ち向かってきました。

担当者は、見つけたときには注意をして、帰ろうとすると、車の前に立ちはだかかって、帰させてもらえなかったということで、警察にも連絡しましたが、警察が現場に来て注意しても、それはもう何らたじろぎもせず、ずっとサッカースクールも続けるということがずっと続いたものですから、じゃあ、こうなってくれば我々もある程度実力行使を同じように、そのサッカースクールをやる日には、もうバリケードをつくって、そして担当者もその前に立ってずっと営業をさせないようにしてきました。それでも、もう警察が来て、サッカースクールやっていたときには、もうやめない。そういったことは非常に許されるべきじゃないということで、我々はこういった禁止行為を、ここに第4条に入れさせてもらって、もう今後このようなことのないようにというふうに入れさせていただきました。

現状は、そういったことを担当者が一生懸命やってもらったものですから、もうよそのほうに行って、知立市内ではやっていないというところを聞いております。

○風間委員

よそのほうで迷惑かかっちゃつとるかもしれないですね。

だから、この地域主権改革一括法の関係で、やっぱりこういうものは条例制定の独自性という部分で、せつかくの機会なもんですから、そういう状況が考えられるなら、横の連携もして、こういう制限項目もきっちりを入れていくというのが必要なことであろうというふうに思いますね。

それで、今の場合は(8)と(9)の両方に該当してくる禁止行為ということになりますね。それで、これで条例化して、可決、成立の暁には、これを根拠にもう徹底指導できるということなんですが、ただ、私がざっくりと感じるのは、あくまでも禁止行為の規定であって、罰則規定はついていないですよ。その辺の内部の条例制定時の検討状況。

やはり、私はそういうあしきやからがおる限り、またいつ何どき繰り返すと限らないわけでして、そういう罰則規定等も見据えた形でやるべきではなかったのかという思いもしているんですが、その辺、なかなか難しさはあるんですけど、その辺の罰則制限項目を入れるというのは、その辺はいかがでしょうか。

○都市計画課長

前の条例では、その辺の第4条にあるような行為の禁止のところ、物品販売等営業活動、その辺がうたってありませんでした。そういったところから、なかなかその罰則規定まで持っていくのが非常に苦慮したというところがございます。

今回、その禁止行為としてうたわせていただいたものですから、そうなってくると、この罰則規定の中に、第17条でしょうか、ここのところに該当をするというふうになりますので、今後はこういったところで罰則規定を盛り込んでありますので、そういったこともあることから、慎重に今後は対応していけるものと、やっていけるものではないかなということがあるものですから、その辺も慎重にやっていきたいと思っております。

○風間委員

ちょっと、私、きょう準備不足で持ってきていないもので、第17条、どういう条文になっているのか紹介してください。

○都市計画課長

罰則で、第17条で、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科す。

第1項として、第2条第1項、または第3項、(第15条において、これらの規定を準用する場合を含む)の規定に違反して、同条第1項、各号に掲げる行為をした者。

2項に、第4条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者と。

こういうふうにごうでうたってあります。そういったところから、今後はこれに対応できるような条例になってきたというふうにごう釈してあります。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

最後というのに申しわけないです。

先ほど、借地公園のことをずっとやられておりました、ここには借地公園の条例じゃないのでありませんけれども、借地公園の設置基準というのは要綱であるんですよ。要綱になっていますよね。イエス・ノーだけでいいんですけど。

○都市計画課長

要綱のほうで定めてあります。

○中島委員

それで、先ほど1,000平方メートル以上は都市公園として告示行為をするというふうにおっしゃいましたよね。ここの第22条ですが、都市公園は0.25ヘクタールを標準と定めるというふうにありますよね。標準として定めるなので、これは2,500平方メートルか、0.25ヘクタールですからね。1,000平方メートルであれば都市公園にカウントするというような、その兼ね合いがちょっと明確じゃないと、条例の意味がなくなっちゃうなと。要綱の中でそれをきちんとうたうのかどうかのかわかりませんが、都市公園に規定するならば、これに当てはまらないというふうにごう思

うんですね。ちょっとそこところは整合性のない答弁をされたので、確認をさせていただきます。

○都市計画課長

以前も、施行令の中で0.25ヘクタールというのをごうございました。0.25ヘクタール、2,500平方メートルを標準とするというふうにごうたってあります。標準でございまして、解釈の仕方によると、それ以下でもいいよというところで、県のごうに、私も非常に気になって、例えば街区公園と言って呼ばれるもの、その公園は何平方メートルから街区公園になるんですかというごういをさせていただきました。そのごう答としては、特に定めはございませんということでしたので、面積的に定めは、ごう時から標準ではあるけれども、定めはないというところでごういますので、非常に小さな公園も都市公園というふうになってあります。

○中島委員

せごうかく条例で基準を明記するというごうことになって、ここの部分追加になっているわけですよ、第1条の2ということごうね。標準としてごう書いてあります。近隣公園のごうほうは、2ヘクタールを標準として定めると、ごうなっています。

知立市のごう狭い市域ですから、ごうちょっと小さくごうなごうてもいいごうじゃないかというごう感じもしないごうもない。この基準は、県条例のごう広さをそのままにして標準とするというごう文言になっているごうか。知立市で、ごうもう少し小さくごうてもいいごうじゃないかごう言うなら、知立市ごう独自のものを定めごうてもいいごうじゃないかしらごうと思うごうんですよ。ごうしたら、借地公園をごうどうするごうというごう話もごうくごうくごうなごうなってごうっちゃうごうもごうんだごうから、ごうちょっとごうびごうちごうとごう線を引いてごうほしいごうなごう思ごうって。

○都市計画課長

ごう確かに、ごうおごうしゃるごうことはごう非常にごう正論ではないごうかなごうというごうふうにごう私もごう思いますごうが、ごうこのごう辺がごう考ごうえごう方としてごうしっかりしたごう答ごう弁にはごうなごうってないごうかごうもごうわかりごうませごうんごうけどごうも、ごう昔ごうからごうあるごうこの0.25ヘクタールをごう参ごう酌するごうというごう形ごうでごう入れごうさせてごういただきました。ごう確ごうたるごう根ごう拠ごうもごうちょっとごうあれごうですけど。

○中島委員

だから、市の条例にする意味が、それではないんですよ。市の条例にする意味がないと。一定の、知立市はここを都市公園にする、これ以上を近隣公園にするという基準を知立市としては持つということのための条例化ではないかなと思うんですね。これは全県一緒の、ここの部分でいうと、一緒の内容ですか。

○都市計画課長

この条例を定めてからは、まだこの3月議会でかけるところが多いものですから、しっかりと確認はしていないんですが、これの考え方は、相当昔からの考え方でありまして、0.25ヘクタールを標準とするということですので、我々も街区公園に関しては0.25ヘクタールを標準として設けていくという考えでやはり考えないといけないのかなというふうに私は思います。0.25ヘクタールを基準として、それ以下でも街区公園、都市公園に定めることもできますよという幅を利かさないと、これ以下の公園はどうなるのかということもあるものですから、一応知立市の標準となる面積というのは2,500平方メートルですよという考えで今後も設置はしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

先ほどの1,000平方メートルの基準という、ありましたね。借地公園の場合、1,000平方メートルあればいい。随分乖離があるものですから、それで伺ったんですけどね。2,500平方メートルじゃなく、2,000から3,000平方メートルぐらいということならわかるんですけども、1,000平方メートルですからね。だから、そのところがどうなのか。

都市計画公園というふうにきちっと告示をした場合のメリットというものは、じゃあ何かということになりますよね。それはどうなんですか。

○都市計画課長

やはり、これは市単独で公園を整備していくと、非常に膨大な事業費がかかります。そういったところからすると、都市計画公園と決定を打つと、国からの補助、県からの補助、そういったさまざま

まな財源を得ることができるものですから、計画的にその都市計画決定を打っていくという考えがございます。

○中島委員

その際、国はおおむね2,500平方メートルとしているけども、1,000平方メートルでも、国も認めてもらえると、こういうことですね。そうすれば、補助金も入った上での整備ができる。借地公園だから、返さなきゃいけない時期が来るということかというと、国庫の返還なんてことはくっついてきませんか。

○都市計画課長

そういったところもあるものですから、都市公園に種類には、都市計画決定を打った公園と、都市計画決定を打っていない都市公園。ですから、どちらも都市公園といいますけども、言い方は、都市計画決定を打ったものは都市計画公園。

だから、都市公園も告示行為を打てば都市公園に入るわけなんですけども。ですから、都市計画決定を打っていない公園というのは都市公園と呼びます。どちらも都市公園と、言い方難しいんですけど、都市公園なんですけど、種類としては、都市計画公園と都市公園の差があります。ですから、どちらも都市公園ですが、先ほど、全体でいえば76公園ありますよということになります。

○中島委員

だから、1,000平方メートルでも都市公園ということで補助金ももらえると。都市公園であれば都市計画決定でなくても、補助金はもらえる。そして、早く返してくださいとなったら、返還しなければならぬかもしれないということですか。見きわめでやっているわけですね。

○都市計画課長

基本的には、都市計画決定を受けた都市公園が、基本的には国からの事業費だとか、補助金だとか、そういったものを受けることができます。

ちょっとややこしくて申しわけないんですけど、どちらも告示行為を打つんですけども、都市計画決定を受けていない都市公園は、基本的にはそんなに補助メニューというのは少ないです。しかし、

今回の公園施設長寿命化計画とかありますけども、その中には、都市計画決定を打っていない公園でも、都市公園となっていれば補助金が入るというメニューもございます。

以上でございます。

○中島委員

わかりました。わずかでもそういった財政的な支援が受けられるということでやっている。1,000平方メートルを一つの目安にしていると。都市公園に告示しようと。そういったものも、私も今持ってこなくてあれですけども、借地公園の要綱の中には、そういう分類として1,000平方メートル以上は都市公園にするとか、そういうこともきちんとうたって基準をつけているということでもいいですか。

○都市計画課長

借地公園のほうは、基準としては1,000平方メートルと。余り小さい公園を借りるというのは、用途的に非常に難しいものですから、基準として1,000平方メートル以上の借地。

それはちょっと、都市公園とちょっと置いておいていただきたいんですけど、借地公園という考え方で考えていただきたいんですけども、借地公園という最低の、ある程度標準的な面積、これは1,000平方メートル以上ある土地がもしございましたら、借地公園として貸していただかせんかというような形のうたい込みはしております。

○中島委員

明確なものをきちんと手にして、こちらの都市公園条例ということと借地公園ということと、きちんと両方、これも実質的には市民の公園というふうに供給できているわけですから、その辺はきちんと両方しっかり明確にしてほしいなというふうに思います。

一番冒頭、この面積が足りないという、どう拡大するのかという、その一つが借地公園でしたし、足りない公園をどうするかという、借地公園がその一つだったし、先ほど言いました文化広場のほうの、これはちょっと山のものともわかりませんが、もし購入した際には、御林公園でも周り

にずっと木があって、ベンチがあって、あそこは野球ができるわけですけども、テニスのコートみたいなものでも取り外しができるような工夫したのもありますのでね。だから、そういうようなことがあれば活用もできるんで、公園としても都市公園というふうな位置づけで、こういう御林公園だとか6号公園、野球よくやりますけどね、そういうような公園というふうには活用できれば、買う価値があるのかなというふうに思いますのでね。こちらはもっとふやしたいという思いがあると思いますので。

総合グラウンドは、まだちょっと、今とても手がかからない。たまたま今回そういう駐車場用地を買ってほしいという要求があると、そこをこの公園の整備を広げるといものにちょっと位置づけていただければ拡大できるんじゃないかなというふうに思っていて、十分その辺を、それが可能なものかどうか。用水路がちょっとあったりとかという、どこまでが一体的に使えるのか、それもありますけども、そういう視点でも、ぜひ都市計画のほうでもちょっとかかわって議論に参加していただけないかなというふうに私はお願いしておきたいなというふうに思いますが、都市整備部長、いかがでしょう。

○都市整備部長

先ほど来、議論をされておりますが、都市公園の位置づけというところのことにちょっとかかわってくるわけですけども、今のお話ですね。都市公園になぜしていくのかというところが、でき上がった公園をやはり利用者の方にきちんと使っていただくためには、それなりにやはり管理上の規則を含めて、管理できるものにしていかなきゃいけないということで、いわゆる条例の中でいろんな規定を設けた中で適用が正しく使われるようにしていきたいということで位置づけをさせていただいてるわけでございます。そういう中で利用制限もかかりますし、それから私どもの事務も発生するわけでございます。

今お尋ねの、いわゆる文化広場の横の駐車場の部分を公園という位置づけの中で、じゃあこれを

都市公園という位置づけをしていきますと、この今の条例の中で、いわゆる駐車場として使っていくということがかなり大きなハードルになるということも考えられます。

先ほど来出ていました弘法のわくわく広場も、これは都市公園に位置づけておりませんので、ある意味、地域の広場として使っていただくということを主眼に設置をしておりますので、本来あってはいけない姿なんですけど、地域要望がございまして、地域もそれについては自分たちの環境の中で今迷惑していることもあるし、弘法山という一つの大きな行事でもございますので協力しますということで、駐車場として、都市公園の法規の中には触れてこないから、暫定的に新しい駐車場を探すまではということでお貸しをさせていただいておるわけで、じゃあこれに基づいてお金を取れるかといったら、取れないわけですね。都市公園条例に基づいては。

ですから、そういう意味で、都市公園に位置づけたものと他の広場とは、やはりおのずと管理を含めて変わってまいりますので、文化広場の横の土地についても、公園という位置づけをどういう位置づけにするかということによっては、整備の仕方も変わってまいりますし、活用の仕方も変わってくるということですので、その辺は中で十分議論をさせていただく中で、どういう活用方法が一番生かせる方法なのかということも議論をしていかなきゃいけないかなと思っています。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号について、挙手により採決します。

議案第22号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第22号 知立市都市公園条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 知立市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

23号の題目としては、特定公園施設の設置に関する基準ということであります。

先ほど道路でも特定というあれがありましたけれども、この公園の特に性格というのは何かあるんですか。特定公園施設。

○都市計画課長

特定公園施設というところですが、これは公園の施設のことを指します。

特定公園施設、申し上げますと、園路及び広場、屋根つき広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識、以上の13施設を特定公園施設といっています。

○中島委員

じゃあ、公園が特定という意味ではなくて、公園の中にある特定の施設だと、そういうものについてのバリアフリーをきちんとしなさいよということでこの条例がある。わかりました。

知立市の公園ではなかなか該当しないような項目もあるし、そういうものをつくるときにはという意味でこれがあるということですね。今リニューアルの中で、バリアフリーということも考えて、今ある施設についてつくりかえる際にはバリアフ

リーということでやっていただいておりますよね。だから、基本的には今あるものについてはということで取り組んでいかれるんだと思いますが、現在の計画の中でバリアフリー化というのは、大体いつごろで完成ということになるんですか。現況の公園のバリアフリー化。

○都市計画課長

既存の公園をいつごろまでにとということですね。

これちょっとなかなか難しい問題ですので、極力どのような問題が各公園にあるのかというものを把握させていただきまして、財政的な面もあるもんですから、その辺は計画をもって今後対応していきたいと、このように考えております。

○中島委員

今、計画づくりオンパレードということで、長寿命化計画、あらゆるものがかかっていますし、耐震の計画とかさまざまありますよね。

こうやって法律ができて、条例が設置されていくわけですので、そういうバリアフリーに向けてのある程度の現状と、これに見合ったものにするという意味で、計画づくりはやっぱり必要かなというふうに思いますので、それはきちんと取り入れて、まだ計画をつくるという計画にはなっていないんですか。

○都市計画課長

そのバリアフリー化というものと、今の公園の施設の長寿命化計画というものとは少し考えが違うものなものですから、今ある既存のものをどのように長寿命化していくのかというものと、今後このバリアフリー化というのは、段差のある入り口だとか、トイレだとか、そういったものを極力改修していくというところですので、そういった都市公園にかかわらず、知立市内124の公園緑地があるわけなんですけど、そういったものもまた見ていながら計画的に対応していきたいと。今後はこの条例にのっとってやっていこうということでございます。

○中島委員

計画をつくる、今はないんですね。

○都市計画課長

ごめんなさい、これに関しての計画は持っておりません。

○中島委員

今はないということと、今後それをつくっていくという方向で確認をさせていただいていいですか。

○都市計画課長

そういった計画は必要だと思っておりますので、現在どういうふうになっていて、今後どうしていくのかというものは定めていこうというふうに思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号について、挙手により採決します。

議案第23号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第23号 知立市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 知立市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

○中島委員

この条例に基づく技術者、資格者ということについて、ちょっと詳しく御説明いただけますか。知立市は、どういう実態になっているのかという、資格者がどうなっているのかということをお知らせください。

○水道課長

まず、水道技術管理者の資格基準でございますが、国の政令の規定を参酌すべき基準としまして、水道技術者の資格基準を条例で定めております。

条例の内容としましては、布設工事監督者の資格を有する者、法19条第3条の条例は次のとおりということで、前条の規定により、布設工事監督者たる資格を有する者と、土木工学以外の大学等の科目を担当する学科をおさめて卒業した後、同条第1項の規定する学校を卒業した者は4年以上の資格を有する者でございます。

それで、現在の知立市の資格状況でございますが、平成24年度水道の有資格者としましては、水道布設監督者の資格を有する者が2名おりまして、水道技術管理者の資格を有する者が2名という状況でございます。

○中島委員

各2名ずつみえると。布設工事の監督、これは工事を行っていく、水道の布設工事ですね。布設工事を行っていくのに伴う監督者ということで、これは水道の職員がその資格を持って工事が適切に行われているかどうかを監督するというところで理解してよろしいですね。

○水道課長

そのとおりでございます。

○中島委員

もう一つの、水道技術管理者の資格というのは何のためにあるのか、詳しく御説明ください。

○水道課長

水道技術管理者の資格としましては、何のためにあるかといいますと、水道技術管理者の水道事業の管理について、技術上の業務を担当いたします。水道施設の施設基準に合格しているかの検査、あるいは水質の検査、それから給水装置の検査等

を担当いたします。

以上でございます。

○中島委員

水質基準をしっかりとキープするためという大きな目標があつて、この管理者がいるということですね。

知立市の場合は、浄水場などですと、委託をしておりますよね。水質、夜間と土日ですね。これは市の職員が、大きく言った意味では監督しているんですけど、直接的には、そういった委託業者の方々がかかわっていらっしゃるということよろしいですね。

○水道課長

浄水場の運転管理に関しては、委託業者のほうに委託を一部しております。

○中島委員

委託業者がその水質管理をするということについて、この資格というものは必要なのか、どんな資格が必要なのか。その点を明らかにしてください。

○水道課長

委託業者が水質確認の資格ではなくて、水道技術管理者がその水質に関して事務を行うと。その事務と、あと事務を行う者の指導を行っていくということになっておりますので、水道技術管理者が委託業者の事務に関して指導していくということになっております。

以上でございます。

○中島委員

委託業者が水質基準等を適切にその運転業務を行うという意味で必要な資格というものはありますか。

○川合委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時52分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長

委託業者の資格でございますが、運転管理業務従事者による資格については、業務履行に必要な機械科、または電気科の学科をおさめました高校卒業学歴を有し、浄水場の運転管理について1年以上の実務経験を有する者と。それから、水道施設管理技術者3級以上、またはこれと同等以上の能力を有する者ということで委託管理のほうをお願いしております。

○中島委員

委託業者そのものも、ある程度の経験を有したり、また施設を管理をするその3級以上の資格が要るということになっております。これがきちんと確認をされて委託をするということではなければならないということは前提であります。これはね、委託をしている。委託そのものいろいろと議論が、過去には私どももしまして、委託のほうにずっと回してしまって大丈夫なのかと。市の職員が退職するたびに、委託の人間に変わっていくというのが今現状でありまして、その安全基準が守られるのかということが当然問題になって、そういう意識でおりました。

現在は、委託で働いていらっしゃる方が何人、そして今後どのようなお考えなのかお聞かせをいただきたいなと思うんですが。

○水道課長

現在、委託をしている会社のほうから従事者名簿として出ているのが19名おります。そのうちの主たる従事者としては、5名が主たる従事者として報告を受けております。

今後、知立市の水道事業の方針としましては、機械士が今後順次退職していくこととなりますので、その補充としては委託業務のほうにシフトしていくという形になるかと思えます。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時04分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

○中島委員

今後ということで今聞いたら、機械手の方も退職をされていくということで、それをまた委託会社のほうに移していくというようなことで今言われました。

今後、今その運転業務についていらっしゃる方が、今何人ということをお聞きまして、4人みえると。現在、機械手の方も含めて4人みえると。この4人を、順次退職を迎えるときには、全部委託業者に切りかえていくと。運転業務そのものを全部切りかえていくということの方針なのかどうか、その辺はどうですか。

○水道課長

現在4名の方が機械手としておみえになりますが、順次退職されていきます。それに合わせて、人事方針としましては不補充という方針を打ち出しておりますので、その部分については委託化をしていくということの方向性を持っております。

○中島委員

そういうふうになっていくと、水質をきちんと確保するということについての知立市の責任というものがちょっと手を離れていくという危険性がありますよね。危険性が。そういった意味、どういふうにその委託の業務を管理していくのかということが問題になってくると思うんです。

この浄水場そのものがどこまで延命するのかということ、また問題はもう一つあります。ここではちょっとやりませんが、あるので、それはちょっと見通しは十分わかりませんが、少なくとも浄水場が続いている以上、責任を持つという市の役割はあるわけで、そういう中で、私どもほうに委託業者のほうの資格者がいないじゃないかというような通報を受けたわけですよ。あの人というふうには言わなかったですけども、資格を持っていないのにやっているんじゃないかということが通報されてきて、いろいろとやりとりさせていただきましたけども、その辺では、その過程ではわかったのは、把握があんまりはっきりしていないと。改めてということでやっていた

だいたんですけども、ちょっとその経過ですね。それと、資格者をしっかりと把握すると。この重要性については、本当に担保されなければいけないと思うんですね。どうですか。

○水道課長

従事者の届け出の件に関して、いろいろ御迷惑をおかけしまして。

経過としましては、従事者の追加届というものが出てきおきまして、その添付資料の中に、最終学歴から資格等を記載した書類が添付されてきておったんですが、これに関する証明書ですね、卒業証明書だとか、どこで従事していたかという、そういう証明書が添付されていなかったもんですから、その後、在職証明というものを提出していただきまして、何年間、どこでどういう勤務をしたという届け出を出していただきました。これでは、ちょっとどこを卒業したかという報告もちょっと確認がとれなかったもんですから、その後、卒業証明書と必要な書類について提出を受けまして、あと、その卒業証明書と自分の経歴等の申告書を出していただきまして、それを市のほうで確認をさせていただいたという経緯になっております。

○中島委員

結果的に資格はあったんですか。わからなかったけども。

○水道課長

資格は、私どもの仕様書に載っております卒業証明書と、それから浄水場で勤務されていたという確認がとれております。

以上です。

○中島委員

結果オーライということになるのかもわかりませんが、大変もたついちやったというか、確認をとるのに時間がちょっとだけかかったということですね。

資格証明書は、2年に1回、これは更新しなきゃならんというのでしたかね。そういう、これをきちんと更新したものを出してもらおうということが必要ですね。それと、資格ではなくて、その

分野で在職した何年という、こういう規定がありますので、そこのところももう一つわからなかったというのが現状だったわけですね。ただ、そこにいたというだけで、その仕事をやっていたかどうかは全くわからないという状況だったんですよね。そこところを確認するのに、ちょっと時間をとっていただいたと。だから、でやっとならなくて、何とかクリアできるところで業務にしていたということになって、結果オーライということになったわけですが、資格がないじゃないかということでは不信感が出ているようなことであつたらまずいので、そういう火のないところには煙が立たないというわけで、いろんな思いがあったのかもしれませんが、結局、でもそれが不明確だったから、そういうような話が出てきたということだけは事実なので、そういう問題が絶対にないように管理しないといけないというふうに思います。

どんどん委託業者をふやしていくというその先には、そういう危うさがくっついているんだということで、簡単にそういうふうにしていいのか。今度そういうふうになっていくと、土日、夜間だけでなく、日中、24時間、その水質をしっかりと管理する仕事は全部委託業者がやると、こういうことになるんですね。ちょっと確認を。

○水道課長

運転管理に関しては委託化していくということになりますが、水質等、現場の管理に関しては職員のほうが管理をしていきますので、その水質に関する問題はないというふうに考えております。

○中島委員

ないなんてことを言ってもらってはおかしいと思うんですけどね。夜間は、だってその方たちだけでやっているわけでしょう。ちゃんと運転が基準どおりに行われなければ、水質が悪くなる可能性があるんだから、それをしっかりと運転しているという仕事をやってもらっているわけでしょう。

だから、管理というふうになると、上の方が管理するというふうにいえばみえるんですけども、運転する人たちは全部委託の人になるという、そ

ういうことを私は言っているんですけどね。

そういう点では、その上の管理、ここにあるこの水道技術管理者というのは、そういう上に立って管理するということになるのでしょうか。

○水道課長

水道技術管理者については、水質に関する管理を任されておりますので、水道技術管理者のほうから、その事務従事者に対して指導をしていくという方法になります。

○中島委員

そういう今、浄水場の運転業務をやっているという、それから今後そういうふうになっていくという方向だということでもあります。

委託については、この条例の中には、そういったものについては全く入っていないわけですけども、運転業務をするに当たって必要なそういった資格というのは、どこかに出てきますかね。出てないように思うんですけど。それはどこに。条例との関係で明確にする必要はないんですか。

○水道課長

今回の条例に関しましては、水道法の一部改正ということで、水道の布設工事を監督する者の範囲、それから布設工事の監督者の資格基準、それから、あと水道技術管理者の資格基準を定める条例となっておりますので、運転管理に關しての資格をこの条例の中に入れ込んでおられません。

今回の条例の制定に關しては、水道の技術管理者が事務従事者に対して指導をしていければ、この条例の中にそれを入れることは必要ないと考えております。

○中島委員

見える化ということでやっていくというならば、これは委託をしなくても、運転業務をする人に課せられている、先ほどからの資格ということですので、委託をしようが、直接やろうが、そういったものを持つという必要があつて運転業務が行われているということですよ。となれば、それは要綱か内規かどうたっているということですか。

○水道課長

運転管理に關しては、運転マニュアルというも

のを整備しております、そのマニュアルに基づき、委託業者と、うちの職員もそのマニュアルに基づき運転管理をしております。要綱としてはございません。

○中島委員

だから、マニュアルとなると、内規みたいなもので、パソコンで調べても出てこないマニュアルですよ、それは。だから、こういう資格がないじゃないかと言われても、どこにそんなものがあるんだろうと、見ても出てこないわけで、窓口へ行っているいろいろお聞きして、いろいろわかってきたんですけども、そういったものもどこかのところで必要だと思うんですよ。ぜひそれも検討してもらいたいというふうに思います。せめて、要綱なのかな、こういうところの中でつけ加えてもいいんじゃないかというふうに私は思っておりますけどもね。

上下水道部長どうですかね、それは。大きいちょっとその辺の話ということで。

○上下水道部長

運転管理者の資格ということに關しましては、今回の条例とはちょっと別建てということになっておりますけども、それぞれの資格を持って運転管理を私どものほうで必要であるというふうに考えておりますので、今回そういう御意見もございましたので、一度その辺のところを、どういう基準で、一応契約をする場合に仕様書という形では出しておりますけども、その辺のところをもう一度はっきりさせるのかどうかということを含めまして考えたいと思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わかります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号について、挙手により採決します。

議案第24号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第24号 知立市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 知立市公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

○中島委員

この第25号についても、公共下水道条例の一部改正ですが、今までの流れで、条例化が義務づけられたということでやっていらっしゃるわけで、その内容、特徴、何か独自性あればお聞かせをいただきたいと思います。

○下水道課長

この条例の改正についても、今、委員が申しましたとおり、第2次一括法の関係で、下水道法の改正により条例委任された構造基準等について追加させていただいた内容でございます。

その構造基準の追加の内容については、公共下水道の構造の基準、排水施設の構造の基準、都市下水道の構造の基準、都市下水道の維持管理の基準。主な内容については、その内容でございます。

委員の言われるこの独自性という部分については、今回、下水道法の内容で政令の定める基準を参酌してという内容によって検討した中身でございますが、この政令の基準と同じ内容を、この条例についても同じ内容を入れさせていただいたということでございます。

あと1点、今回、知立市公共下水道条例を、知

立市下水道条例というふうで、ちょっと名称を変えさせていただいております。この中身については、都市下水道の構造の基準という部分を项目的に挙げさせていただいたことによって、これまでの公共下水道条例と、公共下水道というのは、都市下水道を一般的には除くという中身でございましたので、今回この項目を改めて入れさせていただいたものですから、近隣市等の状況も踏まえて、名称を適正な下水道条例とさせていただいた内容でございます。

以上でございます。

○中島委員

知立市下水道条例というふうに名前が変わった意味はそこにあるんだということも含めて、今お話をお聞きしました。

都市下水道というものの、今まで、もちろん予算の中にはそういった事業は出てきていまして、雨水対策、浸水対策、そういう面での役割を果たす事業ということで、公共下水道特別会計の中でやっていただきましたよね。これが、今まで基準ということについては、当然国のほうであったわけですよね。都市下水のこの部分については、

○下水道課長

この参酌をさせていただいた基準につきまして、政令の中身は、国のほうは変えてはございますが、项目的な内容はほぼ同じでございます。ですので、これまでやってきた私どもの構造基準というのは、この政令の基準に基づいてやってきて、今後も条例委任された中身も、これまでの政令の基準と同じ中身を上げさせていただいておりますので、今後も同様に、同じ構造で整備をしていくということでございます。

あと、中島委員の言われた特別会計の中で都市下水道という中身でございますが、特別会計の中身については、公共下水道という扱いで、これまで都市下水道という扱いでやってきた部分についても、公共下水道の認可をいただいて整備した後は公共下水道という扱いで名称的に変わっていくと、それは法的な考え方でそういうふうに変っていくということでございますので、特別会計

で今やろうとしている部分については、基本的には公共下水道と。都市下水路という部分については、改めて都市下水路という部分を位置づけたところ、都市下水路に位置づけるには、ある程度の法的な基準がございまして、それに基づく中身において、その基準をクリアした部分が都市下水路と位置づけられてございます。

以上でございます。

○中島委員

公共下水道事業という1項目しか工事の名前はないですもんね。公共下水道会計の中にね。特別会計の中には、都市下水なんて名前は1回も出てこない。公共下水道と。だけど、この中身はこうなんだよということで、一緒に入るわけで、ここはだから下水道条例という形の名前にちょっと変えて、それを含ますということについては少しわかりやすくなったのかなと思います。

今までと基準は変わらないというお話がありました。今までコンクリート製だと、いろいろ漏水したり、根っこが入った、不明水が出るものになったりとかいろいろ管の問題点があったし、今は地震によって支障が出ないようにというのも、ここに基準に入っていますよね。地震という言葉も入ってきておりますが、これはもう今に始まったことではない、阪神淡路大震災とかいろいろあった中でこういう問題が入ってきていたのかなと思いますけども、この辺は都市下水路、公共下水、両方含めて、その辺は管の基準のポイントについても説明していただけますか。

○下水道課長

耐震に関する基準については、現在、阪神淡路大震災、それから新潟の中越等であった内容を考慮して、それに見合う耐震性が出るような構造にということで、今現在、主に阪神淡路大震災の対応できる基準ということで、たしか、私の記憶では平成11年度以降についてその基準で対応させていただいています。

ですので、ここにうたわれている政令の基準が、今委員が言われる地震の対応が平成11年度以降にこの項目が入ったのかどうかというのは、前から

同じ中身が入っていたかもしれないですが、基準は別にありますので、その基準については、今現在は阪神淡路大震災以降の基準でもって対応させていただいています。

東日本大震災の中身については、まだしっかりした明確な基準がたしか示されていなかったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号について、挙手により採決します。

議案第25号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第25号 知立市公共下水道条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 市道路線の認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

八橋町109号線についてお尋ねをしたいなというふうに思いますが、これについては、予算のほうにも関連のものが出ているかなというふうに思いますけれども、これについて御説明をいただき

たいと思います。認定するという、今の段階での取り組みですね、背景。

○土木課長

八橋町109号線ですけど、都市計画道路、花園八橋線でございます。

これにつきましては、道路整備を目的として市道認定するというものでございます。

○中島委員

道路整備をもうすぐ始めるということで、もう調査の予算が出ていますよね、測量とかね。同時にこれは上げて、同時に出されている、認定してくださいというふうに出されているわけですが、八橋の市民農園の真ん中をドンと走るような形で、豊田のほうへ橋を渡って、逢妻川を渡っていくということで、豊田に結ぶ、そして安城にも結ぶという説明がありましたけどもね。

今、これをどういう計画で取り組んでいこうとしているのか。その必要性とかいうことについても私は聞いておきたいというふうに思います。

○都市計画課長

花園八橋線でございます。来年度、ここの部分の測量をかけます。測量をかけるというのは、路線測量、そしてまた、これは安城市と豊田市と連携してやっていく事業でございますので、今現在の予定でございますが、財政状況によってどう変わるかわかりませんが、豊田市のほうの路線、これは橋を逢妻男川にかけるわけなんですけど、まで来るわけなんですけど、その部分は、そこまでにたどり着くというのが、現在では平成29年の予定をしております。

そういったところで、豊田市、そしてまたここの部分の知立市、安城の里のほうへ行く部分、これは3市そろってやっていくのが、今のところ計画では平成29年度に向けて進んでいくというものでございます。

○中島委員

橋がかかるというのが平成29年度になりそうと。それに合わせて、もう道路もつくってしまおうという計画を平成29年度に向けて進めると。そういうことですか。

安城市、豊田市、知立市と、これは連携して行こうと。安城市も豊田市もこの予算をつけていると、今議会で。そういうことですか。測量と。

○都市計画課長

本議会でというところに確認はできておりませんが、いずれにしても、同調して安城市のほうも来年度は測量をかけるという確認はとれています。ですから、知立市も同じようにして測量をかけて、安城市と合わせて見ていくと。その先は、豊田市が平成29年度まで整備していくというところですので、この供用に合わせて、現段階ですが、予定でいくということでございます。

○中島委員

知立市民にとって、これが今必要な道路なんですかね。市道認定を行って具体的に取り組んでいくというんですけども。

いわゆる観光道路の少し東側にずっと田んぼがある。市民農園もある。そここのところの真ん中をズボンと南北に道路をつくるといういられます。観光道路があつて、知立市はそこからバスを走らせて、八橋のかきつばたまつりのときには、たくさんの方がここを通るわけですけども、この大きな通りが今なくなつて、観光道路がありますからね。知立市にとって何のこれは意味があるのかなという。

私は、今お金がないときに、これおつき合いでやらなきゃいけないのかどうか。私、大変これは疑問なんですけど。その大きい計画の中で市道認定だという、これは条例ですけどね、そのために市道認定をするという条例。入り口はそうなんですけど、その奥は、都市計画道路をだつと豊田市から安城市へ、これ知立市をかすめて、この部分をかすめて豊田市から入った道がすつとかすめて、すぐ安城市へ行くわけですよ。安城市へ。どうしてこれが今必要なのかなという、そういうところが私は理解できません。それこそお金がないときという話が、優先順位なのかと。その辺はどうお考えなんでしょうか。これ絶対やらなきゃいかんと、おつき合いなんだといってお祝儀を出すみたいにこれやらなきゃいけないもんだと、こういう

ことなんですか。

○都市計画課長

平成29年度までに豊田市のほうが整備してくるというところでございます。

こちらのほうも、三河八橋駅のところが区画整理事業で進んでいるところがございます、三河八橋の駅前が、今市道で、無量寿寺の西側通っていく道路ですが、あの部分がもうカットされるというところになります。

安城市、例えば知立市だけができないというふうになってきますと、八橋のほうに豊田市のほうから入ってきた車がどこへ逃げるかというところがあって、やはりその都市計画道路の整備がされていないと、非常に今の既存の集落に車両が入ってきてしまうというところもあって、それはちょっとその辺の整備をしないと、この道路の機能が生かされないという部分もあるものですから。安城市の里のほうから入ってきて、それがまたどこへ抜けていくかという部分もあるものですから、非常に市内、八橋の地区が非常に滞ってしまうというところもあって、その辺は3市そろって道路の整備をしていきたいという考えでございます。

○中島委員

三河八橋駅の前を区画整理をしているということは前から知っていますが、今、無量寿寺のすぐ西側に、三河八橋駅のほうからずっと道路がありますよね。それが途絶えちゃうということですか。何が途絶えちゃうと言いました。何が通れなくなっちゃうと言いました。この通りがないと困っちゃうんだと。その辺ちょっともう少し、再度。

○都市計画課長

少し説明が雑で申しわけございません。

この花園八橋線、八橋町109号線、これが豊田市のほうから来るわけなんです、今この三河八橋駅の中で区画整理事業を行っております。

豊田市のほうは、ちょっと私詳しくないんで申しわけないんですが、花園から逢妻橋、この地区に載っているのは逢妻橋ですから、もう一つ西側の、駅側の橋、西逢妻橋というんですかね、そのところが区画整理事業によって駅前はロータリ

ーができて、そこでもう遮断されるわけですね。ですから、この無量寿寺のほうに入ってくる、車両として来ることができなくなるものですから、それを駅前から東側に向かってこの八橋町109号線のほうまで出てきて、この109号線を南下して通っていくわけです。豊田市のほうから来る車です。

ですから、この部分は知立市において整備をして、そしてそれが安城の里のほうへ行く。あとは来迎寺のほうですかね。観光道路、あそこへ入っていくというような形になります。

○中島委員

いや、三河八橋の駅前の道で、真つすぐ西逢妻橋へ通って、かきつばたの観光客の方が見えますよね。それが通れなくなってしまうということですか。通れないんですか。車ではもう通れなくなるということですか。そんな、主権を脅かすようなことやめてくださいよ。知立市とつながっている道路なんだから。通れなくなっちゃうんですか、本当に。抗議しなきゃいかんよね、そんなこと。

どうなるんですか。西逢妻橋を通過して、三河八橋駅のほうへは行けないんですか。知立駅のロータリー、東西をとめちやうよみたいな話があるんですか。

○都市計画課長

少しこの花園のほうの区画整理事業の進捗状況と、私はちょっとしっかりと把握していないので申しわけないんですけども、この区画整理事業の中のこの駅の前ロータリーはロータリーができるものですから、そこでカットすると。それから南におりてくる道路はカットされるというお話を私は聞いております。

そういったところから、この道路へのアクセスができなくなるもので、100%アクセスできなくなるのかということもあるんですが、その部分はカットされるものですから、こちらの八橋町109号線のほうに来ていただいて、これを南下してきていただくという形態になります。

○中島委員

逢妻橋は、車が通るとかそういう感じじゃない

ですよね。現在ね。車がどんどん通るのは、西逢妻橋ですよね。それはもう通れなくなると。そんなばかな。そういうのは、議論があってオーケーですよ。ここはもう通れなくなってもいいよと。こっちをつくるからもう要らないよというふうな合意というのを、知立市がゴーサインを出したんですか。どこの段階で出したんですか、そんなこと。

これ、知立の市道。ここは県なんですかね、この道は。西逢妻橋のところからずっと来迎寺へ行く道はどうなっているんですか。市道でしょう。ここは市道を変えなきゃいかんということになるわけね。終点はここで同じか。だけど、その市道は行きどまり市道になりますよね。その向こうには、もう豊田市のほうには行けない市道になっちゃうわけね。変な話ですよ、それは。車が行き来しない道路になってしまうと。

歩いては来られるんですかね。三河八橋駅において、観光客がずっと歩いて八橋へ見えますよ。あそこにおいて。そういうようなものは確保されるということなんですか、それだけは。いかがですか。知立市にとって随分影響することですよ、これは。

○都市整備部長

今、花園地区の区画整理の図面を持っておりませんので、詳細なところは私の記憶の中だけでちょっとお答えをさせていただくことになりますけれども。

もともと、いろいろ豊田の花園地区で区画整理事業を施行するという中で、鉄道を挙げて全体的なまちづくりをしたいという中で、三河八橋駅についても駅前広場を整備していきたいということで、強いては、当然今の現道部分が支障になると、駅前広場をつくればということで、今の現在の知立市の市道をどう処理するかという中で、駅前広場にそのまま入れてほしいという要望も差し上げたわけですが、これは公安委員会の中で協議整わなかったということで、行きどまりということではございませんが、駅前広場を直接入れませんので、それを迂回するような形で、豊田市の、

逆に言うと、方向でいうと北方向に接続はできているわけです。だから行きどまりになっちゃうということではないんですが、現在のような、いわゆる交通量をはけるだけの道路形態にはならないということですので、いわゆる今の現状の車が、形態の交通量が流れますとボトルネックになって、かなりの渋滞といいますか、支障が出るということでございまして、全体の豊田市の花園地区の区画整理のまちづくりとあわせて今、花園八橋線というのを計画をさせていただいたわけですが、豊田市の、花園八橋線から三河八橋駅へアクセスするようなメイン道路を計画をしております、基本的には花園八橋線から三河八橋駅に車を入れていこうという考え方で、歩行者については、当然今の現道でございますので、従来の流れというのはカットされるわけでございませぬので、当然、三河八橋駅から無量寿寺に行く歩行者の流れというのは確保されておりますので、今より安全に通行できる形態になるということでございます。

○中島委員

より安全になるなんてことは、わかりませぬよね。車も通るわけでしょう。駅前広場をくねくねくねとよけながら、一応道路は確保されると。車道も。でしょう。だから、よりよくなることはないと思いますけど、私は。少なくなるだろうということでは言っているのかもわかりませぬけどね。

これは、橋は誰がつくるんですか。どこの市がつくるんですか。

○都市計画課長

これは、負担としては2分の1ずつの負担になります。現状では豊田市にお願いして、我々は2分の1の工事費、負担をしていくという、豊田市のほうに2分の1の負担金を払うということです。

○中島委員

負担するということじゃないですか。施工は豊田市側でやるけども、2分の1は知立市が持ちなさいでしょう。これは豊田市のためにつくるようなものですよ。今のままでも全然構わないですよ、知立市は。安城市へ抜ける、この豊田市か

ら安城市へスーと抜けて、トヨタ系の方々が今でもいろいろ通っていかれますけども、そういう方々がスーと通れるような道を、豊田市につながる道を安城市から、ここを、知立市の土地をどうぞお通りくださいという感じで作るわけでしょう、これ。じゃないですか。知立市の人の利便性が、そんなに大きいですかね、これ。2分の1の負担もやめてほしいですね、本当は。全部豊田市で持っていただくか、安城市と豊田市で持っていていただいてもいいぐらいですよ、これ。理屈上はそうはならないというふうに言われるかもわかりませんが、両方にかかっているのは半分ずつだよというのは、負担金を出し合って半分ずつだよということになっていますけど、今までの慣例で。しかし、これは知立市のために作る道路とはとても思えないんですよ。どうです、その辺は。

そんな、今やっていく、平成29年たらすぐ早いですよね。駅は、まだえっさか、えっさか、えっさかとやっている最中に、ここにバーンという道路ができたねなんて、誰が喜ぶんですか。お金がないという中でですね。

これは、知立市がちょっと待ってくれと言えないんですか。いかがですか。

○都市整備部長

道路は、1市町村の中で完結するという道路であれば、そういった中で対応はできるわけですが、広域的なそれぞれの市の中に役割もあるわけですが、そういう中でこの道路が必要であろうということで、過去に3者で協議した中で、都市計画に位置づけて段階的に整備をしていこうということで、これまで進めてきたわけでございます。

知立市に、じゃあこの道路どんな役割があるのか、知立市にとってという視点の話でございますが、確かにもっと急がなきゃいけない道路整備もでございます。例えば駒場牛田線とか、そういった路線もあるわけですが、いわゆる郊外地域の道路の中心部の道路整備とバランスを見ながら、やはり段階的に整備をしていかなきゃいけない。そういう中で、トータルの中で整備をしていくという位置づけはされているわけでございます

て、ほかの駒場牛田線とか、そういった路線の整備を集中すべきだという考え方もございますが、現状として、まだなかなか整備に手が出せないということもございますので、やはり北部地域の街路整備の一環という視点の中と、それから、現在、東西方向で整備をしました八橋里線、これ区画整理の中を整備をさせていただきましたが、これの道路機能のさらなる拡大ということも含めて、この八橋花園線との連絡を図っていくということの中で、知立市の北部地域、特に八橋地域の市外との連絡性、それと、逆に八橋地域の中への通過交通の排除ということもやはり期待できるというふうに思っておりますし、また将来的な市域のつながりということについても増強してくるというふうに思っております。

そういう中で、知立市の状況の中で、他市の状況が進んでおってもというような御視点でございますけど、やはりここは知立市としても広域的な役割というのもございますので、豊田市、安城市との連携を図っていかざるを得ないというふうに私のほうは考えております。

○中島委員

衣豊線がまずは南北であって、側道を上手に使えるようになって、八橋の方たちも随分よくなったねという話がありますよね。この辺は衣豊線からちょっと離れるとといえば、離れますけどもね。そんなにすごい離れているわけではないですよ。

今、通過交通が少なくなって、地域の方にいいじゃないかと言われておりますが、ここの通過交通というのはどのぐらいあるんですか。そんなにいっぱいいっぱいあるんですか。あの八橋の南北のこの市道ですね。西逢妻橋を通っていく。その先がどうかなっちゃうからやるということはあるんであって、今の話でいうと。通過交通が多いから、よければここが渋滞してもうあつぷあつぷなんだから欲しいんだという、そういうふうにはとても思えないんですけど、どうですか。

○都市整備部長

いわゆる交通安全という問題も含めて、渋滞という状況、そういった部分の解消も期待できます

けども、交通安全という部分の中で、やはり一定の現在の道路形態に見合った交通量に落としていくということが安全につながっていくのではないかなと思っております。

○中島委員

これは予算審議のほうでやったほうがいいことなのかなと思いますけど。でも、こういう前提で市道認定してくださいということについていうと、私は今、同意できませんね。そんな合意ができているのかと。

八橋の地域では、もうこういう話は、市長の地元ですからということでやってみえて、皆さんが歓迎してみえるということなんでしょうか。

市長、いかがですか。

○林市長

この八橋の地域の皆様方のあれは、よく私わからないんですけども、私もこの見積もりは予算編成の中で出てきたときに、やはり中島委員と同じような疑問を感じたわけでございます。

一つは、花園の区画整理がかなり進みます。里のほうの区画整理やられて、道路走ってきます。そうすると、やはり花園から道路が来る、それで里町から道路が来る。そうすると、知立に道路つくっていないと、今、都市整備部長申し上げましたように、本当に今でも御案内かと思うんですけども、田んぼの中を車が走り回っているんですね。

私は、そうすると、この花園から来る車、里から来る車が知立市だけしっかりできていないと、ここの車どこへ行っちゃうんだろうと考えると、私はちょっと、ああ、厳しいなという思いがございました。

中島委員、全然メリットがないと言われるんですけども、今申し上げましたように、もうその車が今乱雑に田んぼの中に入ってくるんですけども、それがもうかなり規則正しく流れていくということと、西逢妻橋の歩行者、かなり歩いてきます。この前というか、大分前に歩道をつけていただきました。西逢妻橋にですね。今でも片方しかついていませんので、カニのように歩いている方が多いですね。通勤、朝晩なんかね。ですから、そう

いったことはかなり私は減少されるのかな、そういったこと、安全対策ではメリットも出てくるのかなという思いが。

いずれにしましても、今回調査費つけていくんですけども、工事をやっていくという実予算は、やはり優先順位としたら、かなりこちらのほうもやらないかん事業なんですけれども、やはりそのあたりは、工事をやる時にはほかの優先順位を見ながら進めていくということは、今の段階では私考えております。

○中島委員

田んぼの中の道を走っているのは、夕方も、私も市民農園のほうへ行きますと見ますけど、みんな迂回して、わざわざ何の信号もない道を選んで来ているという感じなんですよ。だから、もちろんこの通りができれば、そこに吸い込まれるというのあるかもしれないんですけど、今も信号のない田んぼ道はいいなという感じでビュンビュン走っているという、そんな感じが見受けられます。

安城市の方たちが豊田市に行くのに便利になるというのは、確かにそのとおりのかもしれませんね。住宅のほうに入ってこないから安全でいいなということかもしれませんが、知立市が大変お金を投じて、そういう通過交通のために、この田んぼの中をやってあげなきゃいけないのかなというのには疑問に感じます。

これ、もし今まだ予算でいろいろ測定したりなのでわかりませんが、もしつくとしたら、幾らぐらいかかる。これ延長、今、ここ市道認定ここだけですけれども、この先も市道認定しないといかないということかな。その道路をつくるには、八橋じゃなくて、里線。安城の里線の道のほうにつながっていくのか、あれが延長して、ここでどっかでドッキングして、安城市のほうへ抜けていく。大きな計画道路のあの地図では、ちょっと見ましたけどね。

知立市内では、どのぐらいの距離を必要とするのか。市道認定はここで終わっているけども、これでいいのか。その点はどうなんですか。

○都市計画課長

今、花園八橋線の計画でございますが、延長は、先ほど490メートルというふうに記載していたかと思いますが、490メートル。

ごめんなさい、距離がないですね。長さが、延長が490メートル、幅員が16メートルでございます。総事業費は5億円というところでございます。

今回が、全延長が490メートルですので、全延長490メートルです。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時04分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号について、挙手により採決します。

議案第26号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 市道路線の認定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

簡単に聞きたいなと思いますが、才兼池の補正で、補正予算の67ページ、才兼池整備基本設計委託料ですね。840万円の予算の中で、145万円の減額と。

差益かなというふうに思いますけれども、その点と、もう完全にまとまったものができたのか伺います。

○都市計画課長

この金額というのは、おっしゃいますとおり、差金でございます。

今どのようにまとまったのかというところで、現段階でどういったものの形になるのかとか、コンセプトだとか、そういったもの、成果としていただいております。

○中島委員

それは図になっているんですか。図になっている。それはもう配られましたか。まだですよ。

○都市計画課長

まだ工期的に間がないものですから、その辺は、まだ委員の方々までというふうにはいっております。お配りして、まだおりません。

○中島委員

年度末になりますので、この辺は早く出していただけたらなというふうに思います。

これも、ポケットパークなどはできていてあれですけども、ここの整備計画、池の周りずっと遊歩道という形ですよ。これについては、具体的に早くやっていくのか、ちょっと待ってという、どういう計画で進めようとしているのか中身を教えてくださいんですけども。これもいろいろ優先順位ということあると思うんですけども、これを基本設計をつくったということは、もう、すぐ実施設計に入っていくと、こういう流れでしょうか。

○都市計画課長

今、絵としての基本的な計画設計というものを立ち上げたというか、製作をさせていただきました。次年度にすぐ工事を着工するかとこのころは、ちょっと今の計画では平成26年度から、平成

26年、平成27年というぐあい現場のほうを着手していくという計画でございます。

○中島委員

ということは、実施設計をすぐしてそうなるということですか。今回、実施設計の予算があったかしら。ないよね。平成26年、平成27年のところでそれをはめるということですか。

○都市計画課長

基本的な設計、計画を策定させていただきましたもんですから、今後、実施的な設計は今後になります。ということからすれば1年あきますけども、平成26年度から早ければ実施設計をしていくという形でございます。

○中島委員

北部のほうがなかなかいろんな手が入らないということからすると、喜ばれるということもあるかなと思いますが、それこそ、こここのところは池の周りの整備ということですが、緑地、先ほどの都市公園とかいろんな形の公園の位置づけ、緑地ということでの対象になるものになるのかどうか。

○都市計画課長

ちょっとその前に、申しわけございません。完了年度が平成27年と私申し上げましたが、平成28年、1年ちょっとスライドをしていただきたいと思っております。平成26年が実施設計、2カ年をかけて現場を入れていくと。平成28年までです。済みません。

ということで、周りの整備でございますが、基本的には周りを散策できるように、そういった沿路的な整備をさせていただきまして、西側のほう、酒屋から北のほうへ上がっていくあの信号機のあるところですね、信号機のあるところから北の部分、そちらのほうは少し敷地に余裕があるもんですから、あのあたりを少し整備をさせていただきまして、木を植えるなりして、沿路等で下までおりていく、階段等を設けると、そういったようなあとは整備をさせていただきまして、あずまやだとか、修景的な休養施設ですかね、そういったベンチを置いたりだとか、そういったような。あとは、水辺のほうへ少しでも触れ合えたらいいなど

いうところで、親水的なものも少し、護岸とか階段とか、そういったものを。安全対策もあるもんですから、その辺もまた、今後地元のほうの方たちと調整をしながら十分対応していきたいと思っております。

都市公園のカウントはやっていく予定でいます。

○中島委員

そうすると、都市公園が少しふえるということになりますが、これで全体としては何平方メートルというのがそうなりそうなんですか。何ヘクタールというふうに言ったほうがいいのかしら。

先ほどの都市公園、0.25ヘクタールなのか、1,000平方メートルなのか、あれですけども。

公園という形の位置づけにし、緑地ですね、緑地ということであそこに1つできると。それは望ましいことかもしれませんのでね。どのぐらいふえるんですか。

○都市計画課長

ヘクタールでいうと、0.05弱ぐらい、4か5ぐらいになると思います、ヘクタール。

ごめんなさい。平方メートルでやっているんで、0.07平方メートルぐらいですかね。

5,000平方メートルとして、掛ける。わずかなものですね。ごめんなさい、1人当たりじゃなくて、済みません、才兼池の面積でよろしいですね。ちょっと今、手元に持ち合わせしていないんで。

ちょっとはつきりまたお教えしますけど、4,000平方メートルぐらいじゃないかなというふうに思っております。

○中島委員

4,000平方メートルね。0.4ヘクタールということかな。0.4ヘクタール。それはそれで知立市の緑地が拡大されるという意味で、今あそこに一番望まれていたかどうか、それはちょっとわかりませんが、今やりかかった、駒牛線をつかった、そういう中での一環でこれがずっと出てきたということですのでね。そういうふうに進めていくということでもわかりました。

大至急、地図については議会のほうにお示しをいただきたいというふうに思います。

才兼池のすぐほとりが、ミニバスのバス停がございませう。ベンチもあります。あそこは、ちょっと吹きさらしになっちゃうとこだもんだから、ちょっと大変だなと思うところもあるんですが、あそこには屋根をつけてあげたらいいのになど私は思うんですが。こういった一体的な整備ということにもあわせて、ミニバス、今後ベンチをずっと拡大していくという方針で予算のほうには出ておりますけれども、あそこの部分については、結構市営住宅のほうからとか歩いていって、あそこで待たれる。結構風も通るとこなんです、雨も風もとなってくるところなんで、ポツンとしているところなので、屋根をあそこにはつけて差し上げたらどうかということをおもいます。この一体的なポケットパークから、この才兼池の遊歩道からということになれば、多くの方がまた利用されるかもしれないバス停ですよ。そういう点では、そういう計画もあわせて考案していただきたいなというふうにおもいますけれども、その点お願いします。

○まちづくり課長

御提案のバス停、屋根でございますけれども、正直申しまして、次のステップかなと思っております。現在のところは、必要なバス停ベンチのほうに予算をつけていただきたいなと思っております。また、そういった必要性のあるところもたくさんあるかと思っておりますので、その辺の調査から始めていきたいと思っております。

○中島委員

要望はさせていただいておきますね。

それから、次に山町の土地区画整理事業は、組合設立ならずで500万円減額ということで、来年度、新年予算、ちょっと比較すれば、今度は446万9,000円ということで、少し縮小という方向です。

これは、設立する費用ということで、補助金ですけれども、地区除外を少ししていくというようなことと関連して、これは費用も減っていくのかなという感じがしたんですが。

この補助金の基準というのはどういうふうにな

ってやっているのでしょうか。

○まちづくり課長

ただいまの質問は、新年度予算にかかることでございますかと思うんですけど、確かに今年度計上させていただきまして500万円につきましては、組合設立にならなかった等とがございまして皆減させていただきます。

しかし、地域の皆様及び私どもも、必ずあの地域については区画整理必要地区と思っておりますので、粘り強くやっていきたいと今でも思っております。

御質問の来年度の見込みというんですか、そういったことでの回答です。

○中島委員

本会議でも、何とかして続けたいということは答弁されておまして、また、私もやっていただきたいというふうには思っております。ただし、住民の合意がなければできないということで長引いているのが実態だということですよ。ですから、地区除外をしてでもというようなこと、地区除外というか、同意できない方について、強引に網をかぶせていくということは無理かなというふうにおもいますので、その辺を上手に調整しながら、少し除外する形ででもというふうにお答弁があったと思うんですよ。

だから、それで500万円が少し減ったなこと、この区画整理の対象の面積やらなんかでこの補助金の金額を決めているんですかということをおちょっと聞かせていただいているんですが、規模が小さくなると、これが小さくなると。

○まちづくり課長

今の回答にはちょっと違っちゃう回答になるんですけど、山町につきましては、今後は、中島委員おっしゃるとおり、現在の線形区画区域を変えていかなきゃいけないと、そういった修正区画整理の設計等で使う金でございます、そういうことで。

○中島委員

組合設立のための補助金ということで言われたので、その中身としては、そういう設計をつくる

という意味でそのお金は使われるということなんです。それが中心と。

だったら、500万円減ったので、また500万円かなと思っていたら、そうじゃないので、その辺はどうなのかなと感じたわけで。設計図を描くなら同じじゃないかということも思ったので、ちょっと疑問の点を聞かせていただいたということなんです。特にざっくりとした金額だということですか、これは。

○まちづくり課長

申しわけございません。ちょっと私のとり方が間違っております。平成24年度は、組合が設立された後の補助金というふうの予算でございました。これが組合を設立できなかったので皆減させていただきますというのが今回の補正でございまして、平成25年度は今の設計ではだめなものですから、補助金ではなくして、事業認可のための図面づくり、こういったことで使わせていただくということで、ちょっと違っております申しわけないです。

○中島委員

わかりました。私も十分理解していないところがあって申しわけなかったんですね。

じゃあ設立のための補助金は、今回、前回、来年度はまたそれはつけないと。市側として設計図をつくるだけだよという、そういうことで出ている。似たような金額でしたけれども、そういうことだということですよ。まだ設計図を描いて、その後、地域住民に諮っていくという段取りを踏んでいくということですね。わかりました。

本当にミニ区画整理にしようという話になってから長いものですからね。でも強引には行けないし、難しいところですけども、どんどん道路などが問題になっているところも含めて対応がしにくくなっているわけで、成就していくために、これはやっていただきたいなというふうに思います。

あと、連立関係では、立体交差の関連事業としては、全部これはできなかったよというようなことで、付替側道用地購入費とか、補償とか、その辺が全部削減をされているわけですけども、この

付替側道用地の購入費として出ているんですけども、削減ですけども、これは何平方メートルぐらい用地を買おうとしていたものだったんでしょうか。

○都市開発課長

駅東の本線の北側、市道新富11号という路線でございます。これは、鉄道用地がほんの少しかかりますが、あと、道路用地としては162平方メートルです。

今年度、そのうちの30.54平方メートルを契約することにしておりますが、実は、まだ共有でございまして、そのうちの一部からまだ契約をいただいておりますので、まだ完結していません。

○中島委員

これもなかなか相手のあることなので難しいということもわかりますし、側道が少し北に、そこにかかってしまうというようなことで買わなきゃならないわけですけども、これ、小さい駐車場のところですかね、この30.何平方メートルというのは、そこじゃないのね。これは1軒のお宅。

○都市開発課長

今回対象としておりますのは、一番豊橋方にあります白っぽいお店ですね。その建物、それから入居者と底地、その契約でございます。

○中島委員

これは、また来年度に持ち越して交渉していくと、こういうことになるわけですよ。

まだ連立の側道の用地ということであって、これはまだ、もちろん進めていかなきゃならないわけですけども、仮線をつくるだとか、そういう具体的な工事という意味では、直接的にまだ支障がない範囲ということよろしいですか。

○都市開発課長

支障がないわけでありませぬ。本線工事にかかりますと、どうしても今の該当する路線が支障になりますので、高架工事に入る前に道路をつけかえる必要があります。ですから、高架工事の前には道路をつけかえるということになります。

○中島委員

であるならば、より一層話し合いをしてという

ことになるわけですけどね。その辺は相手のあることということで、それは、市の担当者が独自に行くのか、県も一緒に行くのか。どういう形で交渉は進めていらっしゃるんですか。

○都市開発課長

愛知県も同行しております。知立市も同時に、一緒に行って交渉しております。

○中島委員

わかりました。全体のいろんな事業を進めていく上で、用地を出していただくということは、相手にとっては本当に大変なことであろうと、協力していただくことは当たり前という態度では当然いけないということで、その辺は配慮しながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、ちょっと今度は耐震改修のことですけども、今回の執行率ということで見ますと、促進事業全体では47.7%程度ですかね。耐震改修事業そのものでいうと、40%ぐらいということで、大分の減額があるということですね、現状ね。そのようなパーセントでよかったですかね。

○建築課長

パーセントでちょっと出しておりませんが、当初、耐震改修、民間木造耐震改修のほうは、当初20戸を予定しておりましたが、今回は15軒ということで、残りについてはもう執行できないということに今現在はなっております。ただ、予算書つくったときとタイムラグがありますので、2軒分はここに載っている状態でございます。また、これは決算で切るという話になります。

○中島委員

2軒分は、まだ予算上残しておいたけど、申請がないということで、それもまた最後の補正で切るといことなわけですね。

やっぱり、いよいよ補助金の金額を上げる議論というものがどうしても必要かなというふうに思うんですね。県のほうが、南海トラフということになってくると95%、木造住宅の、全住宅ですかね、95%の耐震化率を目指せということになってくると、こうやって予算を残していくぐらいなら、ちょっと追加して早くやってもらう人をふやすと

いう考えもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。何回も議論されていることなんですけども、追加予算でやれという話ではないので、ある範囲の中でやっていくということですので、それだけは許容範囲なんだから、もう少し上げてもいいんじゃないかと、そういうことを思います。

緊急の国の補助がついたときには、余分についた30万円ついたときには、一般でやっていたときよりもぐっと上がって、35軒も受けたと。7軒ぐらいしか改修していないのが、一挙に35軒とか、そういう形で出てきましたよね。

ですから、ぜひともそういった補助をやはりふやして、いつ何とき来るかわからないという。それに間に合わなきゃ意味がないわけで、公平性だ、何だかんだと言っていると、どんどん危険度が残したまま日がたっていくということですので、どっかで踏ん切りつけないといけないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○建築課長

毎年予算をつけていただきまして、満額でやれると一番いいわけですけど、なかなかまちづくり勉強会だとか、それから耐震診断を経ての耐震改修ということで、ダイレクトメール等と、それから広報を使つてのPRの補助金の内容を周知したり、いろいろやっているわけですけど、なかなか進んでこないというのが現状でございます。

前回、1戸当たり85万円のとときに30万円、定額で補助ということでやらせてもらったときには、確かに委員言われるように、その年は46軒でしたかね、応募はもう少しあったわけですけど、やっぱり補助金の効果はあるのかなということは感じております。

○中島委員

そうですね。49軒、全体でいうと、いろんなマンションとか木造、非木造、簡易ですね、簡易を含めてということで実績がその年は49軒もあったと。平成24年度では21軒と。今年度は、申請がもう終わったので閉じましたよという段階では何軒なんですか、今年度は。

○建築課長

今年度、もう既に閉じておりまして、ちょっと発表させていただきます。

木造改修の実績が15軒、それから木造解体実績が1軒、非木造の改修実績が1棟で、これは32戸あります。それから、簡易改修実績が1軒、シェルターが3軒。全部合計しまして、改修の実績が一応21軒とカウントしております。

○中島委員

やっぱり半分ぐらいになってしまっている実績からいうと、少しは誘導策ということで、補助金のアップというのが大きく響くのではないかなという、効果を上げるのではないかなというふうに思いますので、ぜひこれについては具体的に検討をして、補助金のアップという点でやってほしいなと思います。

95%という目標は大変大きいですね。95%。でも、そのぐらいやっぱり命を守ろうということでやられる計画、目標ということで県が出している数字なので、それについてはやはり真摯に受けとめて、やれるところまでやればいわという、そういう関係ではないということで受けとめていくべきではないかなというふうに思いますが、いかがです。もう一度。

○建築課長

補助金の関係につきましては、国のほうも補助金が今の、前回とは違うんですけど、30万円ということで、国が30万円、市が15万円という、そういうメニューがございます。これが使えるのかどうかということで今検討しておりますので、なるべくやっていきたいなという方向では考えております。

現在、市のほうでやっているのが、90万円が補助がついておりまして、10万円は市の持ち出しという格好で、合計100万円ということなんですけど、もしこの方法が使えれば、90万円に30万円足すということで、120万円までいけるのかなということです。これはまだ詰めてはおりませんので、今後詰めたいと思います。

○中島委員

国も動くべきですよ。もっともつね。国のほうの政策として、東日本大震災だったということがあるわけですから、市ばかりがというんじゃないで、この間、国がボンとつけて、30万つけていただいたように、それが一時的なものじゃなく、経路的につけるといような方向に持っていただければ、市も助かりますし、市民ももっとたくさん補助金で受けられるということにもなりますので、これも他市やら県やらというところの連動した上への意見書といえますか、そういったこともどンドンやる必要があるかなというふうに思いますけれども、その点どうなのでしょう。

県のほうは、全県的な耐震の進みぐあいというものをごほうに把握して、進めるためにはどうしようかというふうな、何かそういった方針もあわせて出しているのでしょうか。95%という目標だけど、高い目標だけは出しましたけども、それを推進するための計画ということでは、補助体制について新しい方向を出しているんですかね。また、国にもっと意見を上げていくという、両方をやらなきゃいけないと思うんですが、その点、私、最後に伺っておきます。

○建築課長

県のほうもそういう耐震化を進めようということで、施策的には、知立市は既に行っているわけですけど、シェルターについても補助を出すようなことを今進めているようです。

それから、簡易耐震については、今までやってきた人が新しく一般的な改修を行う場合は、その差額分を補助しようという段階的な補助も考えているようでございます。

したがって、やれる方法は、知立市は今のところシェルターもやっているし、簡易耐震もやっているということですので、ちょっと今のところ、こういう状態で今進めていくしかないのかなということでございます。

○中島委員

県も少しずつシェルターだとか簡易のあれについての補助を出すよということでもやり始めているということですが、国へももっと上げていくとい

うことも県と一緒にやってやるべきじゃないかというふうに思います。

これは市長、大変大きな安全・安心の問題ということでは全国版の問題でありまして、市長会等で、当然こういった国の補助の増額というものを求める、そんなこともやってみるのではないかなと思いますけど、どうですか。

○林市長

この家屋の耐震化は、私、記憶の中では、全国市長会の中でも、市長会から国のほうへ要望というのは出ていたかなというふうに思っておりますが、また再度、県、また国のほうに機会を捉えて行ってきたいなと思っております。

○川合委員長

ほかに質疑は。

○三浦委員

失礼します。

中島委員から、山の区画整理の話が出ましたので、関連して少しだけ聞きたいと思います。

なかなか山の区画整理が進まないという話であります。私も前の資料を見ているんですけど、平成22年に聞いたときに、地権者が60名から28名になったということであります。現在は、地権者何名なんでしょうか。

○まちづくり課長

現在は30名です。

○三浦委員

じゃあそんなに変わっていないというか、ふえていますね。28名。

去年は、その組合設立をしようとして、できなかったということで、500万円がそのままということであります。これ、組合はまだできていないんですよ。この地権者30名の中で、市も土地を持っているんですよ。

○まちづくり課長

はい。5,000平方メートル強、市の土地がございます。

○三浦委員

多分2番目の地権者ぐらいの広さを持っていると聞いたんですけど。

なかなか、今言ったミニ開発とかして進まないというのが実態で、今年度、設計ですね。設計の修正だとか、事業設計の修正及び認可申請ということで進めていくということなんですけど、どうなんでしょうね。この先、可能性はあるんですかね、組合設立の。

○まちづくり課長

現況でございますが、住民、役員たちと協議を重ねている中で、反対者の方、言いかえれば、もう既に土地利用されている方を除いて、もう少しまたエリアを見直してということで考えておまして、面積につきましては、現在まだ協議は確定じゃないんですけども、3.1ヘクタールから2.7ヘクタールぐらいということで検討していく予定でございます。

○三浦委員

範囲を狭めてでも進めていこうという話だと思うんですが、ちょっと地権者の話を聞いてみても、なかなかまとまりそうにないなというふうに思うんですけど。

ここは管轄違いますけど、通学路もこの中に入っていましたかね。竜北の通学路。

○まちづくり課長

はい。国1の地下道から竜北中学校のほうへ抜ける道がそこを通りますけども、その路線につきましては、特にちょっと難航しているところがございます。

○三浦委員

その通学路の件も前から出ていて、なかなか進まない。子供たちの安全がなかなか確保できないということも聞いていますし、市がそれだけ土地持っている権利者の1人ということでもありますので、このままこの組合施行で区画整理が進んでいくのかなということで、思い切って市施行ぐらいやったらどうか、それぐらいちょっと思うんですけど、どうなんでしょうね。

○都市整備部長

組合施行、市施行、2つの区画整理の手法はあるわけでございますけども、私どもとしては、今の地域の状況の中で、また事業の規模、そういっ

たところからしますと、組合施行、地域の方がやはりまちづくりに参加をしていただきたいということでやっていただきたいなと思つとるわけですけど。

ただ、これはやはり根底に地権者の方の理解ということが必要ですので、市がやったら強制的にできるというもんでもございませぬので、やはり関係者の理解というのが前提にあるということだけは私どもも念頭に置いておりますので、その中で、組合施行ではどうしても規模的に難しいとか、そういう場合は市施行でという選択肢もあるわけですが、現状の山地区ですと、なかなか市施行、市に土地があるからといつても、それはなかなか難しいんじゃないのかなと思っております。

○三浦委員

組合の方たちの話し合いが進まないというのは、いろんな理由があるかと思うんですけど、私が聞く中では、市のほうが主になって少し強行的にやっついていかないと、この話は進まないんじゃないかと、それぐらいのことをちょっと聞いていますので、この先本当にまとまるのかなということが一番心配でありまして、市のほうもこれは絶対進めたいという区画整理だったら、それも一回ちょっと一つ考えるべきかなと、それ思っています。なかなか組合施行を市施行で行ったら難しいかと思いがすが。

今後の予定といひますか、どのような形で今後進めていくのか。それだけ聞いて終わりたいと思ひます。

○まちづくり課長

来年度、地域等の区域等を見直しました図面づくりをいたしまして、それから組合設立ということを目指していきたいと思ひます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永田委員

少しだけちょっと教えてください。

先ほど中島委員からもお話がありましたけども、連続立体交差事業の付替側道用地購入費の2,400万円でございます。

これ、先ほど答弁では、駅東の新富の鉄道用地だということで、162平方メートルのところ、その線路が一部かかるところということで、白い建物のところであると。そこは、土地の所有者と、建物の所有者と、賃貸の借りている所有者という形の説明だと思ひましたけども、この用地買収の用地補償額というのはどういった算出形態になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○都市開発課長

もともと鉄道高架による支障物件ということで、愛知県のほうが土地単価も算定し、物件調査も行ってございまして、市のほうは、愛知県から提出いただいたその金額に従って交渉を進めてございまして。

○永田委員

その、あとは残りはその白い建物のところだけというところよろしいですかね。あそこは、たしか120平方メートルだと思ひましたけども、先ほどの説明だと、162平方メートルの説明だと思ひましたけど、その辺ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○都市開発課長

新富11号で、道路として買収しなきゃいけない土地が162平方メートルでございます。そのうちのその白い建物分が約30平方メートルでございまして、残りの土地については、まだお話はさせていたしておりますが、本格的な交渉にはまだ入ってございませぬ。

○永田委員

僕は土地保有者もお知り合ひだもんですから、一度相談は受けたことはありまして、おおむね、まだはっきりしたことは言えないですけど、以前もたしか本会議か何かでおおむね了解できるんじゃないかということでお話は伺っているんですが、何といたしましても、この鉄道かかる、要は用地が削られてっちゃうということで、30平方メートル削られちゃうと。残り約90平方メートルということで、大変この方が今後の土地利用について心配はされてはいます、実際のところ。

その辺、用地買収ということで、いろんな売買

契約の中で、所得税の控除だとか、国民健康保険の控除だとか、そういうなのがあると思いますけども、概算すると、用地補償がその約1割ぐらいだというふうに、10%ですね。ちょっと待ってください。それ忘れてください。いろんな控除があると思いますけども、その辺についてちょっと御説明いただきたいと思います。

○都市開発課長

公共工事でございますので、都市計画に関連する工事でございますので、5,000万円控除というものがございます。これにつきましては、土地の所有者、建物の所有者、それから店子、それぞれが5,000万円控除を受けることになります。

なおかつ、土地については、先ほど申し上げましたとおり共有でございますので、その方1人ずつに5,000万円控除が適用されるということでございます。

○永田委員

済みません、その5,000万円控除というのをちょっと教えていただけますか。

○都市開発課長

今回、補償金額として、その土地所有者の方だけに申し上げますと、30平方メートルに対する土地代金というものを提示させていただいております。共有でございますので、5人の共有でございますので、それぞれに補償額、土地代金の5分の1ずつが、同じ率で共有ということでございますので、5分の1ずつがそれぞれに渡ることになります。

その渡った金額に対して、5,000万円まで所得税の控除ができるということでございますので、5,000万円以下であれば税金は出ないということになります。5,000万円を超えるものに対して課税されるということになります。

○永田委員

ちょっと意味がよくわかんなかったんだけど。要は土地も建物のほうも、あと賃貸借している人もその5,000万円控除というのはなるということになるんですかね。

○都市開発課長

そこにいらっしゃる方全てに対して5,000万円控除が該当するというところでございます。

○永田委員

わかりました。その3者も、僕よう知っているもんであれなんですけども。

要は公共施設なもんですからね。先ほど県の基準算定という形で積算しておるということだったんですけども。通常こういった用地買収というのは、駅前に限らず、どこの用地も多分その形に適用されるんじゃないかなというふうに思いますけども、その辺の違いというのは、この駅前という形で何か変化はあるんですか。

○都市開発課長

土地単価の算出の方法ということでよろしいでしょうか。

税控除のお話ですね。それは同じですね。5,000万円控除と、代替資産の取得、買いがえと言っていますけれども、そういった手法もございます。

○永田委員

わかりました。その辺ですね。

今回、その土地の所有者、建物はいいいとして、借りている人は、また別な店にやるとしてというようにも、ある程度お聞きしている中身なんですけども。要はその土地の所有者、120平方メートルで30平方メートル削られちゃうということで、残り90平方メートル。この30平方メートル削られることで、この人の土地の利用価値というのは下がってしまうのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

○都市開発課長

下がるということもありますので、その下がる分については残地補償ということで、別の補償を差し上げることになります。

○永田委員

その残地補償というのが1割、約10%という形でよろしいですね。

○都市開発課長

申しわけございません。残地補償の金額を把握しておりませんので、その率までちょっとお答え

できません。

○永田委員

今度教えてください。

済みません。以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号について、挙手により採決します。

議案第27号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第27号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号について、挙手により採決します。

議案第29号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第29号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号 平成24年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号について、挙手により採決します。

議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第31号 平成24年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の

件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時06分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第32号 平成25年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉山委員

済みません。よろしくお願いたします。

まず、予算概要の122ページの公園改修事業であります。きょう午前中から、公園に関する条例等の話の中から、いろんなリニューアルの話、またユニバーサルデザイン等の話もございましたので、関連する部分もあるかと思えますけれども、お願いたします。

今回、この公園改修事業に関しましては、事業目的として、公共空間としての世代を超えて憩える場所を提供するとともに、都市の緑化を促進し、緊急避難場所としての非常時における地域の活動拠点の充実を図るという目的が書かれております。

先ほど、憩える場所ということでの緑化の問題も含めて促進されているわけですが、今回、公園の目的という部分では、今はたくさんいろんな目的があります。今回、東日本大震災が3.11、丸2年迎えました。緊急避難場所としての非常時における地域の活動拠点の充実という点から少し質問させていただきます。

知立市のホームページでは、避難場所として公園で挙げられているところが、ホームページの中で7カ所ありましたけれども、確認をさせていただきますが、昭和6号公園、そして中新切公園、昭和4号公園、御手洗公園、矢田良根公園、西ノ割公園、大流公園、池下公園の7カ所でよかったですでしょうか。

○都市計画課長

その7カ所で間違いございません。

○杉山委員

まず、じゃあその7カ所をあえて緊急といいますか、避難場所として挙げられているという点はどうしてですか。

○都市計画課長

我々、公園管理者のほうでは、特に避難場所等々の指定は特にとっていないわけでございます。安心安全課のほうのガイドラインとか、そちらのほうで定めてございますので、ちょっと詳しいところまでは私のほうでは把握できかねます。済みません。

○杉山委員

済みません。ちょっと問題点を変えますが、というのは、一応ホームページを見ると、そういった避難場所として、公園として名前が出ているわけですね。そうしますと、当然、緊急時避難所、学校の体育館とかそういったところに、また校庭とかにも避難されるわけですが、たまたま公園でそういった災害に遭ったとなると、そこが避難場所となって、お子様たちとか、町に確認に見える方も、避難場所としてその公園になるわけですね。

そうしますと、今この、きょういろんなこれからリニューアルとか、また改修等、また公園の長寿命化計画で危険な箇所としての部分とかは変えていくわけですが、そういった設備の計画の中に、こういった防災的な部分というのが計画の中に入っているのかなという点を少し確認をさせていただきたかったんですね。安心安全課が、この公園ということでの場所としてある程度の大きさとかという部分かというふうに思うんですけども、管理されている公園側の都市計画のほうで、その公園の中身として当然そういったものも必要としてくる部分というのはあるというふうに思うんですね。

そういった点でまずお伺いしますけども、今の挙げられた点の公園というのは当然、防災的な部分という考え方をすると、必要的なものが、これから計画的なものとして何点かお話をさせていただきますが、そういったものはこれから計画され

ているかどうかというのを伺いたいんですけども。まず、その今の7つの公園の中で、ソーラー発電等の公園等、そういったのがもしかつげられているところあります。ないと思っているんですけども。この7カ所で、そういった今、電灯はそういうのありますか。

○都市計画課長

ちょっと詳しくはその辺が把握してなくて申しわけないんですけど、一時的な避難地、一時避難地なもんですから、そこにずっといていただくというような考えではありませんので、そういったソーラー的な施設は持ってありません。

○杉山委員

当然既存の公園ですので、またその避難としては、ずっとそこにはいるという場所ではないという考え方からすると、公園自体に避難場所としての機能というのが、そこまで考えていच्छゃらないという部分があると思うんですけど。もしか、その電灯的なものはそうだとすると、じゃあトイレ等の災害トイレ等は、今ですとユニバーサルも含めて、こういった対応トイレを考えているというような計画はありますか。

○都市計画課長

知立市において、防災公園というものは今現在ございません。そういったところで、その災害に備えた専用の公園というところがございません。

そういった避難地等で、一時トイレを設置するときに、床の下がくみ取り式のトイレにしたかどうかという提案を地元させていただいたことがあります。そういったときに、やはりトイレというものに対しての設置を、地元としては余り歓迎しないということだったもんですから、その時点でトイレの設置を断念をさせていただいた経緯がございます。そのかわり、昭和6号公園とか草刈公園には、我々が設置したものではありませんけれども、マンホールトイレというものが設置されて、我々としては占用の許可を出したという経緯がございます。

○杉山委員

今、都市計画課長が言われたとおり、防災公園

という形では、知立市にはないわけですね。

そういう点でも含めて、私、公園施設の中で、一次的な部分でもありますけれども、これからはこういったやはり防災公園と言われるところを、やはり今ある公園のシステムの中から、リニューアルの段階でまた長寿命化計画でこういった予算がいろいろととられている中で、何かその計画の中に1つポツンと防災公園ができればいいわけですけども、そういった予算的なものがなければ、ひとつひとつの中身を計画する中でこういった可能性のあるものを、もしか今言ったそういったマンホールトイレの形になる災害対応トイレも含めて、それからソーラー発電等の公園等とか、また防火水槽とか、当然公園の形態というのは、今、遊具を変えていく、そしてまた危険なところを直していくという長寿命化計画なんですけども、あえてこれから建設できる防災公園というのがなければ、そういった施設の部分でこういったものが計画できないかという点でちょっとお伺いしたいんですけども。

○都市計画課長

非常に今の公園でそういった対応型の施設、防災機能を備えた施設、そういったところで、我々としては、どちらかといえば、もしやるのであれば防災公園という形で設置をしていくということになるのかもわかりません。しかしながら、そういった公園も、土地はじゃあどうするのかと、事業費はどうするのかということもあるもんですから、今すぐには恐らく対応できかねるところでございます。

その辺は防災に備えてということもございませので、安心安全課のほうと、それと財政もあるんですが、そういったものの中で協議をしながら、どういうふう to 今後対応していくのかというものをやっていくという、そういった既存の公園でできるものは、我々も少し協力できるところはしていかなくは今後いかなないのかなというふう to 考えております。

○杉山委員

ありがとうございます。私、今回学校の関係の

交通安全の対策のときにもすごく感じたんですけども、1つの問題点を各部局が、今回は視覚を交通安全のことにすると、学校からと、そして安心安全課、そして土木の関係の方、そして3カ所の部署が話し合って、そこの中から一つの部分とこのを見つけ出していくということがありました。それですごく進んだということもあったわけですけども、やはり公園一つとっても、やはり安心安全課と、そしてまた総務の関係の方々も含めて、そしてまた公園のこういった形の都市計画の方が、やっぱりそういったものに対するものが共有できて一つ計画というのがなっていくというのを感じるので、ぜひ遠い将来ではなくて、こういった計画のものを、できたら計画の中にも、ちょっと底辺の中でも結構ですので、入れていただきたいなというふうに思うんですけども。

市長、どうでしょうか。

○林市長

防災公園という御提案であります。

今、上重原公園がソーラーで電気がついて、たしか、日ごろはベンチになっているんだけど、ちょっとベンチをやると何か。とにかく、防災公園という新しいものをつくるわけにはなかなか難しい面があるんですけども、今ある既存の公園にいろいろな防災、いざ災害のときに避難されてこられたときにいろいろな便利なものと申しますか、そういった施設を考えていく、これはやはり今この建設水道で都市計画課が答弁させてもらったんですけども、やはり安心安全課とか、全庁的にやはり考えていく、そんなこともやっていかなければいけないと思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○三浦委員

三河知立駅の件でお聞きます。

この件は、一般質問も、質疑もたくさん出ておりますが、私も地元ですので、少し聞いておかなければいけないのかなと思います。聞かせていただきます。

この間の回答で、まだ結論は出ていないという

ことで聞きました。その中で、工事協定と、それから移設の関係の案が出ておりました。駅前の駅周辺の委員会でも、書類も出まして見せていただきましたが、一つ確認したいんですけど、工事協定の内容で、三河知立駅、ちょっと感じますと、知立駅から複線で三河知立のあの駅に来て、それから、三河知立から単線で山町の旧東海道の踏切でおられるんですよね。そういう設計でしたね。

○都市開発課長

現在の計画、もともとの計画は、知立駅から三河知立駅までは複線、三河知立駅から単線になりまして、旧東海道を越えて、元国道1号線の手前ですりつく計画でございます。

○三浦委員

そういった場合の工事費といいますが、それが、この間もらった資料でいいますと、架線の工事にかかる事業費というのが70.2億円。これでいいわけですね。

○都市開発課長

この金額は、知立駅を基点にはしておりませんので、知立駅からしばらく行ったところでございますので、具体的なことはちょっと申し上げられませんが、知立駅ではありません。少し豊田方に行ったところから、先ほどのお話の終点までの金額でございます。

○三浦委員

現状のといいますが、工事協定の内容でいきますとそういう形で、そうしたら、615億円の中の70億円ということですね。

ですから、それが縮減という、工事費の減らすという意味においては、それがゼロになるわけですが、拠点になるわけですね。それが原点に。そして、例えば、今言った新駅に移動した場合は、国道の1号線の東で平面駅ということで、仮駅は要らないと、留置線も要らないということで、それで、その後は新駅ができたら、それも関連した施設をつくる。これは市のほうで単独でまだ設けなければいけないということですよ。

この中の、そういう形でいいますと、関連施設を除いた場合は、今の工事協定よりかは安くなる

ということを聞いたんですけど、それでいいですね。

○都市開発課長

市の単独分を除きますとといいますか、鉄道側の提案を受けたその留置線をなくするという案でいきますと、この70.2億円が減額するというところでございます。プラスして市の単独事業がありますというお話です。

○三浦委員

ですから、それプラス、その新駅の関連した開発。これは駅舎ももちろん入るんですよね。違いますか。

○都市開発課長

今、市の単独事業として考えておりますのは、駅前広場と、駅へ連絡する道路の改修、そのお金でございます。

○三浦委員

じゃあ、駅舎というのはどこへ来るわけですか。済みません。

○都市開発課長

連続立体交差事業として設置をいたします。

今ある施設の補償ということで、そちらへ持っていくと。

○三浦委員

はい、わかりました。

それでは、その新駅の関連施設、広場と、それからアクセス道路、これが現地状況の最低限のときを設定しているということですが、これどれぐらいかかるかというのが、試算はしてあるんですか。

○都市開発課長

しておりまして、その金額をプラスして市の負担がどうなるかということのを計算しております。

○三浦委員

それは公表ができますか。

○川合委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後4時25分

再開 午後4時25分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

申しわけございませんが、ちょっと公表は差し控えさせていただきたいと思います。

○三浦委員

じゃあ、工事協定から今の移設案、これで幾ら減るかというのはわかりますか。それも出ないですか。

○都市開発課長

申しわけございません。まだ検討段階ということで、確定したものでございませぬので、控えさせていただきます。

○三浦委員

3月のいっばいで結論を出すということ聞いていて、私たちがそのつもりでやっているんですけど、この段階になってそういった金額の提示というものがなければ、私たち、これわかりようがないんですよね。どれぐらいオーバーするのかなというのが。

また、市のほうがこの新駅を移動させて、それで開発の費用がどれぐらいかかるかというの、それもわかんないと、じゃあこの後、市が単独で、市単でやるんですけど、それがどれぐらいかかるかがわからなければ、私たちも何も言えないですよ。その辺ちょっと知らせてもらわないと、私たちの予想といいますか、その計算ができないですよ。

○都市開発課長

事業としての事業費は下がるということは固まったということですが、結局、その複線化というのはまだございますので、その中で、その費用負担が延々と協議を重ねておりまして、まだまとまっていません。その負担の率によって市の負担も変わってまいりますので、現段階ではまだ申し上げられないということでございます。

○三浦委員

新駅までは複線だという構想ですよ、今度の。

じゃあ、どちらにしても、新駅にした場合はやはり相当ふえるということ、それは間違いないで

すよね。

○都市開発課長

事業費としては下がっておりますので、事業費だけ比較すれば、知立市の負担は下がってまいります。

それに単独事業を加えるとどうかというところですが、先ほど申し上げましたとおり、鉄道側の負担がまだ決まっておきませんので、どれだけ下がるかというところが決まっていないというところでは。

○三浦委員

この工事協定ですね。三河知立駅を移転するという話が出ました。経費の削減ということで、最初私たちが聞いたのは、例えば高架下の柱を細くするとか、勾配をきつくするとか、そういった形で削減ということをやったんですよね。その中で、三河知立駅も、これは移転という形でしたっけ、廃止だったっけ、どっちでしたかね。

○都市開発課長

区間を短縮するという検討もさせていただきましたが、結局は、交差道路はございます。本郷知立線がございまして、そこを越えてからおろすということになりますと、途中で幾ら勾配を調整しても、結局事業区間としては元国道1号線まで延びてしまうということで、区間短縮の検討はだめだったという結論でございます。

○三浦委員

今、私がちょっと言ったのは、移転という話で最初から、移転というか、新駅つくるといった話だったのか、三河知立駅を廃止と言ったらちょっとおかしいですけど。一番の削減は、廃止するのが一番安いんですよね。知立駅から三河八橋駅まで持っていくというのが一番安いと思うんですけど、そんな話ではなかったですよね。

○都市開発課長

そういう話ではなくて、現在ある施設を地区区間外に出すということです。それに伴って、現在の計画の高い高架が下げられるということと、高い位置で駅をつくらなくていいということ。それと、留置線が現在高架で計画されておりますが、

それが平面のところに移せるということで、構造物のボリュームが違ってくるという、そういった削減を狙ったというものでございます。

○三浦委員

私は地元なもんですから、こういう言い方するんですけど、最初の計画で、三河知立駅が高架でという形でできたわけですよね。図面が出ていましたよね。三河知立駅を残すということは、それなりの必要性があったと思うんですね。その辺、どういうふうにもその三河知立駅の必要性といたしますか、その辺は当初のころどう考えていたのか。

○都市開発課長

事業の性質として、現在ある機能をそのまま2階に上げるというのがこの連続立体交差事業ですので、もともとこの駅を移すだとか、廃止するだとかということは全く考えておりません。現在のものをそのまま上げるという計画でございました。

○三浦委員

そうですね。やはり今ある駅をそのまま生かしていくという形で、多分、三河知立駅はあの場所に残ったと思うんですね。

節減という、縮減という意味合いで、じゃあ三河知立駅をやめて、平面のあの駅に持っていくという話が出てきたんですけど、私に言わせると、ちょっと安易じゃないかなと、簡単にやめて、もう向こうへ行くと。じゃあ、その新駅のどこにおろすかというのが、あの駅をつくるかというのがまだわかっていませんけど、そういったのが、前にも言ったんですけど、目的がないみたい。新駅つくってまちづくりをするとか、そういった頭が全然入っていないのかなと。今どんなような構想ですかと言っても、余り出てこない。

例えば新駅をどこどこにつくって、乗降客というのはどれぐらいの見込むのか、そういったことは考えていますかね。

○都市開発課長

移設の目的は、あくまでコスト削減ということでございましたので、まちづくりについては、実際のところ、まだ検討はしておりません。ただ、この先移設が固まった段階では、まちづくりを当

然考える必要がございますので、そういった調査費もお願いをしてやっていこうと思っております。

それと、乗降客がどうかということですが、当初想定、これも直営で想定したものなので、信憑性はどうかというと、全くありませんけれども、今、実際1日400人ぐらいの乗降客でございますが、移設することで重原駅ぐらいまでにはなるのではないかと、1日当たり1,000人ぐらいにはなるのではないかとこの想定をしておりました。

○三浦委員

現在よりふえるとは思っているということで。

そういう形で新駅に持っていくということなんですけど、そこからその新駅に行って、やはりどういった形で今後その開発していくか、まちづくりしていくかということが、前からそれは聞いているんですけど、なかなかピンとこないですね。例えば、もっと場所を特定して、ここへ行けば今からのまちづくりといたしますか、開発ができるんだ。そして人が集まってきて、人口もふえるんだというような、そういった構想があれば私はいいと思うんですけど、ただ縮減のために三河知立駅を下へおろすというような形で、その辺が幾ら考えてもちょっと安易だなと。私も別にこだわりませんが、新駅になって、平面に行って、やはり町ができて活気がつけばいいと思うんですけど。

結局は、これ無人駅ですよ、どっちにしても。今の三河知立駅と同じような。ですから、その辺が1,000人の乗降客を予定しているということですが、なかなかそういったのが実際にできるのか。

今どの辺に駅を描いているのかわかんないです。この間一般質問でも、神谷議員が、どこどこ、下の419号線かインターの辺とか言っていましたけど、そういった話がどんどん出てくるかと思うんですよ。でも、今現在ではどこも決まっていないと。これが決まらなければ、そちらのほうに進めないということですが、この間の話では、3月いっぱいは無理だという話の一つですよ。3月いっぱいは無理ですよ、もう。

○都市開発課長

我々は3月中にある方向性を出したいということは考えております。それを名鉄にも投げかけておまして、回答を待っている状況でございます。

○三浦委員

そのつもりでやっていただきたいんですけど。この間の回答の中に、6月議会でメリット・デメリットを探る、評価していくというような話が出ておりました。その辺はどうなって。

○都市開発課長

その点につきましては、この3月で移設の方向性が出た場合には、移設することによって新駅でのメリット、現在駅でのデメリット、そんなものを調査をしたい。あわせて、まちづくりの計画もつくっていききたいということを申し上げたと思います。

○三浦委員

方向性が出た時点で、新駅と現在駅。それはどういふことですかね。方向性が出れば、現状か、新駅かというのは決まっちゃうんじゃないですか。違いますか。

○都市開発課長

確かに方向性は出ても、やはり市議会の皆様にも納得していただく必要があります。また、国にもコスト削減だけでは移設が説明し切れないという点もございまして、そのために、そういったデメリット・メリットの調査をするということ。それから、あわせて移設先のまちづくり計画。また、駅がなくなったところでの代替のまちづくりのやり方、そういったものを検討していきたいという計画でございます。

○三浦委員

わかりました。

平成30年までに用地を確保するためには、3月いっぱいということ言っていましたよね、この間。そういう意味で、3月いっぱいじゃないと、なかなか今後の展開で間に合わないというようなことを聞きました。

そんな意味で、一刻も早い国の理解、了解といふますか、それをいただいて、ある程度の方向性

をつかんでほしいんですけど。今からの見通しだけ聞いておきます。

○都市開発課長

今、愛知県は、国に対して615億円、499億円が615億円になった。事業期間が、平成26年から平成35年までになった。その見直しをしているところで、協議をしているところをごさいます、積極的なお話はできませんが、それにあわせて、この3者での方向性が出た場合には、国にも協議をしていきたいということをごさいます。

それが決まりますと、国からの了解が得られずと、今度は都市計画決定という手続が入ります。その後、測量等を初めまして、用地交渉と、用地買収と、そういった段取りになるかと思います。

○川合委員長

ほかには。

○村上委員

今、三浦委員のほうからございましたもんですから、関連して。

それと、過日の連続立体交差事業の委員会、このとき私もこの三河知立駅のことについて触れさせていただきました。そして、本会議の中、一般質問ということと、それから、あと質疑の中。質疑については、私、建設水道委員会なものですから、この件について触れられなかったということで、ここで触れさせていただくんですが。

先ほど出ました三河知立駅の移設の件ということなんですが、この件については、従来からこの3月末までに結論を出していきます。ただし、その全体の事業費70億円が減るよという言われてきました。

これ、この事業そのものが非常に私自身も難しい事業だなということで、事業区外での移設ということで駅が移動するという部分については、本来の形の中の事業じゃなくて、これ変更事業になるもんですから、非常に難しい。国のほうも認めてくれるか、くれないかわからないというところにあります。

それで、大体的内容については、この間の質疑の中でも明確にさせていただきました。この名鉄3

者との合意がなかなか詰まらないよと。今現時点においては、70億円が若干下がりますよという話までは確認させていただいております。

今、三浦委員からもありましたように、三河知立駅を、国道1号線よりか向こう側ですね、移すとするならば、どこに移すのかと。我々の会派の中では、やはり419号線の向こう側の非常に広い土地のところ、どこに駅をついたらどうだと。それからもう一つは、もう少しこっちのマルツネの辺についたらどうだと。マルツネの辺は勾配があるから、なかなかその駅をつくるのに事業費がかかるよという御回答、御答弁をいただいたわけなんです。

具体的にどこについたらいいのという話があるんですが。これ今仮定として、駅を移転させるという、例えば仮定ですね、これは。移すか、移さないかまだわからないものですからね。仮定として駅をつくるとするならば、その駅については、今は現状そこまでが複線で行くという話がございます。そこまでね。今実際に豊田から来とるのは、三河八橋駅ですか、複線で来ていますね。その間があるんですけど、じゃあどこに駅をつくるかと。複線構造になって三河八橋駅と知立駅をつなぐときに、これは要するに鉄道側の機能増ということになれば、当然複線分については鉄道側が持つべき、当たり前なことなんですよね。今の事業の進め方でいくと。

今、鉄道と知立市との議論をして、駅をどこにつくるかということで、これ国と鉄道と県が認めてくれば、今の知立駅からいかに遠いところについたら得かということが換算できますよね。その事業費。これ認めてもらえるならば、この連続立体交差事業の費用の中でできるのか、できないのか。

それから、今現在、知立駅、三河知立駅をどのぐらいの規模で駅前広場とかアクセス道路を考えておられるのか。これのところがお示し願えればと。場所はいいですね。どのぐらいの規模で、大きさと。

○都市開発課長

将来のまちづくりにとって、なるべくその調整区域のほうがいいんじゃないかということでございますけれども、事業からいたしますと、やはりコスト削減が第一義の問題でございますので、遠くなれば遠くなるほど事業費はかさみます。ということから、それは平成17年当時、国に協議した段階でのその3条件、鉄道の了解、地元の理解と事業費のコスト削減という、この3つのテーマがございますので、このコスト削減ができなくなる可能性があるということから、今検討している位置で事業費を算出しているという状況でございます。

鉄道側から言わせると、やはりなるべく知立駅に近い、無人駅でございますので、なるべく管理するためには近いほうがいいんだということもございます。

それともう1点が、済みません、どういった内容ですか。もう1点は、駅前広場ですね。失礼いたしました。

今、絵を描いているのは、もう全く現況に即した小規模なものを考えておまして、車で訪れる駅を想定はしていません。雨の日の送り迎えができる程度ということですので、今絵にしておりますのは、ロータリーができて、そこに2台ぐらいの停車スペースができればいいのかなというところなんです。あとは、駐輪場のエリア、そういったものを考えています。道路につきましては、9メートルで、3メートルの歩道つき、そんな程度で考えております。

○村上委員

今、想像したとおりだなというふうに思うんですが。先ほども三浦委員で明確になったのが、今現在400人のその乗降客だねと。それを1,000人ぐらいにしますねといったときに、本当に移設して、それで今、要するに財源を投入して、その後明るい兆しが出るのかなということですね。

この間、うちの神谷議員のほうも言ったように、やはり将来的にということで、今の名古屋のほうの開発やっていますよねと。今そこで通勤圏にあるのは、日進市だとか3市挙げて、その中の1つ

として知立市を挙げさせていただいたと。通勤費用についても、知立市に490円ということで、他市と、みよし市だとかあいつたところを比べると、かなり安いのかなというところで行きますと、やはり名鉄の鉄道利用によって、将来的に名鉄もこれ利益上がると思うんですね。知立市に対しても、やはりこの間言ったように、単に将来の知立市を安定的に持続可能なものにするということであれば、やはり生産年齢というところを、15歳、18歳から65歳までの生産年齢の方たちをいかに知立市に来ていただくか、いかに住むところをつくるかということが大事になってくると思うんですね。

このところで、その駅という部分で、逆に提案なんです、この間の一般質問の中でも言わせていただいたように、今の農振のところに駅をつくれば、住宅の開発ができるわね。それからもう少しマルツネのほうに来れば、コネハサマですか、あの辺の人たちがしっかり利用できますわねと。

それからもう1点あるのが、その今の竜北中学校のこの辺、ちょっと門を出たときに大きな広場、まだあいていますよね。これ見に行きました、卒業式のときに。見に行ったら、かなりの600坪ぐらい、もっとあるかな、1つ、1画あいていますよねと。

それからあとは、どちらかという、先ほど三浦委員のほうも言われた山の区画整理事業。このところで市の土地が5,000平方メートルあるということ考えたときに、そういう土地の利用を、やっぱり代替地を設けながら駅前広場をつくって、あくまでも車2台で送り迎えだけ、歩いてということであれば、駅をつくる余り意味がないのかなというふうに感ずるんですね。これは、今答えが恐らくないもんですから、移すとなったときに、今後検討すべきなのかなと。

それからもう1つは、線路、駅舎をつくるときに、1ホーム2線で作るのか、2ホーム4線で作るのかと。例えば、これ連続立体交差事業を終わったその後も2ホーム4線で作って、例えば複線化でつながった場合、将来10年後とかつ

ながつたときに、その対応ができるようなところへ本当にできるのかと。その辺のところも十分検討に加えていただかないと、この事業は、どちらかという、要するに予算をどちらかと、捨てるみたいなものになっちゃうなど。せつかくやるのであれば、将来の夢を描けるようなところまで投資をしておいて、後々広がるというところの選択という部分をしっかりしておいていただきたいなど。

この移設の、この連続立体交差事業の中では、今はここまでしかできないが、でも将来的に広がるということであれば、これ当然複線化になって特急が走る。八橋の駅から、その真ん中の駅、そして知立の駅、3分、3分、3分でつなぐときに、特急が走るときにどうなるんだということも想定しながら、そういう部分についてはやっぱり設定をする。それから考えていく。こういう提案を逆に私どものほうからさせていただいて、議会の中でもこういう議論をしていかないと、将来人口増加、生産年齢の。要するに人たちを知立市に呼び込むことができないよと。これはお金をかけても、縮小するような計画だったら、逆にやめた方がいいじゃないのかなというふうに思うんですけどね。

これ3月末までだから早くやらなきゃいかん、早く決めなきゃいかん。そこから、逆に言うと、どこにしようかというスタート。恐らく、今でも中でも目録はあると思うんですけど、バス2台、歩いて通うような駅だったら、どちらかという余り必要性はないのかなというふうに感じております。

この辺のところ、将来的に考える余地があるのか、ないのか。そういったことも含めて、都市整備部長のほうからも少し御答弁いただきたいというふうに思いますし、それから、市長も将来の夢ということであれば、どういった夢を描いていくのかなど。今、市長、任期中だけじゃなくて、やはり将来つないでいく人たちに対して、その膨らむ夢を少し残しておいてほしいなど。次の人がやっていけばいいということもありますからね。そういう余地を残しながらこの事業を進めていっ

ていただきたいなど。何かありましたら、教えてください。

○都市整備部長

村上委員、今、駅移設に対する思いを語っていただいたんですけども、確かに委員おっしゃるとおり、長期的な将来を見据えて、知立市のまちづくりという観点からすると、調整区域に移転をして、将来そこでまちづくり、駅を核にしてまちづくりをするという、そういう手法を考えられますし、長期的な視点に立った考えかなということは、私も理解はしています。

しかしながら、今回のその駅移設については、都市開発課長も言っておりますが、やっぱり連立事業の中で、なおかつコスト縮減という、そういう目的、前提として、まずは連立事業の中で、国の負担、県の負担をもらって、知立市、名鉄、そういう中で駅を移設していこうと。その前提には、コストの縮減が図られなきゃいけないという状況がございますので、最初から、スタート時点で知立市の将来のためのまちづくりのために移設をしていこうということであれば、また違った視点があって、いろんな違う議論があるわけですが、それは、逆に言うと連立事業ではなく、知立市と名鉄という2者の関係の中で費用負担をどうしていくかという議論になってくると思います。

そういう中で、今あくまで前提は、知立市の負担をなるべく下げたいという思いの中で計画を検討してきたことですので、そういった含みも含めてできたら一番いいわけですが、ただ、今、御提案になった内容ですと、コスト削減になるのか、また国がそれを理解してくれるかどうか、連立事業の中でいいですよという理解をしてくれるかということになると、これまでの検討経緯の中では非常に難しいということですので、負担の区分が全く変わってしまうという、もしそういう計画が進めようということなら、という状況にありますということで、御指摘の点の中で、まちづくりという観点を、せつかく移設するなら、まちづくりという観点も十分考慮すべきじゃないかという視点は、これも私どもも今後詰めていく中で

は考えていかなきゃいけないということで、先ほども、私も一般質問の中でお答えしましたが、仮に移設の方向ということになれば、コストの云々というそういう考え方、プラス、やはりそのまちづくりという中でどれぐらいの効果があるのかということもやっぱり検証しなきゃいけないと思つとるわけです。

ですから、それは地域の方に理解をしていただくためにも、そういったことの評価をしてお話をさせていただき、現在のなくなる駅の方にはどんなデメリットがあって、その半面、そういう対応としてどういう対応がとれるかということもお話をしていかなきゃいけないということで、そういう整理をする必要があるなということで、いわゆる3者で一定の方向がまとまって、国も一定の理解が見込めるだろうという状況になれば、議会のほうに、先ほどいろんな数字、なかなかまだ現状出せないというお話ししましたが、これは数字をお出しして、こういう結果になりましたということをお話しした中で、次のステップに進む御理解をいただいて進んでいきたいというふうに思っております。

○林市長

三河知立駅の移設の件でございます。

今、都市整備部長申し上げます、都市開発課長も申し上げますとおり、平成17年度から、この移設についてはあくまでもコスト削減という中で動いてきた。これは議会も総意ということでございました。

今月末には、県議会のほうで、建設部長のほうも一定程度の結果が出てくるということをお聞きをいたしております。

それから、じゃあコストが大幅に下がらなかったよという、そういうふうに出たときに、じゃあコストが大幅に下がらなかったら、今までどおり粛々と進めるかという決断を果たして下していいのかどうなのかというのは、やはり100年に1度のまちづくりとして考えると、ちょっと早計かなど。その中でやはり、これ一般質問でも答弁、都市整備部長のほうにさせていただいております。

一度調査をしてみて、先ほどから出ておりましたまちづくりという視点、またどれだけ乗降客がふえるのか、また複線化の芽が出るんじゃないかとか、いろんな視点で一回考えてみる。その中で、また議会、また地域の皆様方など御説明をさせていただいて、どちらの方向に御理解をさせていただき、そんなことかなと思っております。

いずれにしても、せんだって、話はちょっと飛ぶんですけども、中京都構想の会議が県のほうで行われました。私、内容ちらっとある方に送っていただいたところ、こういう一文があったんですね。東京から名古屋までリニアで40分です。名古屋から豊田までそれ以上かかるのはいかなもんだという、そういう議論をされておられた議事録を拝見させていただいたわけでございます。そうしたことも、やはり私ども知立市としても見据えて、やはりこの問題も考えていかなければいけないと思っております。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後4時56分

再開 午後5時04分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

○中島委員

三河知立駅のことで、私のほうからももう一度聞きたいなというふうに思います。

コスト削減というのが大前提、縮減が大前提ということでこれがずっと議論されてきているわけでありまして、本会議の中でも明らかになったのは、移設をした場合、名鉄は三河線の留置線、三河駅の知立駅のところの留置線、これはもう辞退すると。これは延長するから辞退するのか、延長でなければ絶対要るものなのか。これはどうなんですか。ちょっと確認をさせてください。

○都市開発課長

必要性はあります。ちょっと前回の特別委員会で私申し上げなかったことを1つ申し上げますと、

その留置線をなくすかわりに、三河線の海側で、引き上げ線といいますか、上下線をつなぐ線路を設けまして、知立駅の真ん中のホームを待避スペースとして使うようなシステムを設けるということです。今の施設が全く必要ないということではなくて、かわりのものを設けるということで修正をさせていただきたいと思います。

○中島委員

それは、三河知立駅の移設云々ということももちろんあって議論が進んだのかもわかりませんが、名鉄側としては、そういった機能をこれの置きかえるような形で、三河線ですかね、それも。ということで、そちらのほうへそういう機能を、代替を考えることができるんだということで、その事業費も一応入れて計算をするということですね。

そういうことで、全く留置線が要らなくなったというわけじゃなくて、代替的な措置が一応入って、三河知立駅についてはもう要らないよと、そういうことなんです。

三河知立駅が移設する場所がどうだというお話はもちろん今あって、当局も、あくまでもという話が何回か繰り返したわけですね。

当局が考えている三河線の延長、移設場所、三河知立駅の移設場所、これは計算をする上で、ある程度決めた形で計算をしないと、線の長さが変わってきますからできないと思うんですけども、それはもう想定をして、ちゃんと案としてはもう計算をしたんだと、こういうことですね。

○都市開発課長

特定の位置は申し上げられませんが、そういった作業をしております。

○中島委員

それがまだ出せない。出せないのは、数字もまだ出せないということを言っておみえになりますけれども、内々的には、もうそれはつかんでいると。内々的にね。協議してみえるんだから。3者協議の中で、これを最終案としてというか、移設ならこうなんだということの数字はお互い持ってみえてやっているわけだから、もうそこにあるということですよ。出せないと言うけど、全部

あると。

○都市開発課長

全体事業費のほうはまとまっておりますので、持っております。

しかし、先ほども申し上げました、名鉄の負担が幾らになるかというのがまだ定かではありませんので、知立市がどれだけ負担するかというのがまだ見えていないところでございます。我々も知っておりません。

○中島委員

まだ複線延長部分が、名鉄がどれだけ負担するのかということは議論の最中ということなので、最終的にそれを、負担をどれだけ知立市がするのかという計算はまだはじかれないうと、こういうことなんです。

それで、そうすると、名鉄が負担をするかしないかで随分大きく変わりますよね、これは。名鉄が負担するという場合は、線増として負担するという場合であれば、当然、相当の事業費の削減になる。負担しないと、これ全部連立の割合で、国、県、市の割合で、その中の範囲の名鉄の負担の割合でやるというふうになった場合には、これはふえるのか、どうなんですか。

○都市開発課長

試算しますと、全体の事業費を今の負担割合で計算した場合にも、全体の事業費は下がっておりますので、当然、市の負担は下がります。

○中島委員

そうすると、名鉄が線増ということで余分に持つということではなくて、連立の負担割合でそこまで全部やったとしても、全体事業費は下がると、これでいいんですね、今の答弁はね。それで、そうすれば市の負担割合も、負担額もその分は減ると。減った分が減ると。こういうことになるわけですね。だけど、都市整備部長が言ってみえた、下がってもわずかなかなという話もありました。

今言われた数字は、まだ駅前広場、それから最低のアクセス道路、これは全く除外して、除外した金額ということで今の話の数字ということではないんですね。

○都市開発課長

連立の事業費には、当市が負担する駅前広場、アクセス道路のお金は入れておりません。

○中島委員

だから、それを除外した段階では、トントンか、ちょっと下がるかと。どのぐらい下がるのかは、今度名鉄側が線増部分を少し認めていただいて、余分に持っていただければ、縮減が大きくなる。こういうことで、今まだ話し合いがやられている、続いていると。

その続いている話というのは、どこまで続く、終着地点を考えているんですか。

○都市開発課長

打ち合わせの場では、この3月末ということの名鉄にも当市からも申し上げ、愛知県からもそれは伝えてありますので、名鉄はその点について了解していると思っております。

○中島委員

そうすると、もうほぼ結論は出ているという。協議中といえども、名鉄と今から話し合うという会合が予定されているんですか。

○都市開発課長

3者の会議は、3月のほとんど末ですけども、予定をしております。それまでには、名鉄のほうから何らかの方針が出されるのではないかと思います。まだ我々は承知しておりません。

○中島委員

3月末に3者の会議を行う。そこで名鉄の方針、考えが出てくると。

それがのめなかった場合はどうするんですか。そんなのは、全部線増分を全く認めないというふうになった場合はどうなるんですか。

○都市開発課長

我々も、都市側ものめないですし、もし仮にその話を国に上げたとしても、それは国も了解しないと思われまますので、その段階で話はなくなるのではないかと想像します。

○中島委員

もうその延期もないしという話ですね。ただ待つだけですかね、今は。

見通しというのはどうですか、今までの感触。

○都市開発課長

名鉄は、移設に対してかなり前向きです。

当市がコスト削減が絶対条件だということも承知をしておりますので、当然、そういったことからその留置線の配置ということも言ってきたわけですので、その辺は名鉄も考えてくれるのではないかと期待をしております。

○中島委員

期待をしているというのは、線増ということで、多少名鉄側が余分に持って、どこまで持つのか、その辺がちょっと私、理屈がわからないんですけど、それを持ってくれるのではないだろうか。

そうすると、線増という場合は、今の三河知立駅の場所から新しい移設先の場所、そのの長くなった部分が、その距離が線増ということによろしいんですか。

○都市開発課長

もともとの計画は、三河知立駅までは複線で、駅を過ぎたあたりからすりつけますので、多少複線部分がありますが、ほとんど三河知立駅の豊田方の端ということを考えていただければいいと思います。そこから新駅を含むところまで複線ということですよ。

○中島委員

ですから、その複線になった部分の半分の線が増線ですよ。複線部分だけが。1本はもともとあるんだから。その1本分の名鉄道路を、敷地というんじゃないか、線路、それをプラスして持つだろうと。持ってくれるのではないかと。今、期待を持っていると、そういうことですね。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでして、全額持っていただければ本当にありがたい話ですが、その何割になるのかというのは、まだわからないというところでです。

○中島委員

線増になった場合のそういった負担の仕方というルールはどういうことですか。今まで基本的なことでは。

○都市開発課長

全く鉄道側のメリットだけがある場合は、鉄道側の負担となります。

以上です。

○中島委員

今回の場合は、どのように考えていらっしゃるんですか。

○都市開発課長

名鉄の主張する機能補償という考え方もありますので、その辺をどう捉えるかというところでございます。

○中島委員

機能補償ですか。機能が下がってしまうということですか。下がりますかね、これ。下がらないんじゃないですか。

○都市開発課長

鉄道側の主張は、駅が知立駅から離れます。そうしますと、今現在の三河知立駅ですりかわりを行っていますけれども、駅が遠くなることで、知立駅と新駅の間が、区間が伸びます。同じように、新駅ですりかわりをしますと、新駅から知立駅までの区間が伸びたことで、列車が遅く着くこととなります。そうしますと、本線との乗り継ぎができなくなる可能性がある。そのためには複線化が必要だという、そのための機能補償です。

○中島委員

ちょっと専門的になると、私たちもそれが何分遅くなるから、機能がどのぐらい減少するのか、何%減少するのか、そういう利益率ですよ、ある意味ではね。そういったものが下がるんじゃないかということを主張してみえるということですね。それをもう長く話し合いをしてきたと。そういうことも含めてということですよ。

それは、機能補償という点では、都市側としてはどういうふうな主張をしてみえたんですか。

○都市開発課長

我々としては、あくまでも鉄道側の線増、増強だということで主張をしてみました。

○中島委員

複線化というのを、将来的に名鉄のほうも多分

望んでみえるだろうと。三河八橋駅まで複線で来るということになればね。そうしたら、ある意味では、名鉄側がこれからの投資というものに対しては相当軽減される。その軽減ということも含めれば、機能が低下するということではないと思うんですね。全線複線にして、急行、特急がバンバン走ってくると。大きなメリットがそこにつながっていくと。複線化の流れはそういうためもあるわけで、名鉄側としては、

知立市としては、位置の技術的なことでそういうふうになるわけだけど、知立市民からしたら、そんなに大きなメリットではないですよ。だから、それはあくまでも名鉄側が、多少の機能補償的なものがあるにしても、プラスになるものも相当大きいと。このところをがんと主張すべきではないかなと思うんです。

これまでもそういう主張はしてみえたんですか。

○都市開発課長

全くおっしゃるとおりのことを主張してまいりましたが、なかなか合意点が見つからないというところでございます。

○中島委員

線増部分を入れるか、入れないかということで、どのぐらい変わってきますか。縮減の範囲がどのぐらい下がってくるのでしょうか。

ほぼ大体同じぐらいだなという、さっきの話の70億円ということが出ていますが、それぐらいじゃないかとあれこれやっても、そのぐらいじゃないかと言っていたわけだけでも、もしこれが実現したら、どのぐらい下がるのかということは、大ざっぱな話でどうなんですか。両方で試算はしているんでしょう、でも。

○都市開発課長

申しわけございません。検討はしたと思いますが、申しわけございません、金額はちょっと把握しておりません。頭に残っておりません。

○中島委員

それがうんと下がると、その下がった分で新駅の広場とかアクセス道路とか、それも含めて全体額でいけるんだと。それを目指すべきだと思うん

ですよね。そこまで含めて。駅の機能も全部含めて、予定どおりの事業費でいけるんだと。そのところをやっぱり目指さないと、先ほどからまちづくりを含めてという話が出ています。当然の話であって、どこまでそれが費用的に耐えられるかということがあるので、なかなか難しいという話なんですよね。だけど、駅をそこにつくる最低のものを、附帯設備のようなものをつくるというのは、駅をつくるということとイコールですからね。

だから、それまで含めて、最大、今の予定額の中でそれがおさまると。そのぐらいやってほしいなと思いますけどね。どうですか。

○都市開発課長

平成17年当時は、連続立体交差事業だけのコスト削減ということで主張をしまいましたがけれども、林市長になられてからは、新駅の新しい施設も含めてのコスト削減だということで、そういう方針に変わられましたので、我々はそれに従って交渉しております。

○中島委員

それは知りませんでしたね。

本当にそうだと思うんですよ。駅の移設、機能も含めて移設でなければ、何もならないわけですよ。線路に直接、電車からぴよんと飛びおりて、道に飛びおりて、田んぼの中走っていくという、そんなのは駅じゃないわけで、駅のホームとか、その前の改札。改札まではやるのかしら、わからないですけども。そういう広場があって、アクセス道路があって。田んぼの中走るわけじゃないでしょう。だから、それを含めて駅ですよ。そう思いますよ。だから、そこまで含めてコストが増大しないような、そういうことでなければならぬと私思いますよ。

林市長、そういうことをずっと主張してみえたわけですね。

○林市長

全くそういうことでありまして。

それで、今申し上げました、平成17年度からこの話題やっついてまして、今8年かかって、ようやくここまで来たかなと。これ県のほうとこういう

ことかなということで。まだまだおっしゃるように、当然ながら名鉄に頑張っていただかないといかん部分であると思いますので、まだまだこれからも言っていけないかなと思っていますけど。

○中島委員

もし移設をして、今で名鉄が言っている、その駅広は違うよということで、もしそこまでしか見ないというような議論が来ているとすれば、それでもその中で縮減、縮減ということで線増部分を持ってもらうということになって、どのぐらい下がるかわかりませんが、それで。線路をずっと置くと、どのぐらいかさっぱりわかりません。1億円、どうなんですかね。もっとですかね。もっとですよ、70億円の中だからね。もっとですよ。複線になれば、土地も要りますよね。その辺は、まだ土地があるわという話があっても。そのまた向こうの土地ということありますもんね、複線にすれば。そうすると、相当の金額ですよ。

例えば、10億円まで変わってくるとしますでしょう。わかりませんね。さっぱりわからないんですけど。とすると、知立市も減るし、負担割合からすれば、愛知県の負担も減るということになりますよね。国の負担も減るということになりますよね。もちろん名鉄が線増部分を全部持ったらということなので、名鉄としてどうなるかということ、ちょっとわかりませんね。プラスになる面もあるかもしれない。だけど、県は減る。明らかに。そういう考えでいいでしょうね。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。愛知県と知立市は、事業に対しては同じ額を負担いたしますので、当然そういうことになります。

○中島委員

1対1の話がありますけど、2対1にしてください。県は1対1を結んでくれれば、いろんな形の縮減は、大幅な削減もするし、1対1は何しろ判を押してくれと、こういうような勢いですよ。

その1対1は、私は変えなきゃいかんと。2対1にという、それは最後まで要求していただきました

いわけですけども。時期がおくれれば、おくれるほど削減率が減りますのでね、知立市の。率が変わっても。割合が変わっても。早くしなきゃいけないという、これはこれでちょっとあって、ちょっと置いておきますけど。

県も減るわけですから、そういう意味では。もし県の言うとおりの1対1で行っちゃうよということであるならば、じゃあ削減した部分について、知立市の駅舎を県が持ってあげましょうと。その部分は補償しましょうというぐらいの。じゃあそこで削減をやってくださいと。このところは見ましょうという交渉もしてもいいんじゃないかと思うんですよ。駅舎の機能そのものですからね。駅前の最低の広場と。駐車場が2台分ぐらい、停車。最低なんです。豪華なものつくっていいんじゃない。最低のものをつくって、アクセスの、田んぼの中じゃだめだから、ちょっとアクセスを、道路をつくと最低のものだから。

ここについて、じゃあ名鉄じゃなくて、県がここまで補償してくださいと。これも一つの大きなこちらの手じゃないかというふうに思うんですけども、どうですか、この点。

○都市開発課長

そういった要望を聞いていただければ、非常にありがたいことですが、現実的には不可能かなというふうに判断をしています。

一つは、駅舎ですけど、駅舎は事業でつくりますので、当市の負担ではありません。当市は4分の1の負担だけだということです。

○中島委員

そうしたら、駅広とアクセス道路の概算は知立市独自のものですけども、どのぐらいかかると思われているんですか。

○都市開発課長

先ほど三浦委員のほうからもそういったお話がございましたけども、きょうのところは少し控えさせていただきますと思います。

○中島委員

でも、それは市独自のものだと言っているんだから、名鉄に遠慮も、県に遠慮もないわけでしょ。

う。その部分だけだったら。

いや、もう場所も決まっている。素案の中では、場所が決まってなきゃそんな計算できないんだから。だから、駅の部分の、市が単独で受けなきゃいけないなと思っている金額ぐらいは発表すればいいんじゃないですか。誰に遠慮もないんじゃないですか。お願いします。

○都市開発課長

3月末に3者の会議が持たれますので、そのときにより方向になれば、速やかにお出できるかと思いますが、いましばらくお待ち願いたいと思います。

○中島委員

こういう、今議論していても、そういうものが具体的な手のひらに乗ってこないということですね。どうすれば私たちはいいのかわからないですよ。資料もない、何もなしの中ですね。

駅舎も含めて、全体額の中でおさまらんと。ここを絶対目指してもらいたいですよね。機能的に変わるだけの話ですから。新しい町のための新しい駅が欲しいという話ではなく、それは最低の補償ですからね。そのところは絶対に譲歩できないんじゃないんですかね。だから、それも含めて、大体事業費が少し下がるかなという話かなと、本会議の都市整備部長の答弁を聞いていて、そういうふうにも受け取れたし、そうでなかったわけですね。今の話からいうとね。なかったんですよ。違いました。

都市整備部長、駅舎を含めてちょっと下がるを答弁されたんですか。

○都市整備部長

今まさしく最後の大詰めでございまして、そういう中で、これまで検討してきたそういう中身の感触をお話をさせていただいたということで、決して明るい方向に向いているということも言えないし、暗い方向に向いているということも言えないという状況の中のお話をさせていただいたということで、ある意味、トータルして考えていただいても結構じゃないかなと。

トータルとして、いわゆる関連駅施設も含めて、

そんなに大きな削減になっても、そんなに大きな削減にはならないんじゃないかなという今状況かなということ。

○中島委員

だから、駅も含めてちょっと削減になるかなということですね。今の話、やっぱり。

○都市整備部長

下がるか下がるか否かは、これはやっぱり名鉄の負担のする額によって大きく変わってきますが、これまで名鉄と交渉してきた名鉄のいろんな感触からすると、下がっても大きな下がりはないんじゃないかなということですので、下がるか下がるか否かは、申しわけございません、現時点でまだお話できる、名鉄からいわゆる正式なお話をいたさない限りはお話できませんので。

○中島委員

そうですね。何かニュアンスが、下がるといってもわずかというふうに言われたもんだから、いや、下がるには間違いないのかと思ったわけですよ。下がることは間違いないかと思って、それがわずかかなという話として受け取ったんだけど、下がるかどうかかわからないけど、もし下がったとしてもわずかだろうという、非常に幅のある内容だということで、ちょっとがっかりですけどね。

いつあるんですか、3者の会合は。

○都市開発課長

3月の、閉会日は26日でしたか。26日を予定しております。

○中島委員

議会に先に出さないこと、何か考えて、終わったらやりましょうねということ、ひょっとして。ちょっとそれは、もうね。それはちょっと残念というか、何か恣意的というか、そんな気がしてしまいますけれども。これだけ長くやっているんですものね。議会の前に報告していただくのがタイムリミットだったんじゃないのかなという、そんな気がします。

ですから今、私言ったのは、名鉄に対しては線増を要望すること。それから、全体としては、駅舎も含めて絶対に増大させないこと。それから、

もし負担が、割合が変わってくるんだから、県の割合も下がるんだから、県に対してはもう少し補助をふやしてもらおうことというのは言ってもいいんじゃないですか。国から補助を余分にくれというのは、なかなか言えないのかもしれないですけどね。事業費そのものがこうなったとなればね。でも、県との話し合いという中では、2対1の話、こういう中のいろんな駆け引きで、がんがん実質2対1にしちゃうというぐらいの気持ちで取り組まないといけない。あくまでも2対1だよということは、最後まで突き進んでいていただきたいと、こんなふうに思いますがね。

市長、参加されるんですか、その会議は。参加されませんか。担当だけですか。

○都市開発課長

閉会日、早く終われば、来ていただくことには予定しております。

午後3時を予定しています。

それまでに終わっていただければ、市長にも出ていただきます。

○中島委員

この予算のときの最終日が、そんなに早くは終われないかなという気がしますけどね。

名古屋市でやるんですか、それは。間に合わない。違うんですか。

○都市開発課長

当市で開催をいたします。

○中島委員

午後3時で終わるかどうかわかりませんが、

こういうのは傍聴はできないんですか。傍聴はさせていただけませんか。

○都市開発課長

公開ではないです。

○中島委員

また詳細の報告をしっかりといただくということで、その日、26日に行うということは、いつ報告いただけるのでしょうか。特別委員会がすぐ、緊急で開くとか。

議会のほうの受け皿ができれば、いつでも報告

していただけるということになりますか。

○都市開発課長

報告できるものがそろいましたら、直ちに報告をさせていただきたいと思います。

○中島委員

それから、先ほど少し話がありましたけども、今の事業計画の期間というのは、平成26年までとなっておりますね。平成35年なのに、いつまでこのまいるのという話が市民からも出ております。その期間の変更ということも必要だし、それで、今言った中身の変更ということも、事業内容の見直しの変更、これも国のほうとのやりとりが今からすぐ必要になるというふうに思うんですね。平成25年度ですからね、もうすぐ。だから平成26年までに終わるといふ計画ですと、2年間ですもんね。平成25年、平成26年と。2年間の間に終わっちゃうという計画に今なったままですと、これについてはどんな手続でやられるのか、お答えください。

○都市開発課長

現在、愛知県のほうが、その協議として国と交渉をしている段階でございますので、来年度中には何とかなるのか、変更ができるのかなというふうに思っております。

○中島委員

県のほうが準備を、変更を前提にもう準備を始めていると、こういうことなわけですね。

県と市の協定ですね。これは、国との関係のスケジュールと影響しますか。

○都市開発課長

工事協定でよろしかったですか。

現在、もう既に615億円で協定を結んでおりますので、それは変更はないことです。国との関係だけの修正ということです。

○中島委員

1対1の問題で県との話し合いという、そのところですね。

○都市開発課長

覚書です。

○中島委員

ごめんなさい、覚書のほうです。

そこのところは、これとのスケジュールとの関係でどのように考えているのか。

県のほうは1対1でやってくれと。そうじゃないと進まないよと、こういうふうに言っているんですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます、負担の軽減の前提となる考え方は、やはり1対1でございますので、その明記がないと覚書として結べないということを主張されております。

○中島委員

覚書がないと、それがまとまらないと次の作業ができないということですか。工事ができないんですか。そういう意味。

○都市開発課長

覚書は、今後発生します工事の中で、その乗りかえ階と直通機能、その軽減でございますので、まだそういった工事に入りません。ただ、今年度中に何とか結びたいということは、もう1年以上経過しております、なかなか結論が出ないということで、愛知県のほうは速やかに結んでいただきたいということを我々は伝え聞いております。

○中島委員

そういうまだ少しは時間があつて、頑張る場所はあるということですよ。そうはないけども。

○都市開発課長

3月、4月、人事異動の時期でございますけれども、実は愛知県の建設部長は、これで定年退職されます。その下におります課長ですとか課長補佐も、もう異動対象ということになりますので、この流れを知っている方がいなくなってしまう。県の財政部局も、この知事の提案に対しては、必ずしも賛成というか、もろ手を挙げて賛成というわけではありませぬので、担当者が変わってしまった後、結果的にまた振り出しに戻るんじゃないかということが、私の気持ちですけれども、そういう懸念を持っておりますので、何とか今年度中に結ばせていただきたいというのが本音でございます。

○中島委員

1対1で結んでいこうというのが、今の担当の答弁ということですね。

市長、いいんですか、それで。

○林市長

誤解のないように申し上げておきますと、今まで知立市は、この事業採択していただいてから1対1ということで、それをのんでやっていることは皆さん御案内のとおりであります。

1対1でやってきた。だからこそ、それを2対1にしてくれ、3対1にしてくれと申し上げているわけでありまして、前提は1対1で来ている。その中で、今回は知立駅の公益性を認めていただいて、一定程度の軽減を図っていただいた。そして、なおかつこの1対1が未来永劫このままじゃなくて、当然国の制度等々変わったときには見直しもあるよという一文を入れていただく。

それ、私やる覚書は決して、1年間私考えたんですけれども、県のほうがむちやを言っているわけじゃなくて、これ結んでいくことが自然の流れなのかな。今、都市開発課長は、担当が変わっちゃうどうのこうのおっしゃる。そうじゃなくて、自然な流れとして、今の事実をそのまま覚書にしておくだけのことだなという、それ以上のこと何もないなということが気がしまして、私はそれでいいのかなという気がしております。

○中島委員

その覚書というのは、先ほど乗りかえ階とかいふようなことがもうあるのでということで言われましたが、覚書そのものの拘束力は、最後の最後まででの工事に係る覚書ということになるんですか。

○都市開発課長

先ほど申し上げました、その部分の工事に対しての覚書でございますので、その工事が完了するまでは拘束力があるということです。

○中島委員

それは、年次的にいうと、大体どのぐらいまでという意味ですか。

○都市開発課長

直通機能、乗りかえ階ということでございます

ので、北側だけじゃなく、南側にもあります。両側にあることになりますので、それも最後まで、高架工事が完成する、今のところでは平成33年が高架工事の完了としておりますので、そこまでは継続するという事です。

○中島委員

それじゃあ、もうほとんど山を越えてしまうという、事業費的にいうと、山を越えてしまうというところまで、そのままいってしまうということですね。ちょうど5年ぐらいたよという話ではないですもんね。

そうすると、もうほとんど最後まで1対1でいくと、こういうことになってしまうんじゃないですか。あと、わずか2年か3年。違うんですか。頑張れるのか。

○都市開発課長

覚書に書いてある1対1がずっと継続するかということだったような気がしますけれども、それは現状を書いているだけでございまして、その間に社会情勢の変化があれば、愛知県は負担割合を見直すということも明記しておりますので、そういったことがあれば、その時点で変更は可能かと思えます。

○中島委員

その覚書の案分なんかあるんですかね。私たち、見せていただくことはできないんですかね。まだ交わさないのに、そんなもの見せれんよということなのか、どういう中身でそれをつくろうとしているのか。

社会情勢の変化ということはどういうふうに捉えるかというのは、非常に立場で違いますもんね。立場立場で。だから、何をもちって社会情勢の変化。国の法律が変われば、当然のことだから、そんなことは、関係ないと思うんですよね、逆に。社会情勢に応じて変更もあり得るという。それは、知立市が大変厳しい、こうなったときにという意味でしょうかね。何をもちって変更の可能性を示唆してみえるのか、どんなふうに思ってみえますか。

○都市開発課長

知事は、今年の1月ですか、要望書を持って

ったときには、直ちに1対1を見直すのは難しいということをおっしゃっていました。

社会情勢の変化ということですが、今回見直しが厳しいというのは、やはり愛知県の財政が厳しいということもありますし、直轄工事の負担金の見直しということも取りざたされておりますので、そういったことも含められるでしょう。

また、逆に知立市の財政がほとんど、本当に悪化した場合には、それもまた一つの変化ではないかと思えます。

○中島委員

保証は何もないという感じで、知事もどうなるかな。何年もすれば、お見えにならないかもしれないしね。わかった話ではないですよ。覚書だけがただ残っていきと、1対1というのがずっとついて回ってくると。それこそ、部長、課長がいなくなったなんて話じゃなくて、知事もいなくなっちゃったと。その文書だけが残ってくると。化石のようなものが残って、最後まで行くということになってしまうと、もう全く知立市にとって出口がなくなってしまうと。もう最後の最後で変わっても、事業費がどれがけ削減されるのかわからないぐらいということになってしまうんで、これは早い時期にやらなければ何もならないということですよ。

覚書というのは、どういう案文なのかということ、もうあなた方は、それは見て話し合っているわけですよ。それは、議会のほうには資料としてお出しただけじゃないんですか。

○都市開発課長

過去においても、そういった御要望をお聞きしておりますが、まだお出しできる段階ではないと思っております。

○中島委員

何か、どっか陰でいろいろ水面下で話し合っているという感じで、市民も議会のほうも置いてけぼりにされているなという感じがするんですよ。

県のほうの事業とはいうものの、知立市の大きなお金も投じてやるわけですから、その体質そのものが、名鉄のブラックボックスもあるけど、県

のほうの姿勢もブラックボックスだなという感じは否めませんね。出しちゃいけませんよというふうに戒厳令が敷かれているわけですよ。まだまだめだよということですね。数字も、覚書の文書も。そういうものは、まだ一切出してはいけませんと、こういう中身ですね。

だって協定文書だったら、これをのんでいいかどうか、議会だって意見を言いたいじゃないですか。もう終わってから見せてあげるわというんじや、二元代表制の議会の役割なんて、どこで果たすことができるんですかと思うんですよ。そこにぐぐっと穴を開けることはできないんですかね。名鉄の問題も同じですね。全く解決されない。

こういうことについては、今どんな思いでやっていたらいいんですか。何回も議会で問題になっているけど。

○都市整備部長

今、覚書の文面の内容ですね。これまでも県と詰めてまいりまして、県もかたくなにその1対1の表記についてはこだわっておりますので、現状として、もうこの案でないといふ県としては結べないだろうなというのは出ておりますので、まだ最終的に、内部で最終確認、最終調整をした中で、私どもとしてこの案で結んでいかざるを得ないだろうという形が決定をしたら、これはやはり、前も私申しました、市長もお話をされていますが、私ども市長部局だけでこの話を進めてきたわけじゃございませんので、議会の応援をいただいて進めてきた話でもございますので、そういう中で、知事が知立市の負担の軽減という御配慮をいただいたという経緯もございますので、最終的にこれを文書にするということについては、やはり今、中島委員おっしゃるとおり、私どもとしてもお渡しをしなければいかんと思っています。

しかし、そのやり方等については、少し時間をいただいた中で内部で検討させていただきたいと思っておりますので、決してこれで結んじやないましたよということには私はできないと思っておりますので、その辺ことは御理解いただきたいなと思っております。

○中島委員

議会の意を十二分に酌んで、今の段階では、皆さんしか直接窓口になっていただけないもんね。私たちが乗り出していくわけにもいかないし。議会の意を汲んで動いていただくというのを、あなた方の役割としてしっかりやっていただけるか、そういうふうに受け取ってよろしいんですか。

○都市整備部長

それは当然、先ほど言いましたように、議会の意向というの、これまでも何回も聞いておるわけですけど。

ただ、知立市の今、知事が御配慮いただいた負担の軽減というところを、私としては、確実にやはり将来にわたって担保できる方法というのは、書面で交わす方法しかないわけでございますので、後日、誰がかかわろうが、この書類があれば、知立市の負担軽減、11億円は担保されるんだというのがなければならぬと思っていますので、その中で一番気になっている1対1という表記ですね、ここのところを削除できないかという議論をずっと来た中で、やはり、先ほど市長からお話がありましたとおり、冷静に考えれば、現状を認めるという中で、将来にわたっての知立市が負担割合の見直しがもう閉ざされたということではないという、そういう覚書の内容というふうに私のほうも見ておりますので、そういう中で結んでいく方向を考えていきたいと思っておりますので、決して議会の御意向を無視するわけではございませんが、私どもとしての判断もやはりさせていただきなきやいけないというふうに私も思っておりますので、事前にそういった文案についてはお示しするという今お話をいただいたので、それについては、また内部で検討させていただくということでよろしく願います。

○中島委員

ぜひ意を酌んでいただく交渉、そしてできるだけ早い段階での公表ということをお願いをしたいと思います。

名鉄の問題もずっとありまして、これも進展は特にはないということでしょうか。名鉄が請け負った事業の入札情報の提供、透明化、この点につ

いては前進が全くないのかどうか。

○都市開発課長

前進といえますか、やはりこれも繰り返しになりますが、名鉄のほうは、国の申し合わせに従って進めていると。何の手落ちもないということです。

我々が、市議会の方々からも意見書を出していただいて要求していることは、申し合わせを越えた内容でございますので、それに対して、名鉄1社だけでは回答できない。これは、申し合わせというのは、国からJR各社、それから民営鉄道協会、それらで決めたものでございますので、その決定事項に1社だけが反して対応することはできないという、そういった主張をしております。

したがって、我々もその辺は理解ができるということから、その根本であるその申し合わせを変えていただくことが先決ではないのかということで、そちらに向けて今度は行動を移すべきだということで、今、愛知県とも行動をしているところでございます。

○中島委員

申し合わせを変えることはもともと。それは、確かにそうですね。確かにそれはありますよね。

具体的に、それはもう動き出しているんですか。県と一緒に、国に対し、の民間の鉄道も含めての協議団体ですから、どんなふう動き出しているんですか。

○都市開発課長

愛知県には、鉄道立体、連続立体交差事業もあり、単独で高架化するところもありますので、そういった自治体を含めて、鉄道立体協議会というもの愛知県のほうがつくっております。そこから国に対して要望活動をしているということで、昨年9月には、副市長も出席していただきまして、国交省ですとか、愛知県選出の国会議員に要望をしております。

また、今回政権が変わりましたので、政権変わった後、同じくその協議会のほうから、国会議員ですとか国交省に要望をしております。そのときには、我々の都合が合いませんでしたので、会長

である東海市のほうから要望活動をしていただいております。

今後もそういった活動を続けていきたいということです。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後5時54分

再開 午後6時03分

○川合委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

○中島委員

名鉄の問題、受託工事の問題についても、もとはそうだとすることはわかるわけですけどもね。そこだけに、結局やればもういいんだということでもないし、名鉄自身は、その申し合わせ事項を変えようという立場に立ってくれているのかどうなのかね。それはどうなんですか。

県、市が国交省に行って、国会議員にも話して要望書を渡すと、こういうことをやっているわけですけども。名鉄は、そういうことに対しては前向きに動いているんですか、少しは。

○都市開発課長

我々のほうからの要望、市議会からの意見書等が届いておりますので、我々が考えていることは承知をしていると思います。

ただ、やはりその申し合わせで縛られている点がございまして、直ちに動けるかという、なかなか難しい点があるかと思えます。

○中島委員

JRと民鉄、この協議会には何社ぐらいが入っている協議会なんですか、これは。ちょっと教えてくださいね。

市長も退職金問題で、みずからゼロにするんだと言って、中の組織を動かして変えようという努力をしてみえるよね。でしょう。名鉄にしても、本当にそれが理があるなと思って、一緒に動いてくてもいいんですよ。やっぱり今どきかえていこうじゃないかと、名鉄も。自分たちが負担がふ

える話になるわけではないですよ、これは。負担がふえる話じゃないんですよ。オープンにしていこうという話で。何にも困った話じゃないんですよ。後ろめたいこともないだろうから。何にも痛くない話。

なぜ、みずからそういうことに目を開こうとしないのかなというふうに思うんですね。そんなに難しい問題ではないというふうに思うんですけども。庶民から見れば。

でも、何かそこに、その協議会の中の組織された鉄道事業者の皆さんが、これにしがみつくと、そういう姿勢をとり続ける何かがあるんでしょうかね。そこの動きはないんですか。

○都市開発課長

まず、調整会議のメンバーということですが、国土交通省からは、都市地域整備局。これは平成20年当時ですので、名称が変わっているかもしれませんが、現在では。そのほかに、河川局、道路局、鉄道局、これらが国土交通省からのメンバーです。

あと、JR各社ということで、北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州。そのほかに、日本貨物鉄道株式会社。

民営鉄道協会のほうからは、代表者が土木部会長というふうになっていますが、その方が参加をされているようです。1人。

○中島委員

こうやって見ると、国土交通省の方々がリードしているのかなという感じを受けますね。民間鉄道は、代表が1人だけと。JRは、貨物も含めて6団体が出ていると。JRも、ある意味では国のものだったわけで、何か主導的なところが国交省のそこにあるような気がしてならないんですけどね。

そういう中では、これを見直そうという議論はしていただいた経緯はあるんですか。

○都市開発課長

調整会議を開くということにはなっておりますが、私自身は、その経緯については把握しておりません。申しわけありません。調査もしており

ません。

○中島委員

調整会議が、これ大分前から都市側からの動きはあるわけで、全然知らないということはないと思うんですよね。動きがあるかないか、そこのところまで追及していかなくちゃだめですよ。そこ自体もどうなんだろうということやっていかないとだめですよ。このメンバーなら、国交省の関係が随分力持っているということですよ。民間の鉄道会社の皆さんの何とかかんとかと言うけども、何かそこじゃあないなという。

そうしたら、結局族議員だとかによく言われますけども、国交省がこの辺をグーと牛耳っちゃっているんじゃないかという、邪推かもしれませんが、そんなふうにも思えますよね、これは。

一度、調整会議はどんなことやっているのか、この点について議論したことがあるのか。ここまで一度調査してくださいよ。追跡調査。これがオープンになっているかどうかも含めてね。これから大きな事業が始まっていくんで、まだ間に合いますのでね。しっかりこれはやっていただくということは、誰がお金を損するわけじゃない。都市側も、名鉄側も損するわけじゃないんですから、この話は。全体で費用が下がれば、県だってうれしいし、国だってうれしいでしょう。知立市もうれしいし。そういう中身なんだから、こここそ本当に透明性を確保することについては、第一義的な課題としてやるべきではないかというふうに思いますね。

市長、そういうような状況ですからね。もちろん調査は担当が一生懸命やっていたかきやいけないけれども、私は遠い遠い、高い高い手の届かないところにある課題だとは思えませんね。ぜひ、それこそこの問題はスピード感を持って取り組んでいただきたいし、早く結論を出していただきたい。市長、どうですか。

○林市長

これからも連続立体交差やられる自治体と一緒に、国のほうに言っていかなければいけない。これは続けていこうかなと思っております。

また、県のほうにもですね。

担当課、建設部のほうは、当然ながら事業推進という立場であります。一方で、総務部のほうは、今やっぱり財源をどうにか減らさないかという立場ですから、そちらのほうからも一度何か話していただけるルートはないかどうか、そのあたりもちょっと研究をしてみたいなと思っております。

○中島委員

結論を出すというところまで、しっかりやってもらいたい。まだだめ、まだだめ、まだだめ、事業の大半が済んでしまうようなことがないようにな。これについては本当にスピード感が必要だというふうに強く要望いたします。

この連立問題はいっぱい問題が残っておりますけれども、次のところに行かせていただきたいと思えます。

これは、うんと市民的な目線で、道路の補修修繕という点で幾つかの要望も含めてさせていただきたいというふうに思います。

道路維持管理費ということで予算は組まれているわけですが、工事箇所に乗っていないところ、結構、区長の申請も抜け落ちているところもあったり、それから住民が区長に要望している、それが全く載ってこない。どうなっているんだろうという、そういう問題も区の中でやっているみたいでね。それは一定権限を持ってやってみえるんだろうと思いますけれども、そういったことでちょっと伺いたいというふうに思うんですが。出ていないなということ。

この間、佐藤議員が、本会議の中では、竜北中の通学路、区画整理にかかっていく道路けれども、かからない部分の道路の問題を指摘した。要するに、面の中には入らない、トンネルの出口のところから少々というところで、大変路肩が崩れていて通りにくい道路になっているという問題を指摘をしておりました。

これについては、調査して何とか検討をという話でしたけれども、その点、改めて少し調査はしていただいたのかどうか伺いたいと思えます。区長申請にはなかったわけですね。

○土木課長

その箇所につきましては、山町の区画整理事業から少し外れて、1号線のアンダーから少し東へ50メートルぐらいだと思いますけど、現場のほうも確認いたしました。

たまたま、最近境界確定をしたところで、幅的にもある程度出ているんですけど、道幅はやっぱり狭くて、実際構造幅は1メートル80センチメートルぐらいしかないところで、反対側の人も若干協力していただいているということと、余り大規模な改築はできないんですけど、危険を回避する最低限な形で、舗装の修繕的な内容を若干していきたいなというふうには考えております。

○中島委員

山の区画整理も、まだいつ始まるかという段階ですからね。そこでの整合性ということは、すぐにはないわけですけどもね。

そういった見通しも持ちながらやらなきゃいけないとは思いますが、要は区画整理にかからない部分ですので、そこは。ですから、1.8メートルのままていくのか、もう少し市が買って、拡幅して、今ちょっと貸してもらっているみたいなどころ、少し幅広くするために、民地を通らせてもらっているというような道路形態、そこのところについては、そんなにすごい面積じゃないですから、購入して幅をちゃんとキープするというような、そういう考えはできないのでしょうか。

○土木課長

購入して改築という、そこまではできませんけど、今、道路の1号線側が1メートルぐらい協力していただいているものですから、今崩れているところを50センチメートルぐらい舗装すれば、2メートル50センチメートルぐらいの道路が確保できるじゃないだろうかということで、その部分の補修を考えております。

○中島委員

それは、今年度の市の判断での修繕費用でやっていただけるということでしょうか。

○土木課長

平成24年度予算の残の中で調整して対応しよう

と考えております。

○中島委員

速やかにやっていただけるということで、ありがとうございます。

それから、山屋敷のちびっこ広場ができたあたりのことなんですけれども、ちびっこ広場。用水のふたがないところがありまして、大きいちょっと深い用水で、ふたをつけてほしいと区長要望をしていたという経過があった場所があって、それについて対応がまだなされていないというようなことで、どうなっているんでしょうという話がありました。わかりますか。

わからない。

ちびっこ広場の場所は。小さな公園ですよ、ちびっこ広場。山屋敷の中にね。借地かな。

富士塚、そうです。富士塚です。山屋敷町だもんな、富士塚。

富士塚の公園がある前の道を、少し並びなんですけど、用水が。新しく家をつくった人は、そこにふたかけたりもした人もいるみたいですけどね。出ていくところで、ちょっと深いの、危ないなということのを要望されて、何とかしてほしいという要望がありました。ちょっと、またこれも現地を見ていただいて、できるのであればやっていただきたいというふうにお願いします。

また具体的な場所をお知らせしますので、ぜひ見ていただいて、平成24年度の残予算の中でできるものであれば、やっていただきたいなというふうに思います。側溝のふたというのも、ちょっと大きなふたかな。

それから、ちびっこ広場についていうと、これはわかりますよね。こちらですよ。ちびっこ広場の周辺で、ちょっと子供さんがいたずらをされそうになったというようなことがありまして、お母さん方から、あの辺も暗いので、ちびっこ広場の脇のあたりにでも、道路側の、あんまり真ん中建てると、狭い公園ですからあれですけども、道路も照らすような形で公園に照明をつけてもらえないだろうか。道路照明じゃなくて、公園照明。道路もついでに明るくできるようにつけてもらえ

ないだろうかと。ちょっと追いかけれちゃったという、お子さんのお母さんからそんなお話が出ております。

その点、対応方、どうでしょうか。

○都市計画課長

ちょっと初めてお聞きした内容でございまして。区長さんからの要望もないところもありまして。

その辺、ちょっとどのような状況なのか、現場の確認もあると思いますけども、一度お話をいただければ、検討の中にも加えたいなというふうに思っております。

○中島委員

たまたま道路の西側の通り、富士塚ちびっこ広場の西側の通りは電気がないんですね。街灯等もね。電柱もないというようなところなので、ちびっこ広場のこの道路側の脇のところにつけていただければ、両方ともいいじゃないだろうかというようなことですね。

ちびっこ広場とか借地公園とか、そういうところでは照明はどのような方針になっておりますか。照明は大体ついてますか。1灯ずつとか。

○都市計画課長

その借地公園に照明灯を設置するという、基本的なしなければならぬような考えは私どもは持っていないんですが、何せ借地公園というところもあるものですから、その辺はももとの地主さんの御了解を得ることも必要なかなと。

そして、あとはどの程度を照らすのか。そして、また街路灯というか、防犯灯で済むのか。そういうふうになれば、占用を我々は受ける側。我々がつくるのであれば、地主さんのほうで方向性はいいのかなと思いますけども、その辺の中身をちょっと検証させていただいて、御要望があれば、今言ったとおりの検討内容になるのかなというふうに思います。

○中島委員

借地公園でも、構造物は、返還を要求されたときに大変だからというお話がありまして、トイレの構造、しっかりした土台のあるトイレはつくれないという話がありましたけども、1本ポールを

建てて電気という、この範囲であれば、何とか許容範囲だということではよろしいですか。

○都市計画課長

今、公園につけているのは球体というか、非常に照明の明るいものでございますね。面積に応じても、それまでが必要なかどうか。防犯灯のタイプであれば、最近はLEDだとかあるんですけども、それが道路を照らすのか、公園を照らすのかといういろいろあるものですから、その辺はどの程度のものが必要であるのかというものは検証しないといけないし、向ける方向によっては、防犯灯というふうになれば、市役所の中でも扱う部署が変わってくるものですから、我々は占用を受けるのか、我々がつくるのであれば、さっき言ったように、地主さんの御了解を経てつけるのかということになろうかと思えます。

○中島委員

1回見ていただいて、道路もやっぱりないから欲しいんですよ。でも電柱がないし、道路に電柱を建てるよりは、こちらの中に両方明るくなるような形でやったほうがいいのかなどという、そんなお話をしていたんですけどね。それはちょっと現場見ていただいて、対応を一度検討していただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、ここの市役所のすぐ前の南陽通りの歩道ですね。今回予算の中では、そこのちょうどその信号から、ずっと弘法通り側に向かった北側の歩道のところが、歩道の修繕の予算が上がっていたというふうに思うんですけど、それでよかったです。

じゃらおけ屋あたりまでずっと線が引いてあって、歩道修繕と書いてありましたよ。工事箇所。違います。

○土木課長

車道の舗装の修繕でございます。

○中島委員

歩道かなと思ってしまったんで。この地図だと、書いてあるほう見れば、そうですけどね。この辺やってもらえるなというふうに思ったんですけど。

今、その1-40というふうに書いてある箇所ですね、これで言うと。工事箇所。1-40。道路のあんまり脇に線が引いてあるもんだから、これ歩道かと思いました。道路の本当に脇ですよ、これ。道路に引いていないもんね。だから、歩道だと勘違いしました。見ただけで。

そのところのちょうど外れたところで、農協前の信号までの間の歩道。南側の歩道、特にでこぼこ。非常にでこぼこですよ。あそのところを自転車で通ると、こうなってしまうとって、すごいでこぼこということで、これは何か計画を持っていらっしゃるのか。もうちょっと待ってねと言えはできる、そんな計画になっているのか。その点は、どのように市民にお答えしたらよろしいのでしょうか。

○土木課長

南陽通りの歩道については、順次やっているんですけど、今まで下水道工事の関係もあったところから、そういったところと調整しながらいろいろやっていたんですけど。碧信の前ですとか、新池のほうのですとか、こちらとか、あっち行ったりこっち行ったりしとったんですけど、交通量の多くて悪いところを順次、年に1カ所ぐらいしかやれないんですけど、順次バリアフリー化しているということで考えておりますけど。今井設計の前は、一昨年前にやってはおるんですけど。あのサークルKのところですね。もう今はないですけど。

ことは碧信のほうの前の北側をやっていこうというふうに考えておるんですけど、その次ぐらいに、順次こちらに入ってこれるのかなとは思っています。

○中島委員

この歩道修繕は、年間このぐらいの枠という金額を設定してやっていらっしゃるのかな。どのぐらいですか。

○土木課長

年間400万円ぐらいを見込んでおります。

1カ所程度になっちゃうんですけど、そういったところで、市の計画の中でということで考えて

おります。

○中島委員

1カ所ぐらいをちょっとやるのに400万円かかるわけですね。そうすると、本当にこういうところに、先ほどの八橋のほうの話じゃないですけども、こういうところを重視してやっていただきたいというふうに思います。

バリアフリーといっても、やっぱりでこぼこというのはまだいっぱいあるんで、使っていればそうなるっていくということもあって、追いかけてこなんですけども、400万円じゃちょっと足りないかなという感じもするんですけどね。

もう一つですが、これ知立団地のほうも、今回ちょこちょこ出てはいるんですけども、ちょっと見落としのところで、私がたまたま近いので大変気になっているという場所もありまして、ちょうど50棟の前が、横断歩道があるわけです。私は、常にその辺通ってショッピングセンターのほうを渡るんですね。自転車で行ったり、またさくらんぼ保育園の子供たちは、乳母車を持ってそこを歩いていくと、ごくんと物すごい根上がりになっているんです。相当の。何がこんなに根上がっているのかと思うぐらい、何か1本の丸太があるぐらいのホワンという根上がりになっていて、根かどうか分かりませんが、多分、根でしょうね。そのところは、今回載っていなかったもんですから、あれは緊急にやってもらえないなという、そんな感じですよ。ちょっと話すと、本当皆さん、あれはひどいねということで、声をそろえて言われます。口をそろえて言います。

そういうところについて、出てくれば見に行くということはやっていますが、出ていないところは、見に行くということはないですね。特にね。巡回して、パトロールして、これはひどいというような、パトロールすることはあるんですか。道路パトロールで。

○土木課長

まず、バリアフリーですけど、南陽通りについては、まず交差点部分が特に悪いということで、交差点部分を重点的に直して、その後に平坦な部

を直していくというような考え方でおります。

それと、団地のほうにつきましては、6から9丁目、この中の部分を重点的に今やっています、ことし6丁目と7丁目間の道路ですね。そこの部分の北側をやって、来年は南側をやるというところで、1-76ですね。

これは地元要望に基づいて、そういったことをやってきとるわけですけど、南陽通りの外周については、地元要望は今回は上がってはいないですけど、根っこが盛り上がるというのがあれば危険ということで、それは修繕的に対応ができれば、修繕のほうで対応してきたいと思っていますし、定期的というわけじゃないですけど、道路パトロールはやっておりますので、そういったところで危険ということがわかれば、できるだけ、余りしっかりした改良はできないかもしれないですけど、修繕的な対応はやっていきたいと思っております。

○中島委員

ぜひ。今、私言ったのは、知立団地側ですから。知立団地の中の歩道部分です。ちょうど50棟で。団地のほうの歩道の部分ですね。

前にケヤキの木を根本をバーンと切って、あんまり根がいたずらしないようにやって、何か枯れちゃうかなと思うぐらいに切っていただいたんですけど。あれ元気ですけど。その木の近くなんですね。

ちょうど50棟の角のところで、コーナーのところなんです。コーナーの、歩道のコーナーの。そこが、もうバーンと盛り上がっちゃっていて、すごいことになっているものですから、つまづくというよりも、もうこんな隆起しちゃっているんで、つまづくよりも何だろうという、オーバーですけども、そういう箇所が1カ所あるんですよ。面として、線ですとあるということじゃなくて、極端にそこだけになっているという。何でか私わかりませんが。ケヤキの木を切った。その木が元気になって、また根を伸ばしたのかなと思っちゃうぐらいに、大変な今盛り上がりになっていて、そこをぜひまた一回見ていただいて。本当に局所的な対応ですよ、あれは。局所的な。ということで、

それをちょっとお願いしたいと思っています。

○土木課長

団地の中は、局所改良ではありますけど、下から入れかえているものですから、根の周りをしっかり掘っちゃって、根も全て取って。根を張るのも下へ向いて張るよにといい、その改良を加えてやっておるものから。

ことし、外周から入ってくるところ、一方通行で入って、東から西へ入ってくるところ、そこの北側をやっております。3丁目のその出るところも、以前やっておるんですけど。

来年も考えておりますので、1カ所ということであれば、一緒にやれるという可能性もありますので、また場所を言っていただければ、簡単な修繕でやるか、本格的にやるかというのを検討させていただきます。

○中島委員

私が言ったのは、木をもう一回、何かしなさいという話じゃなくて、もう完了済みのところの木の近くなんです。もう一回木を掘ってどうこうしてくださいという話ではないんです。ただ、舗装がなぜ上がったのかわかりませんが、掘ってみないとわからないかなと思いますが、一度。ちょうどコーナーのこの横断歩道を、3丁目側から団地のほうに入ったところ、上がったところ、すぐがこうなんです。ですので、乳母車を押すと、大変なことという感じですね。スピード出してはとも通れないというところで。ちょっとあれは気になり過ぎていて、お願いしたいというふうに思っています。

なかなか区長が全部把握できる、また住民がちゃんと思っている、区長に言わないということもあるし、直接的なそういったものに対して、フリーハンドで対応していただける、そういうこともね。

先ほどの400万円の予算で、それもやるということでしょうか。それじゃなくてやっていただけますか。そういうフリーハンドがどのぐらいあるんですか。

○土木課長

そういうフリーハンドはないんですけど、枠で予算、土木いただいていますんで、請け負い差金とか、そのほかの土木工事の中で予算調整ができたときに、そういったところができるということになりますので。

○中島委員

じゃあ、見ていただいて、よろしく善処していただきたいと思います。

こういうちょぼちょぼとした話、切実な話が出てくるんですけども、以前からの道路舗装そのものが老朽化していて、亀の甲になっているというようなことについては、大分順番に修繕をするというようなことになってきてはおりますけれども、これからの計画という点では、そういう亀の甲の古くなった道路の舗装はどういうふうな計画になるでしょうか。今年度は、どこの路線をやるというふうな具体的な亀の甲対策がありますか。

○土木課長

今年度につきましては、牛田町20号線の大受の信号のところから、南の道路改良やっているところまでの舗装を来年度予定しています。それから、南陽通りの、先ほどの1-40ですかね。ここからじゃらおけ屋までですね。それを今年度は予定しております。

次年度からも5カ年計画で予定をしております、それが終わるとまた5カ年という形で、再度現地を確認して計画をつくり直しております。

○中島委員

追いかけてこですよ。これはね。ずっとやっていると、また悪くなるというね。どこもそんな感じでやっているわけですけども。道路そのものについては、パリアフリーとかいろんなことを言われている中では、本当にそこどころ大事な点ですのでね。つまり転びそうというのもないですから。

知立団地の周辺というのは、石板でやっぱりでこぼこになるなというのをずっと感じていまして、どうしたらよいだろうと私も考えながらいるんですけど、またこぼこになっているなというふうになるんですね。石板が沈んだり、上がったり、傾いて、

こんななつてつまずきやすくなったりとか、そうなっております、これについては、基本的な計画、どんなふうこれから考えたらいいかということも私も悩んでいるんですけども、担当のほうはどうでしょう。

○土木課長

平板のがたつきで通りにくいということなんですけど、何せ距離と幅があって面積が多いもんですから、あれを計画的に直していこうという考えは、今、計画は持っていないんですけど、平板できているとかタイルできているというところで、かなり老朽化しているというところは結構あるもんですから、そういったところの歩道の修繕の計画づくりというのは、今後やっていかなきゃいけないなということは思っております。

○建設部長

今のお話ですが、知立団地につきましては、歩道の乗り入れがなかなかつくっていただけないと。直接ブロックの上を車が乗って宅地内ですみえらるということ、昔からの経緯がありますので、建てかえの部分を見つめますと、建築屋、あるいは地主にお話ししておるんですが、まだ半分も直していただけないと。乗り入れブロックを買って、直接平板の上に乗ってみえるというのが相当ありますので、その辺の解決をしていかないと、なかなか修繕ができないのかなという思いをしております。

○中島委員

そういう面もあるんですけど、そうでないところも、やっぱりでこぼこでこぼこなっているんですよ。実際に乗り入れとは関係ないところになつていまして。だから、乗り入れ部分は、やっぱりそういうふうにしていただくようお願いしてもらいたいし、やってもらうのにお金かかりますけども。お願いすると、何か建てかえのときには必ずお願いするみたいなことも含めてあれですけども。

そういう意味では、建てかえしているお家があるけども、それはどこでどういうふうにしてその情報を得て、建築確認申請が今、民間のほうへ行くの

多いんですね。それはどういうふうにご指導をお願いができるんですか。

○建設部長

現実には、我々が現場へ行った途中で見つけた場合に、確認のほう、調査しまして、あるいは現地の看板見まして、建築主、あるいは業者の方に連絡をとってお願いしとるという状況です。

○中島委員

確認申請が、市が直結じゃないもんですから難しいんですけども、そういった知立市の開発要綱ではないですけども、もう既存の建物が建てかわるという場合は開発要綱でも何でもありませんけども、そういった一つの基準をいろんなところをお願いして知らせておくというのはできないんでしょうかね。

なるべく、建てかえるときには歩道の乗り入れはつくってくださいというようなことをお願いするというをやっていけないんですかね。そういうふうにすると、漏れがなく、たまたま見つかったらやりなさいよと言われて、そんな、あそこもやっていないし、ここもやっていないし、お金かかるし嫌だなんて言われたら、終わっちゃうもんね。そういうのを組織的にお願いするという、そういう方法をとれば、その点ではいいかなと思いますけども、それはできないんですか。今の体制では。

○建設部長

なかなか、現在の方法でいきますと、強制力がなかなか働かないという部分がございますし、それから知立団地につきましては、団地をつくった当時に、どういう状況の中で乗り入れがつかれずに乗り込んできたかというのがありますので、やはり、今の段階ではパトロールとかで見つけたときに現実はお願いしとる状況が多いんですけど、確認の概要書が回ってきますと、もう3カ月、4カ月後ですので、でき上がっちゃっていて、今さらお金かけれんというのが多いもんですから、ちょっと苦慮しとるところありますけども、そういう形の中で、じゃあ乗り入れしていないところだけを直していくというのもなかなか難しいという

状況でございます。

○中島委員

これもまた難しい問題だなというふうに思いましたけど。知立団地の開発、50年近くになりますけどね。その時点ですので、まだ名鉄バスがもうてんこ盛りで、満員で、車で通うなんて人は少ない時代だったもんですからね。みんなにそういうものがあるなんてことは全然想定していないという時代背景の中でできましてね。

ですから、今はもうない人はいないし、2台、3台で持っているし、いうことでは、乗り入れくっている人も多いんですよ。だから、できるだけそういったものについてはやっってくださいという何かPRを広報とか、特定地域であれば、ちょっと回覧板をお願いするとか、そういうことも歩道のガタガタということに対する対応として御協力をお願いしますということはやってもいいかなというふうには思うんですけどね。ちょっと知恵を絞ってください。

ちょっと河川のことでは伺っていきたく思うんですが。予算というよりも、これ工事状況、県のほうの河川が、猿渡橋ですかね、下のほうの。猿渡橋、ずっと刈谷のほうからしゅんせつが行われてきましたね。

現在はどこまでで、これどういうふうにご今後、弘法橋に向かって、今ずっとやっているのかなと思いますけれども、猿渡川のしゅんせつという進捗状況をちょっとこの際伺っておきたいなと思います。

○土木課長

猿渡川のしゅんせつですけど、愛知県のほうで発注されて、現在、西中のJRの上流の重中橋ぐらいから、23号線のちょっと上流で間瀬口川ってあるんですけど、そこら辺ぐらいまでの川のしゅんせつを発注していただいて、5月の末日ぐらいまでに1メートル、河床掘削1メートル程度の掘削を、刈谷のしゅんせつに引き続き、上流に上がっていただけたということをお聞きしております。

ことし5月で終わりますので、来年度の平成25年度予算では、ちょっとまだ確定はしていない

ですけど、それからまた上流。予算のつきぐあいによって、またどうなるかわからないんですけど、安城知立線ですね、弘法橋ぐらいまで行けるか、行けないかというところかなということは聞いております。

○中島委員

これも雨水対策になっていくわけですね。ちょうど西中の上重原のほうというのは、よく水没する場所ですので、大体その辺は今通過してきて、弘法橋に向かって今度は、平成25年度は来ると。弘法橋まで大体来るだろうと。予算のつき方にもあるがとおっしゃいましたけど、計画としてはそうと。

これは、その先は今度はずっとまた登ってきて、弘法橋からずっと登ってきて、芋掘橋だとか、あっちのほうまで行くんですかね。南陽橋のほうまで。

○土木課長

私のほうの要望としては、引き続きやっていたきたいということで毎年要望しております。県道安城八ッ田知立線の八ッ田橋ですかね、八ッ田橋までが未改修ということになっておりますので、そこまでの河床掘削をお願いしております。八ッ田橋から上流につきましては、暫定改修が永田園芸のところだけが未改修であって、あとは改修済みということを聞いておりますので、アピタの通りの八ッ田橋まで、そこまでを河床掘削ということで要望しております。

○中島委員

ずっと来て、一部もう済んだよというところもあるというお話ですが、大体そういうことも含めていうと、ずっと南陽橋、知立団地のかかっている南陽橋までが、全体が終わっていくという、こういうことですか。何年ぐらいでしょうかね、これは。

○土木課長

済みません。失礼しました。

八ッ田橋までは河床掘削ですけど、その上流の新牛田橋から名鉄まで親水護岸ということで、今検討していただいております。ちょっと、これは

何年までにできるかということとはちょっと言えないんですけど、数年のうちにできるのかなということで、まだ年次的にはちょっと県のほうから伺っておりません。

○中島委員

年次的にわかれば、そういうのもまた一度出していただけたらと思います。身近な河川でして、皆さん散歩しながら、眺めながら、ちょっとまだ汚れているかな、もっと深く掘ったらいいかなどいろいろ思いますけど。

でも、アオキスーパーのあたり、アオキスーパーのあの永田園芸のあたりね。あそこから南陽橋の上のほうは護岸工事をということを言われました。しゅんせつということではなく、護岸工事ということですか。しゅんせつは、もう済んだということですか。

○土木課長

そのアオキスーパーから上流につきましては、流下能力というのはあるものですから、しゅんせつする必要はないということで。

ただ、護岸が老朽化しているということで、その老朽化の解消とあわせて親水護岸を計画しているということで、河床掘削のほうは災害関連予算をいただいているものですから、そちらのほうで進んでいくかと思いますが、親水護岸のほうにつきましては、予算が多分別ですので、ちょっと年次的にいつできるかというのは、ちょっとここでは申し上げられませんが、でも割と早くやれるのかなということで、また情報が入り次第お知らせしたいと思います。

○中島委員

ちょっと再確認。河床を掘削していくのは八ッ田橋までということでした。給食センターのところ。あそこの橋あたりですか。どこですか。八ッ田橋がちょっと私が。弘法橋じゃないの。弘法橋から上ですよ。

○土木課長

八ッ田橋というのは、アピタの前の通り、安城八ッ田知立線。この通りにかかっている猿渡川の橋でございます。八ッ田橋から。

給食センターのすぐ下流の橋ですね。

そこまでが河床掘削で、それから上流については流下能力があるから、河床掘削する必要はないというふうに聞いております。

○中島委員

そういう計画だということで、流れが速いということでヘッドロはたまらないだろうという、こういうことですね。

ずっとこうやってきていただいているわけですが、集中豪雨ということに対する対策に大きな効果がある。防災関係というね、災害関係ということを言われましたけども。かつては、時間50ミリ雨量対応とかいうような言われ方していましたが、現在の基準というのはどうなっているんですか。

○土木課長

今は5年1確率で全て改修しておりますので、知立では50ミリですね。

○中島委員

最近50ミリを超えるようなということで集中豪雨があったということで、まだ万全かどうかはちょっとわからないところがありますね。だけどその方針でずっと来ましたので、一応そういう昔の方針というか、のような気がいたしますが、状況を見て。

最近、余り災害的な、水害的なものは見受けられないとは思いますが、このしゅんせつがずっと終わった段階では、そういった問題が大きく改善されるという、こういうことになっているのか。そういうふうに思っていますか。

○土木課長

猿渡川ですけど、上下流、全て5年1で50ミリ対応でやっておるものですから、そこだけ確率降雨上げてもだめなものですから。

現状がじゃあ何ミリ対応ぐらいだということなんですけど、現状が全然未整備な状況で、20ミリ、30ミリ程度ぐらいじゃないかぐらいなことでちょっと聞いておるんですけど。だから、それからすると、全然倍ぐらいな断面という形になりますんで、東海豪雨というか、平成20年8月豪雨とかで

オーバーフローしたんですけど、そういうのは若干、そこまでは行かなくなるのかなというふうには思いますけど。ただ、雨というのは本当に、ゲリラ豪雨というのは、どこでどれだけ降るか、流域全体で降るのか、スポット的に降るのか、いろいろな状況があるものですから何とも言えないですけど、もし前回の豪雨ぐらいであれば、今回の改修でかなり解消されるかなというふうには思います。

○中島委員

そういう意味でいうと、雨水貯留槽をもっとたくさんの方が設置してくださるというのも、一つの内水を減らすという意味で大事なことかなというふうに思いますが。なかなかこれは補助金も減額されちゃって進まないなと思っておりますけども。その辺、貯留槽の関係はどのようにお考えでしょうか。

○土木課長

これも、去年から浸水被害対策法の中で、知立市の川が、猿渡川、逢妻川が指定されましたので、流域が指定されましたので、一定の河川整備だとか内水の流出抑制、そういったものを義務づけられておるわけです。そういったことから、河川災害を少しでも少なくするために流出抑制をみんなで行っていただきたいということから、この補助事業については前からやっておるんですけど、最近、ちょっと少しずつ浸透してきたかなというふうには思うんですけど。

ただ、何せ、ことはまだ7件なんですけど、今後もホームページとか広報とかいろいろPRはしております。問い合わせも結構来るようになっておりましたので、このまま継続して、少しでも皆さんが活用していただけるように頑張りたいと思います。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後6時55分

再開 午後7時04分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

最後の質問をさせていただきます。

ミニバスの件で、もう一度取り上げたいと思うんですが。大変好評で、たくさんの方が乗ってということで評価をしております。

この中で、この間、1度転倒事故があったと。転倒事故。お客さんが。転倒事故があって、ちょっとけがをされてという、そんなことがあったわけですよ。その辺のちょっと経過と対応、その辺について、今後の教訓、どういう対策をとるのかということについて伺っておきたいなと思います。

○まちづくり課長

ミニバスの車内事故でございます。

平成25年1月12日の午前11時25分ごろに起きたこの事故でございますが、場所発生は、昭和6丁目、ほほえみの里バス停のところでございます。イエローコース。ここで、前から乗車していたおばあさん2人組と言っちゃいかんですけども、おられまして、そのうちのお1人が、今一番前の前に座っておったんですけども、ちょっと斜めはす後ろの人にお話がしたかったんでしょうね。バスの発車時にお立ちになられた、そういった原因で、急発進ではないと思うんですけども、安全確認が少しおろそかになったということが原因で、その立たれたおばあさんが転倒しまして、負傷状況は全治2カ月というような大きなふうにかかれとるんですけども。頭に少し外傷と、一番厳しかったのが第4胸椎圧迫骨折ということと、あとはそことかのすり傷、擦過傷ということでございまして、その後、即入院しまして、聞いているところが、2月20日まで入院をされたと。

その後は元気で、またミニバスに乗って秋田病院に通院されているというふうなことでございます。

原因でございますけども、発車時の安全確認と、それからお客様へやっぱり、発車時というのか、立たないでねという、そういう周知が一番必要なことだと思われまして、バス車内に、運行時には立たないでくださいというような案内表示をさせ

ていただいたのと、それから、あとは運転士には社内教育のほうを徹底するようにうちのほうも指導させていただきました。

そんなようなことでございますけども、当然治療等は会社のほうで全部持っていたと。保険だと思んですけども、そういうふうには伺っております。

以上でございます。

○中島委員

会社のほうで持っていたということ。これは、ミニバス運行に関する保険が何か会社のほうとしてあって、そういうもので対応されたという、そういう解釈ですかね。

○まちづくり課長

おっしゃるとおりでございます。

○中島委員

ついつい元気なつもりで、きつと立ってしまったんでしょうね。車内はやっぱりサロンという感じがありますから、そこで楽しくてというのはとてもいいことなんですけども、それは注意しなければならないということで、徹底していただくということですね。

特に発車時は危ないですよ。ずっと走っている間は、まだかえっていいんだけど、発車時というのは、一番危ないときに立ったんだという、そんな感じがいたしまして、これは注意を喚起するしかないということですね。

それから、前にちょっと改善要望してありましたけども、手押し車を持ったおばあさんが乗車拒否されたというね。この手押し車が、要するに中でコロコロコロと動いていくと危険だから、持って入っちゃいけませんというようなことが言われていて、それじゃあ、手押し車でやっとならば乗る人が乗れないんじゃないのという、その件なんですけど、いろいろ理解していただいて上手にやっついていってほしいのか、ちょっとその辺の経過をお願いします。

○まちづくり課長

そちらの件につきましては、その方から見れば必要なものですし、車内でしっかりと持っていた

だく、固定までできないですけども。

ブレーキをしていただければ、特段問題ないかと思っております。

○中島委員

ブレーキもちゃんと、今のシニアカーは、手のところできゅっとやると、もうすぐに動かなくなるようなブレーキもあって、こんなに簡単にブレーキができるのに、何でそんな言うんだということで大変怒られておられまして。何回もそれが拒否されたということがあって、結局歩いたんだよとか、そういうので言ってみえたということだったんですけども。

そういう意味では、運転士もまずは乗せてあげようという立場からやっていただけたらいいなというふうだね。どういう安全対策で乗ってもらうのかと。乗っちゃいけないじゃなくて、乗ったらどういうふうに気をつけてもらうかというふうにやってもらわないとまずいなという、そんなことがあってね。

改善をということですが、また運転士が変わっていくと、本当にそれもまたどうなるんかということですけども、マニュアル化して、ちゃんと徹底していただけるということでやっていただいているということでもいいですか。

○まちづくり課長

はい、そのように進んでおります。

○中島委員

あとは、もうよくよく出るのが、八千代病院にも行きたいなというような話が出ます。市外の病院ですけどね。団地はすごい近いもんですからね。

それと、ポルトガル語の通訳は、あそこにはいるけど、ほかのところは全然いないんですよ。通訳が。もちろん市内の病院は置いていないし、更生病院にも置いていない、刈谷病院にも置いていないと。八千代病院だけが通訳があるんですね。病院の職員として通訳が配置されているということで、外国の方だったら、向こうへ行きたいというふうになっていて。

そういうコースのことについては、大きな改正時に一つの検討材料ということにさせていただけた

らなというふうに思いますけれども。今回はアンケートをとって、乗車されている方がどうだ、どこでおりて、どこで乗って、どこでおりてというのを全部把握したいという予算が盛り込まれているわけですけども、そういった病院関係が多いということから、その検討もしていただけたらなというふうにお願いをしたいということですが。御意見があれば。

○まちづくり課長

通院は、バス利用の大きな要素というんですか、目的でもあるということは重々承知しております。市外病院に、今の病院以外にも要望は伺っておりますけども、そこの辺につきましては総合的な判断が要ると思いますので、検討課題とさせていただきますと思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号について、挙手により採決します。

議案第32号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第32号 平成25年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号 平成25年度知立市公共下水

道事業特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

ごめんなさい。先ほど条例のほうにありまして、設置基準、既設整備の基準とか、いろいろあったわけでありませけれども、一つは、下水道の場合、不明水を少しでもなくしていこうと。老朽管があったりすると、雨水が入り込んで代金を回収できない、そういったものが多く発生する可能性があります。その不明水というものです、それがね。この不明水をやっぱりなくしていく、その点では、今現状はどういうふうになっているのか。そういう対策は、もうしっかりやってきたので、随分減ったよということなのか、現状をちょっと、認識をお知らせください。

○下水道課長

御指摘の不明水については、今現在、整備をさせていただいたとる管については、不明水はかなり減っていると、改善されていると。構造的なものでございます。塩ビ管をゴムだとか接着でしっかりと止水していますので、そういった部分では不明水はかなり減ってきていると。

ただ、私ども、今、昭和地区の知立団地が整備されたときに整備された下水管については、ほとんどが陶管という管で整備されておると。それが、陶管の接続部分が、昔でいうと、ゴムがしっかりと入っていたのかどうかというのを、ちょっと何とも言えません。ゴムが腐ってしまったのかどうか知らないですけど、カメラで管の中を通しますと、その陶管部分から木の根が管の中に入り込んでいまして、そこから何か外の水が入り込んでいっている部分と、根が中の水を吸っているという状況にありました。

ただ、その昭和地区のその部分はかなり不明水という中身になっているのかなという、データ的には、昭和地区の汚水を県の幹線に接続している猿渡川3号という接続点がございまして、そこで流量を図っていきまして、その流量でいいますと、その昭和地区で水道水を使っている量と、そこへ流れ込んできている量とが、雨の後の場合はかなり

差がありますので、依然としてそういったことが原因で不明水になっているのかなと。

ただ、以前より、そういった部分については、管更生という手法、管の中に新たなビニール系の管を構成するという方法でもって、そういったところについては改善されているのかなと。現在は、地震対策等の事業で、同様な手法でもって管の中から覆ってしまうと。だから、管の中にビニール系の管を新たに構築するという方法でやっていますので、その点については改善されている部分があるかと思うんですが、全体としては、まだ昔の陶管で残っている部分があるものから、そういった意味では不明水というのは、そういう意味ではまだあるのかなと。

ただ、私どもが下水道事業やるにおいて、全体の不明水の設定は、汚水流量に対して大体15%という設計というか、考え方をしておるところ、現在、ちょっと私の記憶で申しわけございませんが、たしか不明水、有収水量を除いた部分の不明水の割合は、8%、9%ぐらいであったかと。

ですので、下水道計画として15%ぐらいを見込んでいっているところで、8%、9%と。これは、なくせれば、なくしたほうが良いというのは当たり前のごとでございますが、今、その部分をとりたててそいつの改善を進めているという状況ではございません。まだ、今、未整備の地区を推進しているという状況でございます。

今後は、そういった部分も、耐震対策等も含めて、それから、かなり昭和地区については寿命も来ているものから、そういった部分の改善も含めて、管更生工法だとか、新たに入れかえるだとか、そういった部分では改善が図られていくのではないかなというふうには考えていますけど、先ほど言いましたように、今それに対する改善対策というのは、特にはしてございません。

以上でございます。

○中島委員

昭和地域が古い地域で、最初に下水道が供用開始されたと言ってもいいぐらい。その後、じゅんじゅんと来たんですけどもね。50年ほどたってい

るということ。

40年ぐらいですか、たっているということ、不明水が一番のものは昭和地区だよというようなことがよく言われてきております。

ずっとビニール管を中に入れて塞ぐという、やっていたんですけども、今はまだやっていないところもあるけれども、それをやるよりも、未整備地区にお金を投じたいということで、それは全体的に不明水が8%ぐらいになったので、その対応は、今はやらないで、何もやっていないところもあるということですね。昭和の地域で。

○下水道課長

これも、私が直接その当時担当しとったわけではございませんが、当時は木の根が、先ほど言った接続というか、接合するところで、木の根がもう入り込んで、かなり詰まる原因が多かったということで、そういった部分については、ひどいところについては、カメラを入れたときに、ここはそういった対応をせざるを得ないということで対応したというようなことをちょっと私は聞いてるんですが、そういったところについては、既にやったところもあると。

ただ、それ全てをそういった対応したわけじゃなくて、カメラを入れた状況で、この程度であればということについては、まだやっていない部分が相当残っているのではないかとということでございます。

それで、今は地震対策で、まだ地震対策という考え方でそういった管を中に更生するという、そういう対応でもって地震対策の事業を進めるということでございます。

○中島委員

わかりました。地震対策にシフトもしなきゃいけないし、そんなに大きな不明水問題にはなっていないので、ちょっとその辺に切りかわっているという状況ですね。

かつての、大雨が降ると、マンホールのふたが押し上げられまして、汚水がもう道路にバーとあふれるような激しい状況が何回かあって、消防署に出動していただいて、道路をダーと清掃しても

らう。もう本当に汚物が道路にいっぱい広がるといようなことが本当にあって問題になって、汚水管の中を清掃していただいたり、根を切っていただいてやってきたわけですけども、全体には胃カメラみたいなものですが、それは全部一応見ていただいて、必要などだけは済んだよという。このぐらいならということで、許容範囲ということで今は置いてあると。次は、耐震とかそういうようなことに、昭和地区のものについてもなっていく。順番として待とうという、そんなことですよ。

○下水道課長

私が聞いている範囲では、全部じゃないかもしれないけど、大部分を、今言ったカメラを通して確認して、その当時で対応しなきゃいけない部分については、そういった対応させていただいて、今は地震対策でやっている部分と、やれない部分については、今後は長寿命だとか、管の更新というそういう計画の中で対応していかなければいけないのかなというふうに考えております。

○中島委員

もう一つですが、公共下水、今回の予算がもし通って進めば、これは何%の普及率を目指したものになっているのかですね。

○下水道課長

今回の平成25年度予算を執行することで、その普及率といいますと、そこに住んでおられる方の人口によって、それを行政人口で割り込んだ部分が普及率に加算されるという部分になりますので、この今の平成25年度やろうとするエリアの、その方の人口の把握をしっかりとっていただかないと、どれだけ伸びるかというのは、確実にはつかんではございません。

平成24年度、今年度末で、平成23年度末が54.9%でございました。この平成24年度の事業が終了すると、今概算でつかんでいるのは56.6%という数字をつかんでございます。ですので、1.7%の増加があったと。昨年も同様に1.7%ぐらいだったと思います。それで、工事の施工規模的には同じぐらいかなというような、金額的には

すね。ただ、そこに住んどられる人間によってかなり差があるもんですから何とも言えないとこですが、1.5%から2%まで行かないと思いますけど、2%ぐらいの間というふうには考えております。ただ、それはしっかりと数字をつかまないと、正確なものは出てこないというところでございます。

○中島委員

58%をちょっと超えたところぐらいには行くんではないかというファジーな話ですね。1.7%ずつということですので、なかなかこれは進まないというのが現状ですね。

公共下水の役割ということでこれが進んでいますけども、工事の中身でいうと、浸水対策の工事もあわせてやってみると。この予算書の中ではちょっと見えない部分ですね。公共下水道の工事というのについては、事業費が6億7,618万7,000円と。もろもろ全部込みでこういうふうに書いてあるわけですね。これが全部進めば、今の話で58%ぐらいにはなるのかなということですけど、これは都市下水的な、浸水対策的なものも金額的には入っていると。

公共下水道、これはどういうふうに、予算的にいうと、どのぐらいの割合でこれは入っているんですか、それが。

○下水道課長

平成25年度の浸水対策については、この汚水の整備に比べてかなり下がるんですが、御林公園の北東の角から東に向けて管を整備する予定をしております。あと、駅周辺の区画整理のエリア。堀切公園、堀切1号か2号かというか、タコ公園、あの辺の雨水を取るために、ユニーの北口というか、南陽通りへ出る、あの口へ向けて、タコ公園のほうから、そこを雨水管を整備するということで、あわせておよそ4,800万円の事業を予定しております。

そのほかについては、基本的には汚水の整備ということで予定をしております。

以上です。

○中島委員

そういう中身で、大変少ないですね。全体からするとね。6億7,000万円に対して、4,800万円ということ。

雨がどつと降ると、あふれて浸水してしまうというようなことが、この市役所もかつてすごかったんですけども。去年このあたり、そういう雨水対策の公共下水をやっていたら、あれで完了したわけけれども、ここの部分については。あれがあれば、この辺の浸水対策は50ミリぐらいなら大丈夫ということでしょうか。

○下水道課長

今、公共下水道事業として整備を進めている中身は、皆さん当然御存じの汚水の整備。それに加え、雨水の浸水対策も同時に進めておるのが公共下水道事業でございます。

ただ、公共下水道事業の中に浸水対策を入れていると言っても、知立市のかなりのエリアが、この公共下水道事業をやる前に都市下水というか、一般排水路としてかなりの部分を整備してございます。それで、区画整理事業をしたところについては、区画整理事業に伴って雨水管を整備をしていると。

そんな中で、ここに昨年、一昨年と入れさせていただいたこの1,500ミリのヒューム管でもって、ここから上流部分の雨水を取るという整備を進めさせていただいたもんですから、それが側溝等でスムーズに取れば、十分はけるという整備でございます。

○中島委員

この予算の中で浸水対策、約5,000万の中身は、どういうところの整備ということになりますか。

○下水道課長

先ほども言いましたように、今年度末で御林公園の北東の角まで雨水管の整備をやることになってございます。その続きで。

新池のほうへおよそ220メートル、ヒューム管の1,000ミリを入れていくという予定をしております。

それと、先ほど言いましたように、駅周辺の区画

整理事業に伴って、ユニーの南陽通りの北側に600掛ける600のボックスですね、それを100メートルやる予定をしております。それが4,800万円の事業の予定でございます。

○中島委員

この地図の中に、2-13という丸とですね。このあたり、それから1-27というところで載っている黒い線がそうだということですね。新池のあたりも、いろいろ側溝問題がたくさん今までも問題になっていて、多少こういうので改善されるのかなと期待はしますけどね。

やっぱり、公共下水も必要、それから浸水対策等も必要ということは、市民からは公共下水は目に見えないということもあるわけですが、今はないところについても、合併浄化槽が必ず入るとか、いろんな形で下水の代替措置がいろんなところで新築の部分には全部とられているという中でいうと、何かあったら大変というのは、結構浸水対策ということにも、災害対策ということにもなってくるので、公共下水としてのその大きな浸水対策もあるし、今のような対策もあるしということで、やはり浸水対策も結構重要な役割があるんじゃないかなということを私は感じております。

58%公共下水道普及率が、全県的にいうと、非常にまだ低いし、近隣でも、もう70%、80%行っちゃっているというところに比べると、大変低いということではありますが、そのバランスがこれからの進め方というのは見きわめなきゃいけないとは思いますが、市のほうがその辺の予算をばっちりつけていけるかどうかということで、これもなかなか厳しいなど。

本会議の中では、大型の連立事業がある、それから公共施設の保全事業がある、こういう大きなものを抱えながら、市民の予算だよということで議論が高橋議員からもいろいろ出ておりました。もう一つ加えて言うならば、公共下水の大きな計画というものもこれに入ってくるような大きな比重を占めるなどということを考えておりますけどね。

そういうことで、全体の運営ということになりますけども、公共下水についても、安定的な推進

という、これをキープを必ずしてもらいたいと思いますので、副市長、その点について大きい話。あんまり無駄なところの八橋のほうの線は、余り早くやらんでもいいんじゃないかなとまた言ってしまいますけど、本当に重要なところについて、切実なところについて優先的にやってもらいたいという立場からちょっと言わせていただきますが、どうでしょう。

○清水副市長

確かに、公共下水道も、まだまだ全体からいけば普及率がまだまだということがありますので、そういった意味での推進も図らせていただかなくてはいけない。

そういった公共施設の保全ということでもいいですと、今の昭和地区のそういう下水の問題もそうですし、今進めさせていただいている下水も、これが経年で、全部が整わないうちに、また当初のものが保全が必要だというのは、非常にたちごっこ的なところもあるわけです。そういった意味では、非常にいつまでたってもそういった投資といいますか、そういう経費というものは必要だということは思っております。

そういったことでは、下水もそうですし、道路もそうですし、いわゆる箱モノと言われるそういった公共施設も含めてしっかり対応するという意味での全体的なことも今後は視野に入れながら対応しなくちゃいけないということで、大変厳しいわけですが、これが私たちの与えられたことだというふうに考えておりますので、計画的なそういうものをお示しながら進めてまいりたいと思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号について、挙手により採決します。

議案第34号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第34号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 平成25年度知立市水道事業会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

水道事業のこういう基本計画マスタープランの策定委託業務という、こういう資料をいただきました。

一番関心があるところは、やっぱり浄水場をどうするんだということがいつも出ているわけです。私も感じているわけで、新しいものをつくったけれども、知立市の地下水を活用するという意味の浄水場、これについても相当ここの中で検討されておりますよね。検討されている。結論は出す形ではありませんが、検討をされていると。

この点について、この範囲内でまとめの内容について御報告をいただきたいと思います。

○水道課長

知立市の水道ビジョンに基づきまして、施設の更新計画を策定をさせていただきました。

その中で、知立浄水場については、地震の場合に機能停止ということを予想される被害がありません。その中で知立浄水場をどうしていくかという方向を、存廃についてまだ決定ができないということがありまして、知立浄水場を今後どうしていくかということを課内のほうで検討会議を開きま

して、その中で、この中の報告書にもありますとおり、浄水場の新しくつくっていくということになりますと、30億円ほどの費用を必要とするということで、その費用を捻出するということは、今の知立市の水道事業としてはなかなか難しいと。

また、知立配水場という施設がございまして、これも昭和45年に竣工しておりまして、もう約40年を経過しております。どちらを優先して更新していくかということを議論をいたしまして、まずは知立市の給水区域の8割を占めております八橋配水場を更新をしていくという方向をちょうどつけました。それに基づきまして、八橋配水場を更新していくに当たっては、西町の2期の工事が必要ということになりますので、バックアップとしての2期の工事が必要となるということで、まずは西町の配水場の2期工事を先行して施工していきたいということに基づきまして財政計画をつくらせていただきました。お手元にあります計画をつくらせていただきました。

その中で、西町の2期を作成し、八橋配水場を更新していくということの流れでいきますと、平成29年以降、単年度で赤字ということの計画となっております。これについては、今後コスト縮減をしていながら、皆さんの水道料金に反映しないような計画としていきたいと思っております。

以上でございます。

○中島委員

配水場そのものを更新事業すると、30億円もかかっちゃうよということを含めて、でも廃止ということではなく、この財政計画、廃止ではなく、こういうふうにして修理しながらやっていくとどうなるかというようなことで一覧表で載っているわけですね。

八橋の配水場も、更新修繕とかいろいろあるという中で、それを前提にすると、西町配水場の第2期目をつくらなきゃいけないということになっているわけですね。これ平成25年が2億8,918万1,000円。これ財政計画の中で、西町の配水場に、これ完成するまでにこれが要ということですよ。

こと、それから平成27年に3億5,500万円と、こういうふうに大型のお金が投入される計画ですけども、平成25年と平成27年の関係、平成25年の、これは中身的にはどういうことですか。

○水道課長

平成25年は、今、西町の1期を築造しております、平成24年、平成25年の2年、継続工事で、ポンプ設備、それから電気計装設備の工事を行っております。その平成25年度の費用となります。

○中島委員

平成27年には2期目ということで、第1期よりも、いろんな意味では、もう接続とかなんとかのもともまでのものはできているので、本体をポンとつくればいいという感じで。でも3億5,000万円と、3億5,500万円、第2期の工事では必要だと、こういうことですね、これは。その前の1,500万円は、その設計費とかそういうことで載せていらっしやるんでしょうね。

設計費ということで、こういう進め方で西町の配水場についてはやっていくということは内定はもうしていると、こういうことですか。

○水道課長

私どもの課内の会議の中で、八橋配水場を更新していくに当たっては、ポンプを更新していくということになりますと、片肺ずつ、要は一域ずつの更新となりますので、どうしても八橋配水場のバックアップとしての西町の2期がどうしても必要だということの結論でしたので、先行して西町の2期の配水池の築造を先行してやっていきたいという結論です。

○中島委員

今年度については、知立市の浄水場、1億1,600万円余投入と。八橋の配水場は1,800万円余を投入と。この中身についても御説明ください。今年度の予算。

○水道課長

浄水場の工事ではありますが、まず水源であります第10水源の深井戸の更新工事を計画しております。

それから、老朽施設更新事業といたしまして、

現在、知立浄水場の中にあります浄水場の管理の電気計装関係と、八橋配水場の遠隔操作の電気計装関係があるんですが、その更新を予定しております。それと、フロキュレーター更新としまして上げております。

それから、あと八橋の配水場の外壁の改修工事を計上させていただいております。

○中島委員

そういうことで、少しずつの更新の中身がこの金額になっているということでもあります。

八橋の配水場については、3億円を越すのは平成28年度に出てきますね。ここで大型の更新事業を行うと。3億2,000万円、2億9,000万円、2億9,000万円と、3カ年にわたってこういう計画では出ております。

この中であんまりはつきりしないのは、やっぱり知立浄水場については、大型の投入をするところには全く出ていないと。平成25年度の1億1,000万円が最高で、あとはちょんちょん行って、ゼロ、ゼロ、ゼロと行って、これ8,000万円ですよ、8,000万円、8,000万円、8,000万円。これはとても大きな改修工事しようというふうな予算には全くなっていないと。

事実上、もうこれは、八橋については終えんを待つという、こういう予算というか、事業計画になっていると。終えんを待つのみという、こういうふうですか。

○水道課長

終えんではなくて、現在、知立浄水場に関しては、現状では県水よりも安価な水を供給できておりますので、今後も小規模な更新工事をを行いながら延命は続けていきたいというふうを考えております。

○中島委員

だけれども、大きな改修工事の費用を投じようという計画には全くなっていませんよね、これ。

何か地震が起きたときには、施設機能停止という、赤い文字で書かれておりますよね。停止しちゃうと。

何も手を打たなければ、これはだめになるとい

うだけじゃないですか。何もしないということで
すかね、もう。大きな工事を。

○水道課長

今、このまず予測の中で、大規模地震が起きれば機能停止するという予測となっております。

浄水場に関しては、もう50年を経過しております。施設の法的耐用年数が60年ということがありますので、あと10年という中で、この浄水場を30億円をかけて更新していくということが必要かどうかという判断がありまして、その中で、浄水場は今のままで小規模な改修をして延命を続け、市内の8割を受け持つ八橋配水場にそういう機能の更新をしていくという、そういうシフトをしていくということになっております。

○中島委員

終えんを待つという、そんな感じがいたしますね。だって、地震が来たら、もう壊れるわけでしょう。地震が来たら、もう壊れてしまう。機能停止するという。こういうもう計画書では、廃止とは言っていないけども、実質的なこの財政計画見ると、そういうことかなという感じはするんですね。

安価だし、災害時にもやはり水を確保するという大きな可能性を秘めている井戸でありますのでね。そういった点では、重要だというなら、重要だというような計画にならなければならないわけですよ。だけど、全くそういう計画にはなっていないと。

上下水道部長、どうでしょう。

○上下水道部長

今回お示した計画では、結論として、浄水場の存廃については保留というような形になっております。

これにつきましては、浄水場、先ほども水道課長が申しましたように、50年たっております。構造物については、60年、機械・設備については、それ以下の更新というんですかね、それぞれの更新をしてきておるわけですが、施設の改修等をしてきておるわけですが、本格的な更新をする場合に、一旦機能をとめないといけないとい

うことがあります。浄水施設、耐震改修するにしても、池を耐震改修するにしても、その機能を全て停止してからでないと、そういう大規模な改修ができないというような状況もございまして、まだまだ新たな更新をするのか、移設をするのか、廃止をするのか、そういうようなこともありますので、今回こういうような形でお示したということでございます。

今後、先ほども水道課長が申しましたように、安価で低廉なものを、水を供給しておりますので、この中では平成35年までということになっておりますけれども、その前に浄水場を改築する、しない、どちらにしましても、八橋の、現在は、今ですと約2割少しですかね、浄水場は、八橋の配水場が8割近く水を賄っておりますので。中での検討で、八橋を先にしたほうがいいのかという結論というんですかね、中での結果ではそういう形になっておりますので、今回はそういう形で。

浄水場は、その先に存廃をもう一度検討、少しずつ検討させていただきたいというふうで、今回お示しました。

以上です。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後7時55分

再開 午後8時04分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

今そういった浄水場を含めた見直しということで計画が出ているものですから、確認をさせていただいたわけですが、30億円もかかるよという、浄水場の全く壊して新しいのをつくるよという、そんなことになるよ30億円だというふうな数字を示されると、じゃあもうやっつけられないじゃないのという、それ結論みたいに思ってしまうんですけども。安全パイとしての井戸水という。これについては、これはトップ判断をしていくしかないな。どういう方向でいくのかという

ことについては、計算だけはすごく細かくしていただいてやっていただいたもんですからね。

ですから、これについての今後の取り組み、ちょうど平成35年までの計画になっておりまして、連立事業が終わると。借金を返すの、まだ続いたるだろうと思うけど。今度、区画整理がまだあれかな。

そういうことで、浄水場対策も、その後なら何とかなるのかなという感じもしないでもないですけども、どんなふうにもちょっと考えておみえになるのか、御所見を伺いたいなど。市長。

○林市長

今の水道の計画でありますけれども、今、上下水道部長とか水道課長申し上げましたように、浄水場か配水場かという話の中で、いざというときに、大きな地震が来たときにどうするんだという話を、優先を、そういうことを考えますと、あとお金のことも考えますと、やはり配水場が主体になっていくのかなということで、西町配水場の2期工事を進めていく。そうしたことのまず計画。

浄水場は、じゃあどうするのという話の中で、浄水場も閉じちゃうよという、まだそういう積極的な考えはないわけでありまして、やはり浄水場のいいところというのは非常にたくさんあるわけでございます。

この浄水場について、やはり考えるときには財源ということで、地方債はどれだけつけていけるのかとか、そのあたりも腰を据えて考えないかなということもあります。

一方で、先ほどの下水のところで出たんですけども、地震が起きたときに、水道管が破裂しちゃいかんわけですから、そうした布設がえも着実に進めております。また、そのほかにも水道管の、例えば病院の近くにかたい管を入れるとか、そういうこともやっとなるわけでありまして。

そうしたこともまず優先しないかななどと考えますと、この浄水場を30億円かけて、さあつくり直しましょうということまではまだ手が回らないという状況でありまして。ですけれども、いざというときには、こんなこと言っておれないです

から、配水場はしっかりやらないかなという、そういう今、考え方であります。

○中島委員

とりあえずは西町の配水場の2期工事という計画になっておりまして、このバックアップ機能を確保しながら、八橋の配水場も直そうという、こういう計画で、例えば、これ井戸水のもう一番利便性ということを全く度外視して、配水場とこの2期の西町の配水場、これ、八橋と西町の全体で3期の配水場ということで、全部水としては十分賄えるんだというふうにお考えになっているんですか。

○水道課長

今、浄水場と八橋配水場、それから西町配水場で、水に関しては賄えるという状況でございます。

○中島委員

そうなりますと、要らんじゃないのという話がもう暗にあるようでちょっと心配なんです。

西町の第2期工事というものも、これは1期、2期とあわせて、災害のためのフォローできる量の確保なんだと。2期あわせて絶対必要なものとなるということですよね。24時間でしたかね。12時間か。キープしなきゃならないというね、水を。

これは、2期ないとこれはだめという内容でしたか。1期でも大丈夫ですか。

○水道課長

指針のほうで言われております12時間対応ということでいいますと、西町配水場の1期の3,000トンの貯水があれば、12時間は対応できるということなんですが、ほかの事業体においては、12時間ではなくて24時間という、そういう対応も進んでくる状況もありますので、それを含ますと、知立浄水場、八橋配水場、西町配水場の中での運用でも12時間以上水を賄っていただけるということでございます。

○中島委員

1期でも大丈夫だという内容ではあるんだけどということですが、2期をつくって、代替機能を含めながら新設だとか改築をやるということですか。

ので、余分だとは言いませんけれども、それだけで十分だというふうになって、後に追いやられる浄水場がちょっと心配だということを私は言っておきたいと思います。

一般会計の繰り入れという出資金ですね。配水場なり、それから西町と八橋の配水場、こういった工事についての一定割合を繰り入れをするというルールを前、表明していただいておりますけれども、今回の工事に対して、これがキープされていないんじゃないですか。

○上下水道部長

今回の西町配水場の2期の分については一応考えておりますが、あと重要給水管というんですかね、管路の耐震化についても一応考慮はしておりますが、八橋配水場の改修につきましては、まだ現在、財政当局との話し合いは済んでおりません。

○中島委員

2,100万円の西町の配水場の工事に対する出資金が計上されているということです。西町そのものについては2億8,900万円ですし、これに対してもちょっと不足しているし、それから、ほかのものを含めると、建築関係では9億1,475万1,000円という事業費、一部ちょっと除くものもあるかもしれませんけれども、9億円ぐらい工事費ですよ。市からの出資金は2,100万円ということであります。

現在の企画部長が担当していらっしゃる時から、この出資ということについての割合を表明していらっしゃいましたけれども、現在は、その割合についてはどういう確認になっていきますか。

○水道課長

現在の築造しております西町配水場の工事に関しては、事業費の1割ということで繰り入れをお願いをしております。

○中島委員

西町のあれで、もう1割は満たないという内容ですよ。この計画の数字からいいますとね。

将来的に必要なになってくるということも含めて、平準的に繰り入れがあって、それがたまって、最後、大きな工事も受けられるような会計状況とい

うものをつくっていくべきじゃないかなというふうに思うんですよ。

現在は、収支の関係、資金の残高ということで資料もありますけれども、これは平成20年で15億円だったかな、平成20年度で15億円の利益になっているんですね。平成24年度も15億円ですよ。平成25年度はちょっとたくさん使うよということで、13億円。それ順番に、11億円、10億円、9億円、8億7,000万円というふうでずっと行って、平成35年の残高は、でも9億5,800万円と、こういう流れになっていて、利益を一応見込んでこういう運転はされていくという中身になっているんですけども、途中で、単年度では赤字になったりいろいろするというので、やはり長期的な一定の出資金というものは、やはり水道に対してもやっていただきたいなど、そんなふうと思うんですね。大きな事業をドンと来るということを前提で言うならば、そういった対策をやはりとっていただきたいと思います。

今、利益があるからもう出資しないよというんじゃないなくて、次期30億円という浄水場がやれるだけの力をつけるための出資はルールに基づいてやっていただきたいと、こんなふうに思いますけれども、副市長、どうですか。財政的なことからの支援なんですけどね。

○清水副市長

現在の西町の配水場については、災害対策というような側面もあるというようなことから、事業費の10%だったか、私、直接工事費の10%かなというふうにちょっと思っていましたけれども。いずれにしても、そのことは取り決めがさせていただきますので、それは毎年度の予算の中できちっとそれは計上させていただく、出資をさせていただくということでございます。

それから、今最後におっしゃった、浄水場、そういうことの中で30億円を賄うようなというふうなお話ありましたけれども、現時点で西町の第2期が終わって、八橋の本格的な改修といえますか、震災対策がきちんとしてくれば、これはこれで十分市内の水が賄えるというふうに理解をしております。

ますので。

しかし、先ほど来出ていますように、今の浄水場も非常に安価に皆さんに提供できているという、そういう現状もございますので、直ちにその結論を出すということではございませんので、それは少し時間をいただく中で、他のそういった耐震事業の進行の中で検討するべきだろうというふうに判断しております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号について、挙手により採決します。

議案第38号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第38号 平成25年度知立市水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号について、挙手により採決します。

議案第39号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第39号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後8時19分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証する
ためにここに署名する。

平成25年 9月 5日

知立市議会建設水道委員会

委員長 川 合 正 彦